

資 料 編

I 精神保健福祉関係法令

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

〔昭和25年5月1日〕
〔法律第123号〕

最終改正：平成23年5月25日法律第53号

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 精神保健福祉センター（第6条—第8条）
- 第3章 地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会（第9条—第17条）
- 第4章 精神保健指定医、登録研修機関及び精神科病院
 - 第1節 精神保健指定医（第18条—第19条の6）
 - 第2節 登録研修機関（第19条の6の2—第19条の6の17）
 - 第3節 精神科病院（第19条の7—第19条の10）
- 第5章 医療及び保護
 - 第1節 保護者（第20条—第22条の2）
 - 第2節 任意入院（第22条の3・第22条の4）
 - 第3節 指定医の診察及び措置入院（第23条—第32条）
 - 第4節 医療保護入院等（第33条—第35条）
 - 第5節 精神科病院における処遇等（第36条—第40条）
 - 第6節 雑則（第41条—第44条）
- 第6章 保健及び福祉
 - 第1節 精神障害者保健福祉手帳（第45条・第45条の2）
 - 第2節 相談指導等（第46条—第51条）
- 第7章 精神障害者社会復帰促進センター（第51条の2—第51条の11）
- 第8章 雑則（第51条の11の2—第51条の15）
- 第9章 罰則（第52条—第57条）
- 附則

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図る

ことを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第2条 国及び地方公共団体は、障害者自立支援法の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業と相まって、医療施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他の国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

(国民の義務)

第3条 国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者に対する理解を深め、及び精神障害者がある障害を克服して社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をしようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

(精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮)

第4条 医療施設の設置者又は社会適応訓練事業を行う者は、その施設を運営し、又はその事業を行うに当たっては、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るように努めなければならない。

2 国、地方公共団体、医療施設の設置者及び社会適応訓練事業を行う者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(定義)

第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

第2章 精神保健福祉センター

(精神保健福祉センター)

第6条 都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関（以下「精神保健福祉センター」という。）を置くものとする。

2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。

二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。

三 精神医療審査会の事務を行うこと。

四 第45条第1項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を

必要とするものを行うこと。

五 障害者自立支援法第22条第2項の規定により、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。

六 障害者自立支援法第26条第1項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

(国の補助)

第7条 国は、都道府県が前条の施設を設置したときは、政令の定めるところにより、その設置に要する経費については2分の1、その運営に要する経費については3分の1を補助する。

(条例への委任)

第8条 この法律に定めるもののほか、精神保健福祉センターに関して必要な事項は、条例で定める。

第3章 地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会

(地方精神保健福祉審議会)

第9条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、精神保健福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方精神保健福祉審議会」という。）を置くことができる。

2 地方精神保健福祉審議会は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる。

3 前2項に定めるもののほか、地方精神保健福祉審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第10条 削除

第11条 削除

(精神医療審査会)

第12条 第38条の3第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）及び第38条の5第2項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、精神医療審査会を置く。

(委員)

第13条 精神医療審査会の委員は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（第18条第1項に規定する精神保健指定医である者に限る。）、法律に関し学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。

(審査の案件の取扱い)

第14条 精神医療審査会は、その指名する委員5人をもつて構成する合議体で、審査の案件を取り扱う。

2 合議体を構成する委員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定める

員数以上とする。

一 精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 2

二 法律に関し学識経験を有する者 1

三 その他の学識経験を有する者 1

(政令への委任)

第15条 この法律で定めるもののほか、精神医療審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第16条 削除

第17条 削除

第4章 精神保健指定医、登録研修機関及び精神科病院

第1節 精神保健指定医

(精神保健指定医)

第18条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第19条の4に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医(以下「指定医」という。)に指定する。

一 5年以上診断又は治療に従事した経験を有すること。

二 3年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有すること。

三 厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有すること。

四 厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(申請前1年以内に行われたものに限る。)の課程を修了していること。

2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、第19条の2第1項又は第2項の規定により指定医の指定を取り消された後5年を経過していない者その他指定医として著しく不適当と認められる者については、前項の指定をしないことができる。

3 厚生労働大臣は、第1項第3号に規定する精神障害及びその診断又は治療に従事した経験の程度を定めようとするとき、同項の規定により指定医の指定をしようとするとき又は前項の規定により指定医の指定をしないものとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

(指定後の研修)

第19条 指定医は、5の年度(毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この条において同じ。)ごとに厚生労働大臣が定める年度において、厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。

2 前条第1項の規定による指定は、当該指定を受けた者が前項に規定する研修を受けなかったときは、当該研修を受けるべき年度の終了の日にその効力を失う。ただし、当該

研修を受けなかつたことにつき厚生労働省令で定めるやむを得ない理由が存すると厚生労働大臣が認めたときは、この限りでない。

(指定の取消し等)

第19条の2 指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消さなければならない。

2 指定医がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき又はその職務に関し著しく不当な行為を行つたときその他指定医として著しく不適当と認められるときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、指定医について第2項に該当すると思料するときは、その旨を厚生労働大臣に通知することができる。

第19条の3 削除

(職務)

第19条の4 指定医は、第22条の4第3項及び第29条の5の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定、第33条第1項及び第33条の4第1項の規定による入院を必要とするかどうか及び第22条の3の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定、第36条第3項に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定、第38条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する報告事項に係る入院中の者の診察並びに第40条の規定により1時退院させて経過を見ることが適当かどうかの判定の職務を行う。

2 指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、次に掲げる職務を行う。

一 第29条第1項及び第29条の2第1項の規定による入院を必要とするかどうかの判定

二 第29条の2の2第3項(第34条第4項において準用する場合を含む。)に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定

三 第29条の4第2項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定

四 第34条第1項及び第3項の規定による移送を必要とするかどうかの判定

五 第38条の3第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)及び第38条の5第4項の規定による診察

六 第38条の6第1項の規定による立入検査、質問及び診察

七 第38条の7第2項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定

八 第45条の2第4項の規定による診察

(診療録の記載義務)

第19条の4の2 指定医は、前条第1項に規定する職務を行つたときは、遅滞なく、当該指定医の氏名その他厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

(指定医の必置)

第19条の5 第29条第1項、第29条の2第1項、第33条第1項、第2項若しくは第4項又は第33条の4第1項若しくは第2項の規定により精神障害者を入院させている精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第19条の10を除き、以下同じ。)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神科病院に常時勤務する指定医(第19条の2第2項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第53条第1項を除き、以下同じ。)を置かなければならない。

(政令及び省令への委任)

第19条の6 この法律に規定するもののほか、指定医の指定に関して必要な事項は政令で、第18条第1項第4号及び第19条第1項の規定による研修に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第2節 登録研修機関

(登録)

第19条の6の2 第18条第1項第4号又は第19条第1項の登録(以下この節において「登録」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、第18条第1項第4号又は第19条第1項の研修(以下この節において「研修」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第19条の6の3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又は障害者自立支援法若しくは同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- 二 第19条の6の13の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第19条の6の4 厚生労働大臣は、第19条の6の2の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 別表の第1欄に掲げる科目を教授し、その時間数が同表の第3欄又は第4欄に掲げる時間数以上であること。
- 二 別表の第2欄で定める条件に適合する学識経験を有する者が前号に規定する科目を教授するものであること。

2 登録は、研修機関登録簿に登録を受ける者の氏名又は名称、住所、登録の年月日及び登録番号を記載してするものとする。

(登録の更新)

第19条の6の5 登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前3条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(研修の実施義務)

第19条の6の6 登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、研修の実施に関する計画（以下「研修計画」という。）を作成し、研修計画に従つて研修を行わなければならない。

2 登録研修機関は、公正に、かつ、第18条第1項第4号又は第19条第1項の厚生労働省令で定めるところにより研修を行わなければならない。

3 登録研修機関は、毎事業年度の開始前に、第1項の規定により作成した研修計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(変更の届出)

第19条の6の7 登録研修機関は、その氏名若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第19条の6の8 登録研修機関は、研修の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、研修の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、研修の実施方法、研修に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第19条の6の9 登録研修機関は、研修の業務の全部又は1部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第19条の6の10 登録研修機関は、毎事業年度経過後3月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第57条において「財務諸表等」という。）を作成し、5年間事務所に備えて置かななければならない。

2 研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第19条の6の11 厚生労働大臣は、登録研修機関が第19条の6の4第1項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第19条の6の12 厚生労働大臣は、登録研修機関が第19条の6の6第1項又は第2項の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、研修を行うべきこと又は研修の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第19条の6の13 厚生労働大臣は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修の業務の全部若しくは1部の停止を命ずることができる。

一 第19条の6の3第1号又は第3号に該当するに至つたとき。

二 第19条の6の6第3項、第19条の6の7、第19条の6の8、第19条の6の9、第19条の6の10第1項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第19条の6の10第2項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第19条の6の11又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第19条の6の14 登録研修機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、研修に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(厚生労働大臣による研修業務の実施)

第19条の6の15 厚生労働大臣は、登録を受ける者がいないとき、第19条の6の9の規定による研修の業務の全部又は1部の休止又は廃止の届出があつたとき、第19条の6の13の規定により登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修の業務の全部若しくは1部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により研修の業務の全部又は1部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該研修の業務の全部又は1部を自ら行うことができる。

2 前項の規定により厚生労働大臣が行う研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

3 厚生労働大臣が第1項の規定により研修の業務の全部又は1部を自ら行う場合におけ

る研修の業務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。

(報告の徴収及び立入検査)

第19条の6の16 厚生労働大臣は、研修の業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録研修機関に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第19条の6の17 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第19条の6の7の規定による届出があつたとき。

三 第19条の6の9の規定による届出があつたとき。

四 第19条の6の13の規定により登録を取り消し、又は研修の業務の停止を命じたとき。

五 第19条の6の15の規定により厚生労働大臣が研修の業務の全部若しくは1部を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた研修の業務の全部若しくは1部を行わないこととするとき。

第3節 精神科病院

(都道府県立精神科病院)

第19条の7 都道府県は、精神科病院を設置しなければならない。ただし、次条の規定による指定病院がある場合においては、その設置を延期することができる。

2 都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。次条において同じ。)が精神科病院を設置している場合には、当該都道府県については、前項の規定は、適用しない。

(指定病院)

第19条の8 都道府県知事は、国、都道府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人(以下「国等」という。)以外の者が設置した精神科病院であつて厚生労働大臣の定める基準に適合するものの全部又は1部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設(以下「指定病院」という。)として指定することができる。

(指定の取消し)

第19条の9 都道府県知事は、指定病院が、前条の基準に適合しなくなつたとき、又はその運営方法がその目的遂行のために不適當であると認めたときは、その指定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定によりその指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会が置かれていない都道府県にあつては、医療法（昭和23年法律第205号）第71条の2第1項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第1項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、指定病院に入院中の者の処遇を確保する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

（国の補助）

第19条の10 国は、都道府県が設置する精神科病院及び精神科病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営に要する経費（第30条第1項の規定により都道府県が負担する費用を除く。次項において同じ。）に対し、政令の定めるところにより、その2分の1を補助する。

2 国は、営利を目的としない法人が設置する精神科病院及び精神科病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営に要する経費に対し、政令の定めるところにより、その2分の1以内を補助することができる。

第5章 医療及び保護

第1節 保護者

（保護者）

第20条 精神障害者については、その後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護者となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は保護者とならない。

一 行方の知れない者

二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

四 破産者

五 成年被後見人又は被保佐人

六 未成年者

2 保護者が数人ある場合において、その義務を行うべき順位は、次のとおりとする。ただし、本人の保護のため特に必要があると認める場合には、後見人又は保佐人以外の者について家庭裁判所は利害関係人の申立てによりその順位を変更することができる。

一 後見人又は保佐人

二 配偶者

三 親権を行う者

四 前2号の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者

3 前項ただし書の規定による順位の変更及び同項第4号の規定による選任は家事審判法（昭和22年法律第152号）の適用については、同法第9条第1項 甲類に掲げる事項とみなす。

第21条 前条第2項各号の保護者がいないとき又はこれらの保護者がその義務を行うことができないときはその精神障害者の居住地を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）、居住地がないか又は明らかでないときはその精神障害者の現在地を管轄する市町村長が保護者となる。

第22条 保護者は、精神障害者（第22条の4第2項に規定する任意入院者及び病院又は診療所に入院しないで行われる精神障害の医療を継続して受けている者を除く。以下この項及び第3項において同じ。）に治療を受けさせ、及び精神障害者の財産上の利益を保護しなければならない。

2 保護者は、精神障害者の診断が正しく行われるよう医師に協力しなければならない。

3 保護者は、精神障害者に医療を受けさせるに当たっては、医師の指示に従わなければならない。

第22条の2 保護者は、第41条の規定による義務（第29条の3又は第29条の4第1項の規定により退院する者の引取りに係るものに限る。）を行うに当たり必要があるときは、当該精神科病院若しくは指定病院の管理者又は当該精神科病院若しくは指定病院と関連する障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う者に対し、当該精神障害者の社会復帰の促進に関し、相談し、及び必要な援助を求めることができる。

第2節 任意入院

（任意入院）

第22条の3 精神科病院の管理者は、精神障害者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならない。

第22条の4 精神障害者が自ら入院する場合においては、精神科病院の管理者は、その入院に際し、当該精神障害者に対して第38条の4の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせ、当該精神障害者から自ら入院する旨を記載した書面を受けなければならない。

2 精神科病院の管理者は、自ら入院した精神障害者（以下「任意入院者」という。）から退院の申出があつた場合においては、その者を退院させなければならない。

3 前項に規定する場合において、精神科病院の管理者は、指定医による診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めたときは、同項の規定にかかわらず、72時間を限り、その者を退院させないことができる。

4 前項に規定する場合において、精神科病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて指定医以外の医師（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の4第

1 項の規定による登録を受けていることその他厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。以下「特定医師」という。)に任意入院者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、12時間を限り、その者を退院させないことができる。

5 第19条の4の2の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第1項」とあるのは「第22条の4第4項に規定する特定医師は、同項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

6 精神科病院の管理者は、第4項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

7 精神科病院の管理者は、第3項又は第4項後段の規定による措置を採る場合においては、当該任意入院者に対し、当該措置を採る旨、第38条の4の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

第3節 指定医の診察及び措置入院

(診察及び保護の申請)

第23条 精神障害者又はその疑いのある者を知つた者は、誰でも、その者について指定医の診察及び必要な保護を都道府県知事に申請することができる。

2 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日
 - 二 本人の現在場所、居住地、氏名、性別及び生年月日
 - 三 症状の概要
 - 四 現に本人の保護の任に当っている者があるときはその者の住所及び氏名
- (警察官の通報)

第24条 警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

(検察官の通報)

第25条 検察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判(懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判を除く。)が確定したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、当該不起訴処分をされ、又は裁判を受けた者について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110

号) 第33条第1項の申立てをしたときは、この限りでない。

2 検察官は、前項本文に規定する場合のほか、精神障害者若しくはその疑いのある被疑者若しくは被告人又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者(同法第2条第3項に規定する対象者をいう。第26条の3及び第44条第1項において同じ。)について、特に必要があると認めたときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。

(保護観察所の長の通報)

第25条の2 保護観察所の長は、保護観察に付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知ったときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。

(矯正施設の長の通報)

第26条 矯正施設(拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)の長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、左の事項を本人の居住地(居住地がない場合は当該矯正施設の所在地)の都道府県知事に通報しなければならない。

一 本人の居住地、氏名、性別及び生年月日

二 症状の概要

三 釈放、退院又は退所の年月日

四 引取人の住所及び氏名

(精神科病院の管理者の届出)

第26条の2 精神科病院の管理者は、入院中の精神障害者であつて、第29条第1項の要件に該当すると認められるものから退院の申出があつたときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報)

第26条の3 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第2条第6項に規定する指定通院医療機関の管理者及び保護観察所の長は、同法の対象者であつて同条第5項に規定する指定入院医療機関に入院していないものがその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

(申請等に基づき行われる指定医の診察等)

第27条 都道府県知事は、第23条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。

2 都道府県知事は、入院させなければ精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、第23条から前条までの規定による申請、通報又は届出がない場合においても、その指定する指定医をして診察をさせることができる。

3 都道府県知事は、前2項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち会わせなければならない。

4 指定医及び前項の当該職員は、前3項の職務を行うに当たつて必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる。

5 第19条の6の16第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第27条第4項」と、「当該職員」とあるのは「指定医及び当該職員」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第27条第4項」と読み替えるものとする。

(診察の通知)

第28条 都道府県知事は、前条第1項の規定により診察をさせるに当つて現に本人の保護の任に当たっている者がある場合には、あらかじめ、診察の日時及び場所をその者に通知しなければならない。

2 後見人又は保佐人、親権を行う者、配偶者その他現に本人の保護の任に当たっている者は、前条第1項の診察に立ち会うことができる。

(判定の基準)

第28条の2 第27条第1項又は第2項の規定により診察をした指定医は、厚生労働大臣の定める基準に従い、当該診察をした者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの判定を行わなければならない。

(都道府県知事による入院措置)

第29条 都道府県知事は、第27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する2人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が1致した場合でなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第38条の4の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

4 国等の設置した精神科病院及び指定病院の管理者は、病床（病院の1部について第19条の8の指定を受けている指定病院にあつてはその指定に係る病床）に既に第1項又は次条第1項の規定により入院をさせた者がいるため余裕がない場合のほかは、第1項の精神障害者を入院させなければならない。

第29条の2 都道府県知事は、前条第1項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、第27条、第28条及び前条の規定による手続を

採ることができない場合において、その指定する指定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めたときは、その者を前条第1項に規定する精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

2 都道府県知事は、前項の措置をとつたときは、すみやかに、その者につき、前条第1項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しなければならない。

3 第1項の規定による入院の期間は、72時間を超えることができない。

4 第27条第4項及び第5項並びに第28条の2の規定は第1項の規定による診察について、前条第3項の規定は第1項の規定による措置を採る場合について、同条第4項の規定は第1項の規定により入院する者の入院について準用する。

第29条の2の2 都道府県知事は、第29条第1項又は前条第1項の規定による入院措置を採ろうとする精神障害者を、当該入院措置に係る病院に移送しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により移送を行う場合においては、当該精神障害者に対し、当該移送を行う旨その他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による移送を行うに当たっては、当該精神障害者を診察した指定医が必要と認めたときは、その者の医療又は保護に欠くことのできない限度において、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限を行うことができる。

第29条の3 第29条第1項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、第29条の2第1項の規定により入院した者について、都道府県知事から、第29条第1項の規定による入院措置を採らない旨の通知を受けたとき、又は第29条の2第3項の期間内に第29条第1項の規定による入院措置を採る旨の通知がないときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

(入院措置の解除)

第29条の4 都道府県知事は、第29条第1項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者の意見を聞くものとする。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を退院させるには、その者が入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められることについて、その指定する指定医による診察の結果又は次条の規定による診察の結果に基づく場合でなければならない。

第29条の5 措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その旨、

その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(入院措置の場合の診療方針及び医療に要する費用の額)

第29条の6 第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院する者について国等の設置した精神科病院又は指定病院が行う医療に関する診療方針及びその医療に要する費用の額の算定方法は、健康保険の診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例による。

2 前項に規定する診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(社会保険診療報酬支払基金への事務の委託)

第29条の7 都道府県は、第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院する者について国等の設置した精神科病院又は指定病院が行った医療が前条に規定する診療方針に適合するかどうかについての審査及びその医療に要する費用の額の算定並びに国等又は指定病院の設置者に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

(費用の負担)

第30条 第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により都道府県知事が入院させた精神障害者の入院に要する費用は、都道府県が負担する。

2 国は、都道府県が前項の規定により負担する費用を支弁したときは、政令の定めるところにより、その4分の3を負担する。

(他の法律による医療に関する給付との調整)

第30条の2 前条第1項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

(費用の徴収)

第31条 都道府県知事は、第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができるものと認めたときは、その費用の全部又は1部を徴収することができる。

第32条 削除

第4節 医療保護入院等

(医療保護入院)

第33条 精神科病院の管理者は、次に掲げる者について、保護者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。

一 指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定されたもの

二 第34条第1項の規定により移送された者

2 精神科病院の管理者は、前項第1号に規定する者の保護者について第20条第2項第4号の規定による家庭裁判所の選任を要し、かつ、当該選任がされていない場合又は第34条第2項の規定により移送された場合において、前項第1号に規定する者又は同条第2項の規定により移送された者の扶養義務者の同意があるときは、本人の同意がなくても、当該選任がされるまでの間、4週間を限り、その者を入院させることができる。

3 前項の規定による入院が行われている間は、同項の同意をした扶養義務者は、第20条第2項第4号に掲げる者に該当するものとみなし、第1項の規定を適用する場合を除き、同条に規定する保護者とみなす。

4 第1項又は第2項に規定する場合において、精神科病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、12時間を限り、その者を入院させることができる。

5 第19条の4の2の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第1項」とあるのは「第22条の4第4項に規定する特定医師は、第33条第4項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

6 精神科病院の管理者は、第4項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

7 精神科病院の管理者は、第1項、第2項又は第4項後段の規定による措置を採つたときは、10日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第33条の2 精神科病院の管理者は、前条第1項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）を退院させたときは、10日以内に、その旨及び厚生労働省令で定め

る事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第33条の3 精神科病院の管理者は、第33条第1項、第2項又は第4項後段の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第38条の4の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。ただし、当該入院措置を採った日から4週間を経過する日までの間であつて、当該精神障害者の症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。この場合において、精神科病院の管理者は、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

(応急入院)

第33条の4 厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定する精神科病院の管理者は、医療及び保護の依頼があつた者について、急速を要し、保護者（第33条第2項に規定する場合にあつては、その者の扶養義務者）の同意を得ることができない場合において、その者が、次に該当する者であるときは、本人の同意がなくても、72時間を限り、その者を入院させることができる。

一 指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定されたもの

二 第34条第3項の規定により移送された者

2 前項に規定する場合において、同項に規定する精神科病院の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に同項の医療及び保護の依頼があつた者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、その者が、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、同項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、12時間を限り、その者を入院させることができる。

3 第19条の4の2の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第1項」とあるのは「第22条の4第4項に規定する特定医師は、第33条の4第2項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

4 第1項に規定する精神科病院の管理者は、第2項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 第1項に規定する精神科病院の管理者は、同項又は第2項後段の規定による措置を採つたときは、直ちに、当該措置を採つた理由その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、第1項の指定を受けた精神科病院が同項の基準に適合しなくなつたと認めたときは、その指定を取り消すことができる。

7 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、第1項の指定を受けた精神科病院に入院中の者の処遇を確保する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し前項の事務を行うことを指示することができる。

第33条の5 第19条の9第2項の規定は前条第6項の規定による処分をする場合について、第29条第3項の規定は精神科病院の管理者が前条第1項又は第2項後段の規定による措置を採る場合について準用する。

(医療保護入院等のための移送)

第34条 都道府県知事は、その指定する指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定されたものにつき、保護者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第33条第1項の規定による入院をさせるため第33条の4第1項に規定する精神科病院に移送することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する者の保護者について第20条第2項第4号の規定による家庭裁判所の選任を要し、かつ、当該選任がされていない場合において、その者の扶養義務者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第33条第2項の規定による入院をさせるため第33条の4第1項に規定する精神科病院に移送することができる。

3 都道府県知事は、急速を要し、保護者（前項に規定する場合にあつては、その者の扶養義務者）の同意を得ることができない場合において、その指定する指定医の診察の結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、本人の同意がなくてもその者を第33条の4第1項の規定による入院をさせるため同項に規定する精神科病院に移送することができる。

4 第29条の2の2第2項及び第3項の規定は、前3項の規定による移送を行う場合について準用する。

第35条 削除

第5節 精神科病院における処遇等

(処遇)

第36条 精神科病院の管理者は、入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

2 精神科病院の管理者は、前項の規定にかかわらず、信書の発受の制限、都道府県その他の行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であつて、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができない。

3 第1項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の

意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。

第37条 厚生労働大臣は、前条に定めるもののほか、精神科病院に入院中の者の処遇について必要な基準を定めることができる。

2 前項の基準が定められたときは、精神科病院の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第1項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医の精神科病院の管理者への報告等)

第37条の2 指定医は、その勤務する精神科病院に入院中の者の処遇が第36条の規定に違反していると思料するとき又は前条第1項の基準に適合していないと認めるときその他精神科病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該精神科病院の管理者にその旨を報告すること等により、当該管理者において当該精神科病院に入院中の者の処遇の改善のために必要な措置が採られるよう努めなければならない。

(相談、援助等)

第38条 精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者は、当該施設において医療を受ける精神障害者の社会復帰の促進を図るため、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、及びその保護者等との連絡調整を行うように努めなければならない。

(定期の報告等)

第38条の2 措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項(以下この項において「報告事項」という。)を、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。

2 前項の規定は、医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者について準用する。この場合において、同項中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者(第38条の7第1項、第2項又は第4項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

(定期の報告等による審査)

第38条の3 都道府県知事は、前条第1項若しくは第2項の規定による報告又は第33条第7項の規定による届出(同条第1項の規定による措置に係るものに限る。)があつたとき

は、当該報告又は届出に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 精神医療審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

3 精神医療審査会は、前項の審査をするに当たつて必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者に対して意見を求め、若しくはその者の同意を得て委員（指定医である者に限る。第38条の5第4項において同じ。）に診察させ、又はその者が入院している精神科病院の管理者その他関係者に対して報告若しくは意見を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

4 都道府県知事は、第2項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命じなければならない。

5 都道府県知事は、第1項に定めるもののほか、前条第3項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めることができる。

6 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により都道府県知事が審査を求めた場合について準用する。

（退院等の請求）

第38条の4 精神科病院に入院中の者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができる。

（退院等の請求による審査）

第38条の5 都道府県知事は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 精神医療審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

3 精神医療審査会は、前項の審査をするに当たつては、当該審査に係る前条の規定による請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、精神医療審査会がこれらの者の意見を聴く必要がないと特に認めたときは、この限りでない。

4 精神医療審査会は、前項に定めるもののほか、第2項の審査をするに当たつて必要が

あると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の同意を得て委員に診察させ、又はその者が入院している精神科病院の管理者その他関係者に対して報告を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

5 都道府県知事は、第2項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は当該精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命じ若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じなければならない。

6 都道府県知事は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

(報告徴収等)

第38条の6 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させ、若しくは当該精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者、精神科病院に入院中の者又は第33条第1項、第2項若しくは第4項の規定による入院について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に関し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。

3 第19条の6の16第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第38条の6第1項」と、「当該職員」とあるのは「当該職員及び指定医」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第38条の6第1項」と読み替えるものとする。

(改善命令等)

第38条の7 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院に入院中の者の処遇が第36条の規定に違反していると認めるとき又は第37条第1項の基準に適合していないと認めるときその他精神科病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないとき、当該精神科病院の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第22条の4第3項の規定により入院している者又は第33条第1項、第2項若しくは第4項若しくは第33条の4第1項若しくは第2項の規定により入院した者について、その指定する2人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに1致し

ない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。

- 3 都道府県知事は、前2項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた精神科病院の管理者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者が第1項又は第2項の規定による命令に従わないときは、当該精神科病院の管理者に対し、期間を定めて第22条の4第1項、第33条第1項、第2項及び第4項並びに第33条の4第1項及び第2項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は1部を制限することを命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(無断退去者に対する措置)

第39条 精神科病院の管理者は、入院中の者で自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのあるものが無断で退去しその行方が不明になったときは、所轄の警察署長に次の事項を通知してその探索を求めなければならない。

- 一 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日
- 二 退去の年月日及び時刻
- 三 症状の概要
- 四 退去者を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項
- 五 入院年月日
- 六 保護者又はこれに準ずる者の住所及び氏名

- 2 警察官は、前項の探索を求められた者を発見したときは、直ちに、その旨を当該精神科病院の管理者に通知しなければならない。この場合において、警察官は、当該精神科病院の管理者がその者を引き取るまでの間、24時間を限り、その者を、警察署、病院、救護施設等の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

(仮退院)

第40条 第29条第1項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者の症状に照らしその者を1時退院させて経過を見ることが適当であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、6月を超えない期間を限り仮に退院させることができる。

第6節 雑則

(保護者の引取義務等)

第41条 保護者は、第29条の3若しくは第29条の4第1項の規定により退院する者又は前条の規定により仮退院する者を引き取り、かつ、仮退院した者の保護に当たっては当該精神科病院又は指定病院の管理者の指示に従わなければならない。

(医療及び保護の費用)

第42条 保護者が精神障害者の医療及び保護のために支出する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

(刑事事件に関する手続等との関係)

第43条 この章の規定は、精神障害者又はその疑いのある者について、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行ない、又は刑若しくは補導処分若しくは保護処分の執行のためこれらの者を矯正施設に収容することを妨げるものではない。

2 第25条、第26条及び第27条の規定を除く外、この章の規定は矯正施設に収容中の者には適用しない。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る手続等との関係)

第44条 この章の規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者について、同法又は同法に基づく命令の規定による手続又は処分をすることを妨げるものではない。

2 この章第2節から前節までの規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第34条第1項前段若しくは第60条第1項前段の命令若しくは第37条第5項前段若しくは第62条第2項前段の決定により入院している者又は同法第42条第1項第1号若しくは第61条第1項第1号の決定により指定入院医療機関に入院している者については、適用しない。

第6章 保健及び福祉

第1節 精神障害者保健福祉手帳

(精神障害者保健福祉手帳)

第45条 精神障害者（知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。）は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その所在地）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めたときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。

3 前項の規定による審査の結果、申請者が同項の政令で定める精神障害の状態にないと認めたときは、都道府県知事は、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、2年ごとに、第2項の政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

5 第3項の規定は、前項の認定について準用する。

- 6 前各項に定めるもののほか、精神障害者保健福祉手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

（精神障害者保健福祉手帳の返還等）

第45条の2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、前条第2項の政令で定める精神障害の状態がなくなつたときは、速やかに精神障害者保健福祉手帳を都道府県に返還しなければならない。

- 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、精神障害者保健福祉手帳を譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者について、前条第2項の政令で定める状態がなくなつたと認めるときは、その者に対し精神障害者保健福祉手帳の返還を命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の返還を命じようとするときは、あらかじめその指定する指定医をして診察させなければならない。
- 5 前条第3項の規定は、第3項の認定について準用する。

第2節 相談指導等

（正しい知識の普及）

第46条 都道府県及び市町村は、精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない。

（相談指導等）

第47条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、必要に応じて、次条第1項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

- 2 都道府県等は、必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。
- 3 精神保健福祉センター及び保健所は、精神障害者の福祉に関する相談及び指導を行うに当たっては、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。）その他の関係行政機関との連携を図るように努めなければならない。
- 4 市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。次項において同じ。）は、第1項及び第2項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導しなければならない。
- 5 市町村は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、精神保健に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するように努めなければならない。

い。

(精神保健福祉相談員)

第48条 都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を行うための職員(次項において「精神保健福祉相談員」という。)を置くことができる。

2 精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士その他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

(事業の利用の調整等)

第49条 市町村は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な障害福祉サービス事業又は精神障害者社会適応訓練事業(以下「障害福祉サービス事業等」という。)の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を障害者自立支援法第5条第17項に規定する相談支援事業を行う者に委託することができる。

2 市町村は、前項の助言を受けた精神障害者から求めがあつた場合には、必要に応じて、障害福祉サービス事業等の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、障害福祉サービス事業等を行う者に対し、当該精神障害者の利用についての要請を行うものとする。

3 都道府県は、前項の規定により市町村が行うあつせん、調整及び要請に関し、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助及び市町村相互間の連絡調整を行う。

4 障害福祉サービス事業等を行う者は、第2項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(精神障害者社会適応訓練事業)

第50条 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会適応訓練事業(通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある者に委託して、職業を与えるとともに、社会生活への適応のために必要な訓練を行う事業をいう。以下同じ。)を行うことができる。

(国の補助)

第51条 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、都道府県が行う精神障害者社会適応訓練事業に要する費用の1部を補助することができる。

第7章 精神障害者社会復帰促進センター

(指定等)

- 第51条の2** 厚生労働大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと等により精神障害者の社会復帰を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて1個に限り、精神障害者社会復帰促進センター（以下「センター」という。）として指定することができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第51条の3 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 精神障害者の社会復帰の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。
- 二 精神障害者の社会復帰の実例に即して、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと。
- 三 前号に掲げるもののほか、精神障害者の社会復帰の促進に関する研究を行うこと。
- 四 精神障害者の社会復帰の促進を図るため、第2号の規定による研究開発の成果又は前号の規定による研究の成果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
- 五 精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業の業務に関し、当該事業に従事する者及び当該事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、精神障害者の社会復帰を促進するために必要な業務を行うこと。

(センターへの協力)

第51条の4 精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の設置者及び障害福祉サービス事業等を行う者は、センターの求めに応じ、センターが前条第2号及び第3号に掲げる業務を行うために必要な限度において、センターに対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導に関する情報又は資料その他の必要な情報又は資料で厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

(特定情報管理規程)

第51条の5 センターは、第51条の3第2号及び第3号に掲げる業務に係る情報及び資料（以下この条及び第51条の7において「特定情報」という。）の管理並びに使用に関する規程（以下この条及び第51条の7において「特定情報管理規程」という。）を作成し、厚

厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした特定情報管理規程が特定情報の適正な管理又は使用を図る上で不適当となつたと認めるときは、センターに対し、当該特定情報管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 特定情報管理規程に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

(秘密保持義務)

第51条の6 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第51条の3第2号又は第3号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(解任命令)

第51条の7 厚生労働大臣は、センターの役員又は職員が第51条の5第1項の認可を受けた特定情報管理規程によらないで特定情報の管理若しくは使用を行つたとき、又は前条の規定に違反したときは、センターに対し、当該役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第51条の8 センターは、毎事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後3月以内に厚生労働大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第51条の9 厚生労働大臣は、第51条の3に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第19条の6の16第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第51条の9第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第51条の9第1項」と読み替えるものとする。

(監督命令)

第51条の10 厚生労働大臣は、この章の規定を施行するため必要な限度において、センターに対し、第51条の3に規定する業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第51条の11 厚生労働大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第51条の2第1項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第51条の3に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正な行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定による命令若しくは処分に違反したとき。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第8章 雑則

(審判の請求)

第51条の11の2 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

(大都市の特例)

第51条の12 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

- 2 前項の規定により指定都市の長がした処分（地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務に係るものに限る。）に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第51条の13 この法律（第1章から第3章まで、第19条の2第4項、第19条の7、第19条の8、第19条の9第1項、同条第2項（第33条の5において準用する場合を含む。）、第29条の7、第30条第1項及び第31条、第33条の4第1項及び第6項並びに第6章を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務（次項及び第3項において「第1号法定受託事務」という。）とする。

- 2 この法律（第6章第2節を除く。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（保健所長に係るものに限る。）は、第1号法定受託事務とする。

- 3 第21条の規定により市町村が処理することとされている事務は、第1号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第51条の14 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(経過措置)

第51条の15 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第9章 罰則

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 一 第38条の3第4項の規定による命令に違反した者
- 二 第38条の5第5項の規定による退院の命令に違反した者
- 三 第38条の7第2項の規定による命令に違反した者
- 四 第38条の7第4項の規定による命令に違反した者

第53条 精神科病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員、第22条の4第4項、第33条第4項若しくは第33条の4第2項の規定により診察を行つた特定医師若しくは第47条第1項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 精神科病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神科病院の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

第53条の2 第51条の6の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第19条の6の13の規定による停止の命令に違反した者
- 二 虚偽の事実を記載して第23条第1項の申請をした者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第19条の6の16第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第27条第1項又は第2項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は同条第4項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者
- 三 第29条の2第1項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は同条第4項において準用する第27条第4項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者
- 四 第38条の3第3項（同条第6項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第3項

- の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 五 第38条の5第4項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 六 第38条の6第1項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 七 第38条の6第2項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、又は虚偽の報告をした精神科病院の管理者
- 八 第51条の9第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 第56条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第52条、第54条第1号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。
- 第57条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。
- 一 第19条の4の2（第22条の4第5項、第33条第5項及び第33条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
 - 二 第19条の6の9の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 三 第19条の6の10第1項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第2項各号の規定による請求を拒んだ者
 - 四 第19条の6の14の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
 - 五 第22条の4第7項の規定に違反した者
 - 六 第33条第7項の規定に違反した者
 - 七 第33条の4第5項の規定に違反した者
 - 八 第38条の2第1項又は同条第2項において準用する同条第1項の規定に違反した者

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
（精神病者監護法及び精神病院法の廃止）
- 2 精神病者監護法（明治33年法律第38号）及び精神病院法（大正8年法律第25号）は廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和26年 3 月30日法律第55号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和27年 7 月31日法律第268号） 抄

- 1 この法律は、昭和27年 8 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和28年 8 月15日法律第213号） 抄

- 1 この法律は、昭和28年 9 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和29年 6 月 1 日法律第136号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
（罰則に関する経過規定）
- 4 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和29年 6 月 8 日法律第163号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律中、第53条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分
は、警察法（昭和29年法律第162号。同法附則第 1 項但書に係る部分を除く。）の施行の
日から施行する。

附 則 （昭和29年 6 月14日法律第179号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和33年 3 月25日法律第17号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、昭和33年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和34年 3 月31日法律第75号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中補助金等の臨時特例等に関
する法律第 2 条、第 3 条及び第 5 条の改正規定は、社会教育法等の 1 部を改正する法律（昭
和34年法律第158号）による社会教育法（昭和24年法律第207号）第35条及び第36条、図
書館法（昭和25年法律第118号）第20条及び第22条並びに博物館法（昭和26年法律第285
号）第24条及び第25条の改正規定の施行の日から、第 1 条中補助金等の臨時特例等に関
する法律第10条の改正規定並びに第 2 条及び附則第 2 項の規定は、昭和34年 4 月 1 日か
ら施行する。

附 則 (昭和36年4月18日法律第66号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、昭和36年10月1日から施行する。

附 則 (昭和38年6月21日法律第108号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和40年6月30日法律第139号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第50条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から起算して20日を経過した日から、第32条の改正規定及び同条の次に3条を加える改正規定は昭和40年10月1日から施行する。

附 則 (昭和53年5月23日法律第55号) 抄
(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第49条中精神衛生法第16条の3第3項及び第4項の改正規定並びに第59条中森林法第70条の改正規定公布の日から起算して6月を経過した日
 - 二 第1条(台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。)及び第6条から第9条までの規定、第10条中奄美群島振興開発特別措置法第7条第1項の改正規定並びに第11条、第12条及び第14条から第32条までの規定 昭和54年3月31日までの間において政令で定める日

附 則 (昭和57年8月17日法律第80号) 抄
(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和58年12月3日法律第82号) 抄
(施行期日)

- 第1条 この法律は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年8月14日法律第77号) 抄
(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める

日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第64条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和60年5月18日法律第37号) 抄
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

3 この法律による改正後の法律の昭和60年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和59年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和60年度に支出される国の負担又は補助及び昭和59年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和60年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和61年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和60年度の国庫債務負担行為に基づき昭和61年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和60年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和61年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和59年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和60年度に支出される国の負担又は補助、昭和59年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和60年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和59年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和60年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年5月8日法律第46号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律（第11条、第12条及び第34条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和61年度から昭和63年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和61年度及び昭和62年度の特例に係る規定は、昭和61年度から昭和63年度までの各年度（昭和61年度及び昭和62年度の特例に係るものにあつては、昭和61年度及び昭和62年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和60年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和61年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和60年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和61年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和61年度から昭和63年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和64年度（昭和61年度及び昭和62年度の特例に係るものにあつては、昭和63年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和61年度から昭和63年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和64年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和61年度から昭和63年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和64年度以降の年度に繰り越されるものについ

て適用し、昭和60年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和61年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和60年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和61年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和60年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和61年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 （昭和62年 9 月26日法律第98号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第2条 第1条の規定による改正後の精神保健法（以下「新法」という。）第18条第1項第3号の精神障害及びその診断又は治療に従事した経験の程度、新法第28条の2第1項（新法第51条において準用する場合を含む。）及び新法第29条の2第4項（新法第51条において準用する場合を含む。）において準用する新法第28条の2第1項の基準、新法第36条第2項及び第3項（これらの規定を新法第51条において準用する場合を含む。）の行動の制限並びに新法第37条第1項（新法第51条において準用する場合を含む。）の基準の設定については、厚生大臣は、この法律の施行前においても公衆衛生審議会の意見を聴くことができる。

（経過措置）

第3条 この法律の施行の際現に第1条の規定による改正前の精神衛生法（以下「旧法」という。）第18条第1項の規定による指定を受けている者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、新法第18条第1項の規定により指定を受けたものとみなす。

第4条 この法律の施行の際現に、旧法第29条第1項、第29条の2第1項、第33条若しくは第34条（これらの規定を旧法第51条において準用する場合を含む。）の規定により精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院し、又は旧法第40条（旧法第51条において準用する場合を含む。）の規定により仮に退院している者は、それぞれ、新法第29条第1項、第29条の2第1項、第33条第1項若しくは第34条第1項（これらの規定を新法第51条において準用する場合を含む。）の規定により入院し、又は新法第40条（新法第51条において準用する場合を含む。）の規定により仮に退院したものとみなす。

第5条 前条の規定により新法第29条の2第1項（新法第51条において準用する場合を含む。）の規定により入院したものとみなされた者についての新法第29条の2第3項（新法第51条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「72時間」とあるのは、「48時間」とする。

第6条 附則第4条の規定により新法第33条第1項又は第34条第1項（これらの規定を新

法第51条において準用する場合を含む。)の規定により入院したものとみなされた者については、新法第33条第4項及び新法第34条の2において準用する新法第33条第4項(これらの規定を新法第51条において準用する場合を含む。)の規定を適用せず、旧法第36条第1項(旧法第51条において準用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

第7条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第8条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成元年4月10日法律第22号) 抄
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

3 第13条(義務教育費国庫負担法第2条の改正規定に限る。)、第14条(公立養護学校整備特別措置法第5条の改正規定に限る。)及び第16条から第28条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和63年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、昭和63年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和63年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成5年6月18日法律第74号)
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第1条中精神保健法の目次の改正規定(「第5章医療及び保護(第20条—第51条)」を「第8章雑則(第51条の12)」に改める部分に限る。)及び第5章の次に2章を加える改正規定(第5章の3に係る部分に限る。)並びに附則第6条中地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項第11号の次に1号を加える改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

第2条 削除
(経過措置)

第3条 この法律の施行の際現に第1条の規定による改正後の精神保健法第10条の2第1項に規定する精神障害者地域生活援助事業を行っている国及び都道府県以外の者について社会福祉事業法第64条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から1月」とあるのは、「精神保健法等の一部を改正する法律(平成5年法律第74号)の施行の日から起算して3月」とする。

附 則 （平成 5 年 11 月 12 日法律第 89 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第 2 条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第 13 条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第 13 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第 14 条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第 15 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成 6 年 6 月 29 日法律第 56 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 6 年 7 月 1 日法律第 84 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条中母子保健法第 18 条の改正規定（「又は保健所を設置する市」を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成 7 年 1 月 1 日から、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条及び第 20 条の規定並びに第 21 条中優生保護法第 22 条の改正規定（「及び保健所を設置する市」を「保健所を設置する市及び特別区」に改める部分を除く。）及び同法第 30 条の改正規定並びに附則第 3 条から第 11 条まで、附則第 23 条から第 37 条まで及び附則第 39 条の規定並びに附則第 41 条中厚生省設置法第 6 条の改正規定（「優生保護相談所の設置を認可し、及び」を削る部分に限る。）は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第 13 条 この法律（附則第 1 条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この

条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第5条から第10条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第14条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第15条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則 (平成7年5月19日法律第94号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成7年7月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに第19条の4の次に1条を加える改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行の際現に改正前の第5条の規定による指定を受けている精神病院(精神病院以外の病院に設けられている精神病室を含む。)についての改正後の第19条の9第1項の規定の適用については、平成7年7月1日から平成8年3月31日までの間は、同項中「指定病院が、前条の基準に適合しなくなつたとき、又はその」とあるのは、「指定病院の」とする。

第3条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成8年6月14日法律第82号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月17日法律第124号) 抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則（平成10年9月28日法律第110号）

この法律は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月4日法律第65号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、施行する。ただし、第2条から第4条までの規定並びに附則第4条及び第11条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（第1条の規定による改正に伴う経過措置）

第2条 この法律の施行の際現に第1条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この条及び次条において「新法」という。）第50条の2に規定する精神障害者社会復帰施設（同条第6項に規定する精神障害者地域生活支援センターを除く。）を設置している市町村、社会福祉法人その他の者であつて、社会福祉事業法第64条第1項の規定による届出をしている者は、新法第50条第2項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に新法第50条の2第6項に規定する精神障害者地域生活支援センターを設置している市町村、社会福祉法人その他の者について、新法第50条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の1部を改正する法律（平成11年法律第65号）の施行の日から起算して3月以内に」とする。

第3条 この法律の施行の際現に第1条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第44条において準用する旧法第19条の4、第20条から第43条まで及び第47条第1項の規定の適用を受けている者は、それぞれ新法第19条の4、第20条から第43条まで及び第47条第1項の規定の適用を受けているものとみなす。

（第2条の規定による改正に伴う経過措置）

第4条 この法律の施行の際現に第2条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この条において「新法」という。）第50条の3の2第4項に規定する精神障害者地域生活援助事業を行っている国及び都道府県以外の者であつて、社会福祉法第69条第1項の規定による届出をしている者は、新法第50条の3第1項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に新法第50条の3の2に規定する精神障害者居宅生活支援事業（同条第4項に規定する精神障害者地域生活援助事業を除く。）を行っている国及び都道府県以外の者について新法第50条の3第1項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の1部を改正する法律（平成11年法律第65号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して3月以内に」とする。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第6条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この条において「新法」という。）の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成11年7月16日法律第87号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中地方自治法第250条の次に5条、節名並びに2款及び款名を加える改正規定（同法第250条の9第1項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定（同法附則第10項に係る部分に限る。）、第244条の規定（農業改良助長法第14条の3の改正規定に係る部分を除く。）並びに第472条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定公布の日

(従前の例による事務等に関する経過措置)

第69条 国民年金法等の1部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項、第78条第1項並びに第87条第1項及び第13項の規定によりなお従前の例によることとされた事項に係る都道府県知事の事務、権限又は職権（以下この条において「事務等」という。）については、この法律による改正後の国民年金法、厚生年金保険法及び船員保険法又はこれらの法律に基づく命令の規定により当該事務等に相当する事務又は権限を行うこととされた厚生大臣若しくは社会保険庁長官又はこれらの者から委任を受けた地方社会保険事務局長若しくはその地方社会保険事務局長から委任を受けた社会保険事務所長の事務又は権限とする。

(新地方自治法第156条第4項の適用の特例)

第70条 第166条の規定による改正後の厚生省設置法第14条の地方社会保険事務局及び社会保険事務所であって、この法律の施行の際旧地方自治法附則第8条の事務を処理するための都道府県の機関（社会保険関係事務を取り扱うものに限る。）の位置と同1の位置に設けられるもの（地方社会保険事務局にあつては、都道府県庁の置かれている市（特別区を含む。）に設けられるものに限る。）については、新地方自治法第156条第4項の規

定は、適用しない。

(社会保険関係地方事務官に関する経過措置)

第71条 この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第8条に規定する職員（厚生大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。附則第158条において「社会保険関係地方事務官」という。）である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となるものとする。

(地方社会保険医療協議会に関する経過措置)

第72条 第169条の規定による改正前の社会保険医療協議会法の規定による地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員は、相当の地方社会保険事務所の地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員となり、同1性をもって存続するものとする。

(準備行為)

第73条 第200条の規定による改正後の国民年金法第92条の3第1項第2号の規定による指定及び同条第2項の規定による公示は、第200条の規定の施行前においても行うことができる。

(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)

第74条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第149条から第151条まで、第157条、第158条、第165条、第168条、第170条、第172条、第173条、第175条、第176条、第183条、第188条、第195条、第201条、第208条、第214条、第219条から第221条まで、第229条又は第238条の規定による改正前の児童福祉法第59条の4第2項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第12条の4、食品衛生法第29条の4、旅館業法第9条の3、公衆浴場法第7条の3、医療法第71条の3、身体障害者福祉法第43条の2第2項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の12第2項、クリーニング業法第14条の2第2項、狂犬病予防法第25条の2、社会福祉事業法第83条の2第2項、結核予防法第69条、と畜場法第20条、歯科技工士法第27条の2、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の8の2、知的障害者福祉法第30条第2項、老人福祉法第34条第2項、母子保健法第26条第2項、柔道整復師法第23条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第14条第2項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第24条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第41条第3項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第65条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分に関する経過措置)

第75条 この法律による改正前の児童福祉法第46条第4項若しくは第59条第1項若しくは第3項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第8条第1項（同法第12条の2第2項において準用する場合を含む。）、食品衛生法第22条、医療法第5条第2項若しくは第25条第1項、毒物及び劇物取締法第17条第1項（同法第22条第4項及び第5項で準用する場合を含む。）、厚生年金保険法第100条第1項、水道法第39条第1項、

国民年金法第106条第1項、薬事法第69条第1項若しくは第72条又は柔道整復師法第18条第1項の規定により厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分は、それぞれ、この法律による改正後の児童福祉法第46条第4項若しくは第59条第1項若しくは第3項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第8条第1項（同法第12条の2第2項において準用する場合を含む。）、食品衛生法第22条若しくは第23条、医療法第5条第2項若しくは第25条第1項、毒物及び劇物取締法第17条第1項若しくは第2項（同法第22条第4項及び第5項で準用する場合を含む。）、厚生年金保険法第100条第1項、水道法第39条第1項若しくは第2項、国民年金法第106条第1項、薬事法第69条第1項若しくは第2項若しくは第72条第2項又は柔道整復師法第18条第1項の規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事業の停止命令その他の処分とみなす。

（国等の事務）

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第161条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第160条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下

この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第18条、第51条及び第184条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。
(検討)

第250条 新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第1に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第252条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成11年12月8日法律第151号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 （平成12年6月7日法律第111号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成14年2月8日法律第1号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成14年8月2日法律第102号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 （平成15年7月2日法律第102号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成16年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。
ただし、第6条の規定は平成16年4月1日から、附則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の規定は公布の日から施行する。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この法律による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「新精神保健福祉法」という。）第18条第1項第4号又は第19条第1項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新精神保健福祉法第19条の6の6第3項の規定による研修計画の届出及び新精神保健福祉法第19条の6の8第1項の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「旧精神保健福祉法」という。）第18条第1項第4号又は第19条第1項の指定を受けている者は、この法律の施行の日から起算して6月を経過する日までの間は、新精神保健福祉法第18条第1項第4号又は第19条第1項の登録を受けているものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧精神保健福祉法第18条第1項第4号又は第19条第1項の研修の課程を修了している者は、それぞれ新精神保健福祉法第18条第1項第4号又は第19条第1項の研修の課程を修了しているものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第7条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第9条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成15年7月16日法律第110号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成15年7月16日法律第119号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成16年12月1日法律第147号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成16年12月1日法律第150号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成17年 7 月15日法律第83号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年 7 月26日法律第87号） 抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 （平成17年11月 7 日法律第123号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第24条、第44条、第101条、第103条、第116条から第118条まで及び第122条の規定 公布の日

二 第5条第1項（居宅介護，行動援護，児童デイサービス，短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。），第3項，第5項，第6項，第9項から第15項まで，第17項及び第19項から第22項まで，第2章第1節（サービス利用計画作成費，特定障害者特別給付費，特例特定障害者特別給付費，療養介護医療費，基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。），第28条第1項（第2号，第4号，第5号及び第8号から第1号までに係る部分に限る。）及び第2項（第1号から第3号までに係る部分に限る。），第32条，第34条，第35条，第36条第4項（第37条第2項において準用する場合を含む。），第38条から第40条まで，第41条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。），第42条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。），第44条，第45条，第46条第1項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第2項，第47条，第48条第3項及び第4項，第49条第2項及び第3項並びに同条第4項から第7項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。），第50条第3項及び第4項，第51条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。），第70条から第72条まで，第73条，第74条第2項及び第75条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。），第2章第4節，第3章，第4章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。），第5章，第92条第1号（サービス利用計画作成費，特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。），第2号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。），第3号及び第4号，第93条第2号，第94条第1項第2号（第92条第3号に係る部分に限る。）及び第2項，第95条第1項第2号（第92条第2号に係る部分を除く。）及び第2項第2号，第96条，第110条（サービス利用計画作成費，特定障害者特別給付費，特例特定障害者特別給付費，療養介護医療費，基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。），第111条及び第112条（第48条第1項の規定を同条第3項及び第4項において準用する

場合に係る部分に限る。)並びに第114条並びに第115条第1項及び第2項(サービス利用計画作成費, 特定障害者特別給付費, 特例特定障害者特別給付費, 療養介護医療費, 基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)並びに附則第18条から第23条まで, 第26条, 第30条から第33条まで, 第35条, 第39条から第43条まで, 第46条, 第48条から第50条まで, 第52条, 第56条から第60条まで, 第62条, 第65条, 第68条から第70条まで, 第72条から第77条まで, 第79条, 第81条, 第83条, 第85条から第90条まで, 第92条, 第93条, 第95条, 第96条, 第98条から第100条まで, 第105条, 第108条, 第110条, 第112条, 第113条及び第115条の規定平成18年10月1日

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第47条 施行日前に行われた附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条第1項の規定による医療に必要な費用の負担については, なお従前の例による。

第48条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日において現に存する附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(次条及び附則第50条において「旧法」という。)第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設(政令で定めるものを除く。以下この条において「精神障害者社会復帰施設」という。)の設置者は, 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は, 当該精神障害者社会復帰施設につき, なお従前の例により運営をすることができる。

第49条 旧法第50条の2第6項に規定する精神障害者地域生活支援センターの職員に係る旧法第50条の2の2の規定による個人の身上に関する秘密を守らなければならない義務については, 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後も, なお従前の例による。

第50条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法附則第3項から第7項までの規定による国の貸付けについては, 旧法附則第8項から第13項までの規定は, 同日以後も, なおその効力を有する。この場合において, 旧法附則第8項中「附則第3項から前項まで」とあるのは「障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「旧法」という。)附則第3項から第7項まで」と, 旧法附則第9項中「附則第3項から第7項まで」とあるのは「旧法附則第3項から第7項まで」と, 旧法附則第10項中「附則第3項」とあるのは「旧法附則第3項」と, 旧法附則第11項中「附則第4項」とあるのは「旧法附則第4項」と, 旧法附則第12項中「附則第5項から第7項まで」とあるのは「旧法附則第5項から第7項まで」と, 旧法附則第13項中「附則第3項から第7項まで」とあるのは「旧法附則第3項から第7項まで」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第121条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については, なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第122条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成18年6月2日法律第50号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、1 般社団・財団法人法の施行の日から施行する。
（調整規定）
- 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の1 部を改正する法律（平成18年法律第 号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第62号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成13年法律第49号）第157条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第334条（理事等の特別背任）の罪」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第457条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第157条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第62号に掲げる罪とみなす。

附 則（平成18年6月21日法律第83号） 抄

（施行期日）

- 第1条** この法律は、平成18年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第10条並びに附則第4条、第33条から第36条まで、第52条第1項及び第2項、第105条、第124条並びに第131条から第133条までの規定公布の日
 - 二 第22条及び附則第52条第3項の規定 平成19年3月1日
 - 三 第2条、第12条及び第18条並びに附則第7条から第11条まで、第48条から第51条まで、第54条、第56条、第62条、第63条、第65条、第71条、第72条、第74条及び第86条の規定 平成19年4月1日
 - 四 第3条、第7条、第13条、第16条、第19条及び第24条並びに附則第2条第2項、第37条から第39条まで、第41条、第42条、第44条、第57条、第66条、第75条、第76条、第78条、第79条、第81条、第84条、第85条、第87条、第89条、第93条から第95条まで、第97条から第100条まで、第103条、第109条、第114条、第117条、第120条、第123条、第126条、第128条及び第130条の規定 平成20年4月1日
 - 五 第4条、第8条及び第25条並びに附則第16条、第17条、第18条第1項及び第2項、第19条から第31条まで、第80条、第82条、第88条、第92条、第101条、第104条、第107

令
条, 第108条, 第115条, 第116条, 第118条, 第121条並びに第129条の規定 平成20年
10月1日

六 第5条, 第9条, 第14条, 第20条及び第26条並びに附則第53条, 第58条, 第67条,
第90条, 第91条, 第96条, 第111条及び第111条の2の規定 平成24年4月1日

(罰則に関する経過措置)

第131条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定については, 当該各規定。以下同じ。)
の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合
及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の
施行後にした行為に対する罰則の適用については, なお従前の例による。

(処分, 手続等に関する経過措置)

第132条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下こ
の条において同じ。)の規定によってした処分, 手続その他の行為であつて, 改正後のそ
れぞれの法律の規定に相当の規定があるものは, この附則に別段の定めがあるものを除
き, 改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなけ
ればならない事項で, この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては,
この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き, これを, 改正後のそ
れぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして, 改正後のそ
れぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第133条 附則第3条から前条までに規定するもののほか, この法律の施行に伴い必要な経
過措置は, 政令で定める。

附 則 (平成18年6月23日法律第94号)

この法律は, 公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 (平成22年12月10日法律第71号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は, 平成24年4月1日から施行する。ただし, 次の各号に掲げる規定は,
当該各号に定める日から施行する。

一 第1条の規定、第2条中障害者自立支援法目次の改正規定(「第31条」を「第31条の2」
に改める部分に限る。第3号において同じ。)、同法第1条の改正規定、同法第2条第1項
第1号の改正規定、同法第3条の改正規定、同法第4条第1項の改正規定、同法第2章第2
節第3款中第31条の次に1条を加える改正規定、同法第42条第1項の改正規定、同法第77
条第1項第1号の改正規定(「、その有する能力及び適性に応じ」を削る部分に限る。第
3号において同じ。)並びに同法第77条第3項及び第78条第2項の改正規定、第4条中児童

福祉法第24条の11第1項の改正規定並びに第10条の規定並びに次条並びに附則第37条及び第39条の規定 公布の日

- 二 附則第73条の規定 この法律の公布の日又は地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 第2条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第1条の改正規定、同法第2条第1項第1号の改正規定、同法第3条の改正規定、同法第4条第1項の改正規定、同法第2章第2節第3款中第31条の次に1条を加える改正規定、同法第42条第1項の改正規定、同法第77条第1項第1号の改正規定並びに同法第77条第3項及び第78条第2項の改正規定を除く。）、第4条の規定（児童福祉法第24条の11第1項の改正規定を除く。）及び第6条の規定並びに附則第4条から第10条まで、第19条から第21条まで、第35条（第1号に係る部分に限る。）、第40条、第42条、第43条、第46条、第48条、第50条、第53条、第57条、第60条、第62条、第64条、第67条、第70条及び第73条の規定 平成24年4月1日までの間において政令で定める日

（精神保健福祉士法の一部改正に伴う経過措置）

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、第8条の規定による改正後の精神保健福祉士法の規定にかかわらず、精神保健福祉士試験を受けることができる。

- 一 この法律の施行の際現に第8条の規定による改正前の精神保健福祉士法（以下この条において「旧精神保健福祉士法」という。）第7条第1号、第2号、第4号、第5号、第7号及び第8号のいずれかの要件に該当する者

- 二 施行日前に学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この号及び次号において同じ。）に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第7条第1号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する指定科目（以下この条において「旧指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

- 三 施行日前に学校教育法に基づく大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第7条第2号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する基礎科目（以下この条において「旧基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

- 四 施行日前に学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第7条第4

号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

五 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉法第7条第5号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

六 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉法第7条第7号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

七 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉法第7条第8号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（施行日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

（施行前の準備）

第37条 この法律（附則第1条第3号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第51条の19の規定による新自立支援法第51条の14第1項の指定の手続、新自立支援法第51条の20第1項の規定による新自立支援法第51条の17第1項第1号の指定の手続、新児童福祉法第21条の5の十五の規定による新児童福祉法第21条の5の三第1項の指定の手続、新児童福祉法第24条の28第1項の規定による新児童福祉法第24条の26第1項第1号の指定の手続、新児童福祉法第34条の3第2項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第38条 この法律の施行前にした行為並びに附則第13条及び第31条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他経過措置の政令への委任)

第39条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成23年5月2日法律第40号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成23年5月25日法律第53号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

別表 （第19条の6の4関係）

科 目	教授する者	第18条第1項第4号に規定する研修の課程の時間数	第19条第1項に規定する研修の課程の時間数
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び障害者自立支援法並びに精神保健福祉行政概論	この法律及び障害者自立支援法並びに精神保健福祉行政に関し学識経験を有する者であること。	8 時間	3 時間
精神障害者の医療に関する法令及び実務	精神障害者の医療に関し学識経験を有する者として精神医療審査会の委員に任命されている者若しくはその職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者であること。		
精神障害者の人権に関する法令	法律に関し学識経験を有する者として精神医療審査会の委員に任命されている者若しくはその職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者であること。		

精神医学	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において精神医学の教授若しくは准教授の職にある者若しくはこれらの職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者であること。	4 時間	
精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉	精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉に関し学識経験を有する者であること。	2 時間	1 時間
精神障害者の医療に関する事例研究	次に掲げる者が共同して教授すること。 一 指定医として十年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する者 二 法律に関し学識経験を有する者として精神医療審査会の委員に任命されている者若しくはその職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者 三 この法律及び精神保健福祉行政に関し学識経験を有する者 四時間三時間	4 時間	3 時間
備考 第1欄に掲げる精神障害者の医療に関する事例研究は、最新の事例を用いて教授すること。			

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令

〔昭和25年5月23日〕
政令第155号

最終改正：平成18年11月10日政令第355号

内閣は、精神衛生法（昭和25年法律第123号）第6条、第8条及び第30条の規定に基き、この政令を制定する。

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第7条の規定による国庫の補助は、各年度において都道府県が精神保健福祉センターの設置のために支出した費用の額及び運営のために支出した費用のうち次に掲げる事業に係るもの（職員の給与費を除く。）の額から、その年度における事業に伴う収入その他の収入の額を控除した精算額につき、厚生労働大臣が総務大臣及び財務大臣と協議して定める算定基準に従つて行うものとする。

一 児童及び精神作用物質（アルコールに限る。）の依存症を有する者の精神保健の向上に関する事業

二 精神障害者の社会復帰の促進に関する事業

2 前項の規定により控除しなければならない金額がその年度において都道府県が支出した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支出額から同項の規定による控除額と併せて控除する。

第2条 精神医療審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

4 審査会は、会長が招集する。

5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

6 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 審査の案件を取り扱う合議体に長を置き、合議体を構成する委員の互選によつてこれを定める。

8 合議体は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員、法律に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員及びその他の学識経験を有する者のうちから任命された委員がそれぞれ1人出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

9 合議体の議事は、出席した委員の過半数で決する。

10 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

第2条の2 精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第2条の2の2 厚生労働大臣は、法第18条第1項の指定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定を受けた者に、住所地の都道府県知事を経由して指定医証を交付しなければならない。

第2条の2の3 指定医は、指定医証の記載事項に変更を生じたときは、その書換交付を申請することができる。

2 指定医は、指定医証を破損し、汚し、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。

3 前2項の申請をしようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 指定医は、指定医証の再交付を受けた後、失った指定医証を発見したときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣にこれを返納しなければならない。

第2条の2の4 指定医は、法第19条の2第1項の規定によりその指定を取り消され、又は同条第2項の規定によりその指定を取り消され若しくは職務の停止を命じられたときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に指定医証を返納しなければならない。

第2条の2の5 法第19条第2項ただし書の規定による厚生労働大臣の認定を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第2条の3 法第19条の10第1項の規定による国庫の補助は、各年度において都道府県が精神科病院及び精神科病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営のために支出した費用（法第30条第1項の規定により都道府県が負担する費用を除く。）の額から、その年度における事業に伴う収入その他の収入の額を控除した精算額につき、厚生労働大臣が総務大臣及び財務大臣と協議して定める算定基準に従って行うものとする。

2 第1条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第3条 法第30条第2項の規定による国庫の負担は、各年度において都道府県が同条第1項の規定により負担した費用の額から、その年度における法第31条の規定により徴収する費用の額の予定額（徴収した費用の額が予定額を超えたときは、徴収した額）及びその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額について行うものとする。

2 前項に規定する予定額は、厚生労働大臣があらかじめ総務大臣及び財務大臣と協議して定める基準に従って算定する。

3 第1条第2項の規定は、第1項の場合に準用する。

第4条 削除

第5条 法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請は、精神障害者

の居住地（居住地を有しないときは、その現在地。以下同じ。）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）を経由して行わなければならない。

第6条 法第45条第2項に規定する政令で定める精神障害の状態は、第3項に規定する障害等級に該当する程度のものとする。

2 精神障害者保健福祉手帳には、次項に規定する障害等級を記載するものとする。

3 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

障害 等級	精神障害の状態
一級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
二級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
三級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

第6条の2 法第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付は、その申請を受理した市町村長を経由して行わなければならない。

第7条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に居住地を有する精神障害者に係る精神障害者保健福祉手帳交付台帳を備え、厚生労働省令で定めるところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同1の都道府県の区域内において居住地を移したときは、30日以内に、精神障害者保健福祉手帳を添えて、その居住地を管轄する市町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があつたときは、その市町村長は、その精神障害者保健福祉手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、30日以内に、新居住地を管轄する市町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知するとともに、新居住地を管轄する市町村長を経由して、旧居住地の都道府県知事が交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに、新たな精神障害者保健福祉手帳をその者に交付しなければならない。

6 都道府県知事は、次に掲げる場合には、精神障害者保健福祉手帳交付台帳から、その精神障害者保健福祉手帳に関する記載事項を削除しなければならない。

一 法第45条の2第1項若しくは第10条の2第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還を受けたとき、又は同項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還がなく、

かつ、精神障害者本人が死亡した事実が判明したとき。

二 法第45条の2第3項の規定により精神障害者保健福祉手帳の返還を命じたとき。

三 前項の規定による通知を受けたとき。

第8条 法第45条第4項の規定による認定の申請は、その居住地を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請を行つた者が第6条第3項で定める精神障害の状態であると認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その申請を受理した市町村長においてその者の精神障害者保健福祉手帳に必要な事項を記載した後に当該精神障害者保健福祉手帳をその者に返還し、又は先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに新たな精神障害者保健福祉手帳をその者に交付しなければならない。

3 前項の規定による新たな精神障害者保健福祉手帳の交付は、その申請を受理した市町村長を経由して行わなければならない。

第9条 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、その精神障害の状態が精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級以外の障害等級に該当するに至つたときは、障害等級の変更の申請を行うことができる。

2 都道府県知事は、前項の申請を行つた者の精神障害の状態が精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級以外の障害等級に該当するに至つたと認めたときは、先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに、新たな精神障害者保健福祉手帳をその者に交付しなければならない。

3 第1項の規定による申請及び前項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付は、その居住地を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

第10条 都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳を破り、汚し、又は失つた者から精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請があつたときは、精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。

2 精神障害者保健福祉手帳を失つた者が、前項の規定により精神障害者保健福祉手帳の再交付を受けた後、失つた精神障害者保健福祉手帳を発見したときは、速やかにこれを居住地の都道府県知事に返還しなければならない。

3 第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請及び交付並びに前項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還は、その居住地を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

第10条の2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による届出義務者は、速やかに当該精神障害者保健福祉手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

2 法第45条の2第1項又は前項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還は、当該精神障害者保健福祉手帳に記載された居住地を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

第11条 第6条から前条までに定めるもののほか、精神障害者保健福祉手帳について必要

な事項は、厚生労働省令で定める。

第12条 法第48条第2項に規定する政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において社会福祉に関する科目又は心理学の課程を修めて卒業した者であつて、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの

二 医師

三 厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した保健師であつて、精神保健及び精神障害者の福祉に関する経験を有するもの

四 前三号に準ずる者であつて、精神保健福祉相談員として必要な知識及び経験を有するもの

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、法第51条の12第1項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の36の2に定めるところによる。

第14条 第2条の2、第2条の2の2、第2条の2の3第3項及び第4項、第2条の2の4並びに第2条の2の5の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第一号に規定する第1号法定受託事務とする。

2 第5条、第6条の2、第7条第2項から第5項まで、第8条、第9条第3項、第10条第3項及び第10条の2第2項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第2号に規定する第2号法定受託事務とする。

第15条 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行し、法施行の日から適用する。

2 左の勅令は、廃止する。

精神病者監護法第6条及び第8条第3項に依る監護に関する件(明治33年勅令第282号)

精神病院法施行令(大正12年勅令第325号)

附 則 (昭和35年6月30日政令第185号)

この政令は、自治庁設置法の一部を改正する法律の施行の日(昭和35年7月1日)から施行する。

附 則 (昭和36年8月7日政令第288号)

この政令は、昭和36年10月1日から施行する。

附 則 (昭和40年6月30日政令第230号) 抄
(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年9月25日政令第310号)

この政令は、昭和40年10月1日から施行する。

附 則 (昭和41年1月27日政令第8号) 抄
(施行期日)

- 1 この政令は、昭和41年2月1日から施行する。

附 則 (昭和49年9月30日政令第342号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年8月2日政令第215号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月17日政令第35号) 抄
(施行期日)

- 第1条 この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和59年4月1日）から施行する。

附 則 (昭和59年9月7日政令第268号) 抄
(施行期日)

- 第1条 この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和59年10月1日）から施行する。

附 則 (昭和60年5月18日政令第127号) 抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の精神衛生法施行令第2条及び第4条の規定による改正後の婦人相談所等に関する政令第4条の規定は、昭和60年度以降の年度の予算に係る国の補助又は負担（昭和59年度以前の年度における事務の実施により昭和60年度以降の年度に支出される国の補助又は負担を除く。）について適用し、昭和59年度以前の年度にお

る事務の実施により昭和60年度以降の年度に支出される国の補助又は負担については、なお従前の例による。

附 則 （昭和62年3月20日政令第54号） 抄
（施行期日）

第1条 この政令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 （昭和63年4月8日政令第89号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、精神衛生法等の1部を改正する法律の施行の日（昭和63年7月1日）から施行する。

附 則 （平成6年9月2日政令第282号） 抄
（施行期日）

第1条 この政令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 （平成7年6月30日政令第278号） 抄
（施行期日）

第1条 この政令は、平成7年7月1日から施行する。

附 則 （平成8年1月4日政令第1号）
（施行期日）

1 この政令は、平成8年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

2 この政令の施行の際精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により都道府県若しくは都道府県知事その他の都道府県の機関がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により都道府県知事に対してなされた申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）で、施行日以後において地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長その他の機関が処理し又は管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、指定都市若しくは指定都市の市長その他の機関のした処分その他の行為又は指定都市の市長に対してなされた申請等とみなす。ただし、施行日前に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき行われ、又は行われるべきであった措置に関する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

附 則 （平成 9 年 3 月 28 日政令第 84 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この政令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 9 年 12 月 10 日政令第 355 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この政令は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 10 年 1 月 8 日政令第 5 号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、法の 1 部の施行の日（平成 10 年 2 月 1 日）から施行する。

附 則 （平成 10 年 4 月 9 日政令第 146 号）
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第 1 条の規定は、平成 10 年度分の国の補助金から適用する。

附 則 （平成 11 年 9 月 3 日政令第 262 号）
この政令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 11 年 12 月 8 日政令第 393 号） 抄
（施行期日）
第 1 条 この政令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 12 年 1 月 21 日政令第 11 号）
この政令は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の 1 部を改正する法律の施行の日（平成 12 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則 （平成 12 年 6 月 7 日政令第 309 号） 抄
（施行期日）
1 この政令は、内閣法の 1 部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日（平成 13 年 1 月 6 日）から施行する。

附 則 （平成 13 年 10 月 19 日政令第 333 号）
（施行期日）
第 1 条 この政令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の 1 部改正に伴う経過措置）

第2条 この政令の施行の日前に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の1部を改正する法律第2条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び第1条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の規定により保健所長を経由して行われた申請で、同日以後において市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）を経由して行われることとなるものは、同日以後においては、当該申請を行った者のその際の居住地（精神障害者保健福祉手帳に係る申請については、当該申請を行った者が居住地を有しないときは、その現在地）を管轄する市町村長を経由して行われた申請とみなす。

附 則（平成14年1月17日政令第4号） 抄
（施行期日）

第1条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成14年3月1日）から施行する。

附 則（平成14年2月8日政令第27号） 抄
（施行期日）

第1条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年8月30日政令第282号） 抄
（施行期日）

第1条 この政令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成18年1月25日政令第10号） 抄
（施行期日）

第1条 この政令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月26日政令第319号） 抄
（施行期日）

第1条 この政令は、平成18年10月1日から施行する。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第3条 施行日前に行われた障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）附則第3項から第7項までの規定による国の貸付けについては、第4条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令附則第3項から第7項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同令附則第3項中「法附則第8項」とあるのは「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第50条の規定によりなおその効力を有することとされた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律附則第8項」と、同令附則第4項中「前

項」とあるのは「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第319号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされた前項」と、「法附則第3項から第7項まで」とあるのは「障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律附則第3項から第7項まで」と、同令附則第6項中「前3項」とあるのは「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされた前3項」と、同令附則第7項中「法附則第13項」とあるのは「障害者自立支援法附則第50条の規定によりなおその効力を有することとされた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律附則第13項」と、「前項」とあるのは「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされた前項」とする。

附 則 （平成18年11月10日政令第355号）

この政令は、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律の施行の日（平成18年12月23日）から施行する。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則

〔昭和25年6月24日〕
厚生省令第31号

最終改正 平成21年7月1日厚生労働省令第125号

精神衛生法（昭和25年法律第123号）に基づき、精神衛生法施行規則を次のように制定する。

（申請書に添える書類）

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「令」という。）第2条の2の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 履歴書
- 二 医師免許証の写し
- 三 5年以上診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面
- 四 3年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第18条第1項第3号に規定する厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面
- 六 法第18条第1項第4号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面（精神保健指定医証の様式）

第1条の2 令第2条の2の2の指定医証の様式は、別記様式第1号によるものとする。

（研修受講義務の特例に関する書類）

第1条の3 令第2条の2の5の厚生労働省令で定める書類は、法第19条第1項の研修を受けなかったことにつきやむを得ない理由が存することを証する書類とする。

（研修の課程）

第2条 法第18条第1項第四号及び第19条第1項に規定する研修（第4条を除き、以下「研修」という。）の課程は、法別表のとおりとする。

（研修課程修了証の交付）

第3条 研修の実施者は、その研修の課程を修了した者に対して、研修の課程を修了したことを証する書面（以下「研修課程修了証」という。）を交付するものとする。

（指定後の研修受講義務の特例）

第4条 法第19条第2項の厚生労働省令で定めるやむを得ない理由は、同条第1項の研修を受けるべき年度において実施されるいずれの研修をも受けることができないことについて、災害、傷病、長期の海外渡航その他の事由があることとする。

（診療録の記載事項）

第4条の2 法第19条の4の2の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる記載の

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第22条の4第3項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定に係る記載

イ 法第22条の4第3項の規定による措置を採った年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻

ロ 当該措置を採ったときの症状

二 法第29条の5の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定に係る記載

イ 入院後の症状又は状態像の経過の概要

ロ 今後の治療方針

三 法第33条第1項の規定による入院を必要とするかどうか及び法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定に係る記載

イ 法第33条第1項の規定による措置を採ったときの症状

ロ 法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

四 法第33条の4第1項の規定による入院を必要とするかどうか及び法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定に係る記載

イ 法第33条の4第1項の規定による措置を採った年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻

ロ 当該措置を採ったときの症状

ハ 法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

五 法第36条第3項に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定に係る記載

イ 法第36条第3項の規定による指定医（法第18条第1項に規定する指定医をいう。以下同じ。）が必要と認めて行った行動の制限の内容

ロ 当該行動の制限を開始した年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻

ハ 当該行動の制限を行ったときの症状

六 法第38条の2第1項に規定する報告事項に係る入院中の者の診察に係る記載

イ 症状

ロ 過去6月間の病状又は状態像の経過の概要

ハ 生活歴及び現病歴

ニ 今後の治療方針

七 法第38条の2第2項において準用する同条第1項に規定する報告事項に係る入院中の者の診察に係る記載

イ 過去12月間の病状又は状態像の経過の概要

ロ 前号イ、ハ及びニに掲げる事項

八 法第40条の規定により一時退院させて経過を見ることが適当かどうかの判定に係る記載 第二号に掲げる事項

（常時勤務する指定医の条件）

第4条の3 法第19条の5に規定する精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設

けられているものを含む。以下同じ。)に常時勤務する指定医は、1日に8時間以上、かつ、1週間に4日以上当該精神科病院において精神障害の診断又は治療に従事する者でなければならない。

(登録の申請)

第4条の4 法第19条の6の2の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 研修の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 研修の業務を開始しようとする年月日
- 四 研修の種類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）
- 三 申請者が法第19条の6の3各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 四 次の事項を記載した書面
 - イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴
 - ロ 研修の業務を管理する者の氏名及び略歴
- 五 研修の業務を開始する初年度の研修計画（法第19条の6の6第1項に規定する研修計画をいう。）を記載した書面

(登録の更新)

第4条の5 前条の規定は、法第19条の6の5第1項の登録の更新について準用する。

(業務規程)

第4条の6 法第19条の6の8第2項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 研修の実施方法
- 二 研修に関する料金
- 三 前号の料金の収納の方法に関する事項
- 四 研修課程修了証の発行に関する事項
- 五 研修の業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 六 研修の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 七 法第19条の6の10第2項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
- 八 その他研修の業務の実施に関し必要な事項

(業務の休廃止の届出)

第4条の7 法第19条の6の6第1項に規定する登録研修機関（以下「登録研修機関」という。）は、法第19条の6の9の届出をしようとするときは、次の事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする研修の業務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止又は廃止の理由
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

第4条の8 法第19条の6の10第2項第三号の厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第4条の9 法第19条の6の10第2項第四号の厚生労働省令で定める電磁的方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受診者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(研修結果の報告)

第4条の10 登録研修機関は、研修を行ったときは、当該研修が終了した日の属する月の翌月末日までに、受講申込者数及び受講者数を記載した研修結果報告書並びに研修の修了者の氏名、生年月日、住所、勤務先、修了年月日、研修課程修了証の番号及び修了した研修の種類を記載した研修修了者一覧表を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第4条の11 登録研修機関は、研修を行ったときは、研修の修了者の氏名、生年月日、住所、勤務先、修了年月日、研修課程修了証の番号及び修了した研修の種類を記載した帳簿を作成し、研修の業務を廃止するまで保存しなければならない。

(研修業務の引継ぎ等)

第4条の12 登録研修機関は、法第19条の6の15第1項の規定により厚生労働大臣が研修の業務の全部又は一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 研修の業務の厚生労働大臣への引継ぎ
- 二 研修の業務に関する帳簿及び書類の厚生労働大臣への引継ぎ
- 三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

(身分を示す証票)

第4条の13 法第19条の6の16第2項に規定する当該職員の身分を示す証票は、別記様式第2号によらなければならない。

(任意入院に際しての告知事項)

第5条 法第22条の4第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 患者の同意に基づく入院である旨
- 二 法第36条に規定する行動の制限に関する事項
- 三 処遇に関する事項
- 四 法第22条の4第2項に規定する退院の申出により退院できる旨及び同条第3項前段の規定による措置に関する事項

(法第22条の4第4項の厚生労働省令で定める精神科病院の基準)

第5条の2 法第22条の4第4項の厚生労働省令で定める精神科病院の基準は、次のとおりとする。

- 一 法第33条の4第1項の規定による都道府県知事の指定を受けていること又は受ける見込みが十分であること。
- 二 地方公共団体の救急医療(精神障害の医療に係る者に限る。)の確保に関する施策に協力して、休日診療及び夜間診療を行っていること。
- 三 2名以上の常時勤務する指定医を置いていること。
- 四 法第22条の4第4項後段の規定による措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。
- 五 精神科病院に入院中の者に対する行動の制限がその症状に応じて最も制限に少ない方法により行われているかどうかを審議するため、行動制限最小化委員会を設けていること。

(法第22条の4第4項の厚生労働省令で定める医師の基準)

第5条の3 法第22条の4第4項の厚生労働省令で定める医師の基準は、次のとおりとする。

- 一 4年以上診断又は治療に従事した経験を有すること。
- 二 2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有すること。
- 三 精神障害の診断又は治療に従事する医師として著しく不適当と認められる者でないこと。

(法第22条の4第5項において準用する厚生労働省令で定める事項)

第5条の4 法第22条の4第5項において準用する法第19条の4の2に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第22条の4第4項後段の規定による措置を採った年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻
- 二 当該措置を採ったときの症状

(任意入院に関する措置の記録)

第5条の5 法第22条の4第4項後段の規定による措置を採った精神科病院の管理者は、当該措置を採った日から1月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 精神科病院の名称及び所在地

二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日

三 診察した法第22条の4第4項に規定する特定医師（以下「特定医師」という。）の氏名

四 入院年月日及び時刻

五 病名

六 生活歴及び現病歴

七 当該措置から12時間以内に法第22条の4第3項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

八 前号の診察の結果、法第22条の4第3項の措置は必要ないと認めたときは、その理由

九 第5条の2第四号の事後審査委員会による審議を行った結果
（入院等に関する告知事項）

第6条 法第22条の4第7項、第29条第3項（法第29条の2第4項及び第33条の5において準用する場合を含む。）及び第33条の3本文の厚生労働省令で定める事項は、第5条第二号に掲げる事項とする。

（身分を示す証票）

第7条 第4条の13の規定は、法第27条第5項及び第38条の6第3項において読み替えて準用する法第19条の6の16第2項に規定する指定医及び当該職員の身分を示す証票について準用する。この場合において、第4条の13中「別記様式第2号」とあるのは、「それぞれ別記様式第1号及び第2号」と読み替えるものとする。

（移送の告知）

第8条 法第29条の2の2第2項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 移送先の精神病院の名称及び所在地

二 移送の方法

三 法第29条の2の2第3項に規定する行動の制限に関する事項

（入院措置の解除が認められるに至ったときの届出事項）

第9条 法第29条の5の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 精神科病院の名称及び所在地

二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日

三 入院年月日

四 病名及び入院後の病状又は状態像の経過の概要

五 退院後の処置に関する事項

六 退院後の帰住先及びその住所

七 診察した指定医の氏名

八 保護者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

第10条及び第11条 削除

（診療報酬の請求）

第12条 国等の設置した精神科病院又は指定病院は、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)、老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成4年厚生省令第5号)又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成12年厚生省令第20号)の定めるところにより、当該精神科病院又は指定病院が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

(法第33条第4項の厚生労働省令で定める基準)

第13条 第5条の2の規定は、法第33条第4項の厚生労働省令で定める基準について準用する。この場合において、第5条の2第四号中「法第22条の4第4項」とあるのは、「法第33条第4項」と読み替えるものとする。

(法第33条第5項において準用する法第19条の4の2に規定する厚生労働省令で定める事項)

第13条の2 法第33条第5項において準用する法第19条の4の2に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第33条第4項後段の規定による措置を採ったときの症状
- 二 法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
(医療保護入院措置に関する記録)

第13条の3 法第33条第1項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第4項後段の規定による措置を採った精神科病院の管理者は、当該措置を採った日から1月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 精神科病院の名称及び所在地
- 二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日
- 三 診察した特定医師の氏名
- 四 入院年月日及び時刻
- 五 病名
- 六 法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
- 七 生活歴及び現職歴
- 八 当該措置から12時間以内に法第33条第1項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時
- 九 前号の診察の結果、法第33条第1項の措置は必要ないと認めたときは、その理由
- 十 第5条の2第1項第四号の事後審査委員会による審議を行った結果
- 十一 保護者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄
- 十二 保護者が法第20条第2項第四号に掲げる者(以下「選任保護者」という。)であるときは、その選任年月日

2 法第33条第2項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第4項後段の規定による措置を採った精神病院の管理者は、当該措置を採った日から1月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 前項第一号から第十号までに掲げる事項
- 二 入院について同意した扶養義務者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄
- 三 法第20条第2項第四号の規定による家庭裁判所の選任の申立年月日
(医療保護入院の措置を採ったときの届出事項)

第13条の4 法第33条第7項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 法第33条第1項の規定による措置に係る届出
 - イ 精神科病院の名称及び所在地
 - ロ 患者の住所、氏名、性別及び生年月日
 - ハ 入院年月日
 - ニ 病名
 - ホ 法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
 - ヘ 生活歴及び現職歴
 - ト 診察した特定医師の氏名
 - チ 法第34条第1項の規定による移送の有無
 - リ 保護者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄
 - ヌ 保護者が選任保護者であるときは、その選任年月日
- 二 法第33条第2項の規定による措置に係る届出
 - イ 入院について同意した扶養義務者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄
 - ロ 法第20条第2項第四号の規定による家庭裁判所の選任の申立年月日
 - ハ 法第34条第2項の規定による移送の有無
 - ニ 前号イからホまで及びトに掲げる事項
- 三 法第33条第1項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第4項後段の規定による措置を採った場合の届出
 - イ 診察した特定医師の氏名
 - ロ 入院年月日及び時刻
 - ハ 当該措置から12時間以内に法第33条第1項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時
 - ニ 前号の診察の結果、法第33条第1項の措置は必要ないと認めたときは、その理由
 - ホ 第一号イ、ロ、二からへまで、リ及びヌに掲げる事項
- 四 法第33条第2項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第4項後段の規定による措置を採った場合の届出
 - イ 第一号イ、ロ、二からへまでに掲げる事項
 - ロ 第二号イ及びロに掲げる事項
 - ハ 前号イから二までに掲げる事項
(医療保護入院者を退院させたときの届出事項)

第14条 法第33条の2の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 精神病院の名称及び所在地
- 二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日
- 三 退院年月日
- 四 病名
- 五 退院後の処置に関する事項
- 六 退院後の帰住先及びその住所
- 七 保護者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄
(医療保護入院に係る告知を行わなかった場合の診療録への記載事項)

第15条 法第33条の3の規定により診療録に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 法第33条の3本文に規定する事項（以下「医療保護入院に係る告知事項」という。）のうち知らせなかったもの
- 二 症状その他医療保護入院に係る告知事項を知らせることがその者の医療及び保護を図る上で支障があると認められた理由
- 三 医療保護入院に係る告知事項を知らせた年月日
(法第33条の4第3項において準用する法第19条の4の2に規定する厚生労働省令で定める事項)

第16条 法第33条の4第3項において準用する法第19条の4の2に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第33条第2項後段の規定による措置を採った年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻
- 二 当該措置を採ったときの症状
- 三 法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
(応急入院の措置に関する記録)

第16条の2 法第33条の4第2項後段の規定による措置を採った精神科病院の管理者は、当該措置を採った日から1月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 精神病院の名称及び所在地
- 二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日
- 三 診察した特定医師の氏名
- 四 入院年月日及び時刻
- 五 病名
- 六 法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
- 七 生活歴及び現病歴
- 八 当該措置から12時間以内に法第33条第1項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

九 前号の診察の結果、法第33条第1項の措置は必要ないと認めたときは、その理由
十 法第33条の4第1項の厚生労働大臣の定める基準に基づき設置された事後審査委員会による審議を行った結果

十一 医療及び保護を依頼した者の患者との関係
(法第33条の4第5項の厚生労働省令で定める事項)

第16条の3 法第33条の4第5項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第33条の4第1項の規定による措置に係る届出

- イ 精神科病院の名称及び所在地
- ロ 患者の住所、氏名、性別及び生年月日
- ハ 入院年月日及び時刻
- ニ 病名及び症状
- ホ 法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
- ヘ 診察した指定医の氏名
- ト 法第34条第3項の規定による移送の有無
- チ 医療及び保護を依頼した者の患者との関係

二 法第33条の4第1項の規定による措置を採ろうとする場合において、法第33条の4第2項後段の規定による措置を採った場合の当該措置に係る届出

- イ 診察した特定医師の氏名
- ロ 病名
- ハ 当該措置から12時間以内に法第33条の4第1項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時
- ニ 前号の診察の結果、法第33条の4第1項の措置は必要ないと認めたときは、その理由
- ホ 前号イからハまで、ホ及びチに掲げる事項
(準用)

第17条 第8条の規定は、法第34条第4項において準用する法第29条の2の2第2項の厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第8条第三号中「法第29条の2の2第3項」とあるのは、「法第34条第4項において準用する法第29条の2の2第3項」と読み替えるものとする。

第18条 削除

(措置入院に係る定期報告事項等)

第19条 法第38条の2第1項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 精神科病院の名称及び所在地
- 二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日
- 三 入院年月日及び前回の法第38条の2第1項前段の規定による報告の年月日
- 四 病名及び過去6月間(入院年月日から起算して6月を経過するまでの間は、過去3

月間)の病状又は状態像の経過の概要

五 処遇に関する事項

六 生活歴及び現病歴

七 過去6月間の法第40条の規定による措置の状況

八 今後の治療方針

九 診察年月日及び診察した指定医の氏名

十 保護者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

十一 保護者が選任保護者であるときは、その選任年月日

2 法第38条の2第1項後段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 症状

二 前項第四号、第六号及び第八号に掲げる事項

3 法第38条の2第1項前段の規定による報告は、法第29条第1項の規定による措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の6月ごとの各月に行わなければならない。

(医療保護入院者に係る定期報告事項等)

第20条 法第38条の2第2項において準用する同条第1項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 入院年月日及び前回の法第38条の2第2項において準用する同条第1項前段の規定による報告の年月日

二 病名及び過去12月間の病状又は状態像の経過の概要

三 過去12月間の外泊の状況

四 法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないかどうかの検討

五 前条第1項第一号、第二号、第六号及び第八号から第十号までに掲げる事項

2 法第38条の2第2項において準用する同条第1項後段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 症状

二 前項第二号及び第四号並びに前条第1項第六号及び第八号に掲げる事項

3 法第38条の2第2項において準用する同条第1項前段の規定による報告は、法第33条第1項の規定による措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。

(法第38条の2第3項の厚生労働省令で定める期間)

第20条の2 法第38条の2第3項の厚生労働省令で定める期間は、5年間とする。

(法第38条の2第3項の厚生労働省令で定める者)

第20条の3 法第38条の2第3項の厚生労働省令で定める者は、法第38条の7第1項の規定による命令を受けた後、相当の期間を経過してもなお当該精神科病院に入院中の者の処遇が改善されないと認められる者とする。

(法第38条の2第3項の厚生労働省令で定める基準)

第20条の4 法第38条の2第3項の厚生労働省令で定める基準は、法第22条の3の規定により入院している者が次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

- 一 入院後1年以上経過していること。
- 二 入院後6月を経過するまでの間に法第36条第3項に規定する行動の制限を受けたこと又は夜間以外の時間帯に病院から自由に外出することを制限されたこと（前号に該当する場合を除く。）。

（法第38条の2第3項の厚生労働省令で定める事項）

第20条の5 法第38条の2第3項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 入院年月日及び前回の法第38条の2第3項の規定による報告の年月日
- 二 第19条第1項第一号、第二号、第六号、第八号及び第九号並びに第20条第1項第二号及び第三号に掲げる事項

（精神医療審査会への通知事項）

第21条 法第38条の3第1項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる報告又は届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 法第38条の2第1項前段の規定による報告 第19条第1項各号に掲げる事項
- 二 法第38条の2第2項において準用する同条第1項前段の規定による報告 第20条第1項各号に掲げる事項
- 三 法第33条第4項の規定による届出 第13条第1号イからヌまでに掲げる事項
- 四 法第38条の2第3項の規定による報告 第20条の5各号に掲げる事項

（退院等の請求）

第22条 法第38条の4の規定による請求は、次に掲げる事項に関し申し立てることにより行うものとする。

- 一 患者の住所、氏名及び生年月日
- 二 請求人が患者本人でない場合にあっては、その者の住所、氏名及び患者との続柄
- 三 患者が入院している精神病院の名称
- 四 請求の趣旨及び理由
- 五 請求年月日

（手帳の申請）

第23条 法第45条第1項の厚生労働省令で定める書類は、第一号又は第二号に掲げる書類及び第三号に掲げる書類とする。

- 一 指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書（初めて医師の診療を受けた日から起算して6月を経過した日以後における診断書に限る。）
- 二 次に掲げる精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類の写し

イ 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法による障害年金

- ロ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金及び昭和60年改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法による障害年金
- ハ 国家公務員共済組合法による障害共済年金及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法による障害年金
- ニ 地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員共済組合法による障害年金
- ホ 私立学校教員共済組合法（昭和28年法律第245号）による障害共済年金及び市立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による障害年金
- ヘ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号。以下この号において「平成31年統合法」という。）附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第2条第1項第1号に規定する廃止前農林共済法による障害共済年金及び平成13年統合法附則第16条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第2条第1項第5号に規定する旧制度農林共済法による障害年金並びに平成13年統合法附則第25条第4項第11号に規定する特例障害農林年金
- ト 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく特別障害給付金

三 精神障害者の写真

第24条 削除

（手帳の様式）

第25条 精神障害者保健福祉手帳の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

（手帳交付台帳の記載事項）

第26条 令第7条第1項の規定により精神障害者保健福祉手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 精神障害者の氏名、性別、住所及び生年月日
- 二 障害等級
- 三 精神障害者保健福祉手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限
- 四 通院医療費受給者番号
- 五 精神障害者保健福祉手帳の再交付をしたときは、その年月日及び理由

第27条 削除

（手帳の更新）

第28条 法第45条第4項の規定による政令で定める精神障害の状態にあることについての認定の申請は、第23条第1項各号のいずれかに該当する書類を添えて行うものとする。

2 前項の申請は、精神障害者保健福祉手帳に記載された有効期限の到来する日の3月前から行うことができる。

（障害等級の変更の申請）

第29条 令第9条第1項の規定による障害等級の変更の申請については、第28条第1項の規定を準用する。

（手帳の再交付の申請）

第30条 都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長）は、精神障害者保健福祉手帳を破り、又は汚した者に対する令第10条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付については、先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに行わなければならない。

第31条から第34条まで 削除

（精神障害者社会復帰促進センター指定申請書）

第35条 法第51条の2第1項の規定により指定を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称、住所及び事務所の所在地
- 二 代表者の氏名

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為
- 二 登記簿の謄本
- 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 四 法第51条の3各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
- 五 資産の総額並びにその種類及びこれを証する書類
（名称等変更の届出）

第36条 法第51条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰促進センター（以下「センター」という。）は、同条第3項の規定により届出をしようとするときは、次の事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由
（センターへの協力）

第37条 法第51条の4の厚生労働省令で定める情報又は資料は、次のとおりとする。

- 一 精神障害者の社会復帰の促進を図るための相談並びに訓練及び指導に関する情報又は資料
- 二 前号に掲げる相談並びに訓練及び指導を受けた精神障害者の性別、生年月日及び家族構成並びに状態像の経過に関する情報又は資料（当該精神障害者を識別できるものを除く。）

(特定情報管理規程の認可申請等)

第38条 センターは、法第51条の5第1項前段の規定により特定情報管理規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該特定情報管理規程を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 センターは、法第51条の5後段の規定により特定情報管理規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更の理由

(特定情報管理規程記載事項)

第39条 法第51条の5第3項の規定により特定情報管理規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 特定情報(法第51条の5第1項に規定する特定情報をいう。以下この条において同じ。)の適正な管理及び使用に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

二 特定情報の適正な管理及び使用に係る事務を統括管理する者に関する事項

三 特定情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項

四 特定情報の使用及びその制限に関する事項

五 特定情報の処理に関し電子計算機を用いる場合には、当該電子計算機及び端末装置を設置する場所の入出場の管理その他これらの施設への不正なアクセスを予防するための措置に関する事項

六 その他特定情報の適正な管理又は使用を図るための必要な措置に関する事項

(身分を示す証票)

第40条 法第51条の9第2項の規定において準用する法第27条第5項の規定による当該職員の身分を示す証票は、別記様式第4号によらなければならない。

(権限の委任)

第41条 令第15条第1項の規定により、令第2条の2から第2条の2の5までにきていする厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行し、法施行の日から適用する。

2 精神病患者監護法施行規則(明治33年内務省令第35号)及び精神病院法施行規則(大正12年内務省令第17号)は廃止する。

附 則 (昭和28年10月2日厚生省令第51号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和28年9月1日から適用する。

附 則 (昭和29年7月17日厚生省令第42号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年6月30日厚生省令第36号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 40 年 9 月 30 日厚生省令第 44 号） 抄

- 1 この省令は、昭和 40 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 51 年 7 月 1 日厚生省令第 28 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 51 年 8 月 2 日厚生省令第 36 号） 抄
(施行期日)

- 第 1 条 この省令は、昭和 51 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 53 年 5 月 23 日厚生省令第 29 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 58 年 1 月 31 日厚生省令第 3 号） 抄
(施行期日)

- 1 この省令は、昭和 58 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 58 年 2 月 1 日厚生省令第 5 号） 抄
(施行期日)

- 第 1 条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 59 年 3 月 31 日厚生省令第 18 号）

この省令は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 59 年 9 月 22 日厚生省令第 49 号） 抄
(施行期日)

- 第 1 条 この省令は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 63 年 4 月 8 日厚生省令第 29 号）

- 1 この省令は、精神衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和 63 年 7 月 1 日）から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の様式による精神衛生鑑定医の身分を示す証票は、この省令による改正後の様式による精神保健指定医の身分を示す証票とみなす。

附 則 （平成元年 3 月 24 日厚生省令第 10 号） 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則 （平成 6 年 2 月 28 日厚生省令第 6 号）

- 1 この省令は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 （平成6年3月14日厚生省令第9号）

この省令は、精神保健法等の一部を改正する法律の施行の日（平成6年4月1日）から施行する。

附 則 （平成6年9月9日厚生省令第56号） 抄
（施行期日）

第1条 この省令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 （平成6年10月14日厚生省令第67号） 抄
（施行期日）

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成6年10月1日に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療、指定老人訪問看護並びに施設療養に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 （平成7年6月30日厚生省令第47号）

- 1 この省令は、平成7年7月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則別記様式第1号、別記様式第2号又は別記様式第4号により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則別記様式第3号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成7年9月26日厚生省令第52号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成8年3月21日厚生省令第10号）

- 1 この省令は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の際改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

附 則 （平成9年3月28日厚生省令第31号） 抄
（施行期日）

第1条 この省令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 （平成10年1月13日厚生省令第1号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にある第2条の規定による改正前の様式による請求書の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成 11 年 11 月 1 日厚生省令第 91 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 7 日厚生省令第 20 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 28 日厚生省令第 49 号)

この省令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 10 月 20 日厚生省令第 127 号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日 (平成 13 年 1 月 6 日) から施行する。

附 則 (平成 14 年 1 月 22 日厚生労働省令第 8 号)

1 この省令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則別記様式第 2 号により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則別記様式第 3 号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成 14 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 18 日厚生労働省令第 30 号)

この省令は、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 4 月 1 日厚生労働省令第 88 号)

この省令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 7 日厚生労働省令第 25 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この省令は、不動産登記法の施行の日 (平成 17 年 3 月 7 日) から施行する。

附 則 (平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 168 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(様式の経過措置)

第2条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成18年12月22日厚生労働省令第193号） 抄
（施行期日）

1 この省令は、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律の施行の日（平成18年12月23日）から施行する。

（様式の経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成20年3月31日厚生労働省令第77号） 抄
（施行期日）

第1条 この省令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年11月28日厚生労働省令第163号） 抄
（施行期日）

第1条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成20年12月1日）から施行する。

附 則 （平成21年7月1日厚生労働省令第125号）
この省令は、公布の日から施行する。

(表 面)

第 号 精神保健指定医の証 氏 名 年 月 日 生 住 所 勤務先 厚生労働省 印	写 真 ち ょ う 付 面 交付日 平成 年 月 日 有効期限 平成 年 月 日
--	---

(日本工業規格A列6番)

(裏 面)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律抜粋 (報告の徴収及び立入り検査) 第19条の6の16 略 2 前項の規定により立入り検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (申請等に基づき行われる指定医の診察等) 第二十七条 都道府県知事は、第二十三条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。 2 都道府県知事は、入院させなければ精神的障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、第二十三条から前条までの規定による申請、通報又は届出がない場合においても、その指定する指定医をして診察させることができる。 3 都道府県知事は、前二項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち会わせなければならない。 4 指定医及び前項の当該職員は、前三項の職務を行うに当たって必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる。 5 前項の規定によってその者の居住する場所へ立ち入る場合には、指定医及び当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。	6 第四項の立入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (報告徴収等) 第三十八条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは当該精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。 2 略 3 第十九条の六第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入り検査、質問又は診察について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三十八条の六第一項」と、「当該職員」とあるのは「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十八条の六第一項」と読み替えるものとする。 (注意) 一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣に届け出ること。 二 精神保健医でなくなったときは、厚生労働大臣に返還すること。 三 この証票の記載事項に変更が生じたときは、直ちに厚生労働大臣に届け出ること。
--	---

写真ちよう付面

(表 面)

第 号

(職)氏名

年 月 日生

精神保健福祉職員の証

平成 年 月 日

厚生労働省(都道府県又は指定都市)(印)

(日本工業規格A列6番)

(裏 面)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律抜すい

第十九条の六及び立入り検査

2 前項の規定により立入り検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(申請等に基づき行われる指定医の診療等)

2 都道府県知事は、入院させなければならぬ者については、第二十三条から前条までの規定による申請、通報又は届出があつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。

2 都道府県知事は、入院させなければならぬ者については、第二十三条から前条までの規定による申請、通報又は届出がない場合においても、その指定する指定医をして診察させることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち会わせなければならない。

4 指定医及び前項の当該職員は、前三項の職務を行うに当たつて必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる。

5 第十九条の六の十六第六項及び第三項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七條第四項」と、「当該職員」とあるのは「指定医及び当該職員」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十七條第四項」と読み替へるものとする。

(報告徴収等)

第三十八條の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に關し報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、これらの事項に關し、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む)を検査させ、若しくは当該精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。

3 第十九条の六の十六第六項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三十八條の六第一項」と、「当該職員」とあるのは「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十八條の六第一項」と読み替へるものとする。

(注意)

一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事又は指定都市市長)に届け出ること。

二 精神保健福祉職員でなくなつたときは、厚生労働大臣(都道府県知事又は指定都市市長)に返還すること。

(表表紙)

備 考

1. 医療や生活などのことで相談したいときは、市町村役場、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所などに御相談下さい。
2. 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。
3. この手帳を万一なくしたりしたときは、再交付を申請してください。
4. この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
5. 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

障 害 者 手 帳

都道府県（指定都市）名

(内面右)

ベスト半載 4 cm 氏 名 住 所 生年月日 障害等級 手帳番号	交付日 年 月 日 有効期限 年 月 日 (更新) (更新) (更新) (更新) 印 都道府県(指定都市)名 〔精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律第45条の保健福 祉手帳〕
---	---

— 261 —

別記様式第四号

(表 面)

第 号 (職) 氏 名 年 月 日生 平成 年 月 日 厚生労働省 印 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の九第一項の規定による立入検査を行う職員証	写真ちよう付面
--	----------------

(日本工業規格A列6番)

(裏 面)

2 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条の九第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十一条の九第一項」と読み替えるものとする。 (注意) 一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣に届け出ること。 二 精神保健福祉職員でなくなつたときは、厚生労働大臣に返還すること。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十 (報告の徴収及び立入り検査) 第十九条の六の十六 (略) 2 前項の規定により立入り検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (報告及び検査) 第五十一条の九 厚生労働大臣は、第五十一条の三に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
--	---

○精神保健福祉士法

〔平成9年12月19日〕
法律第131号

最終改正：平成22年12月10日法律第71号

精神保健福祉士法をここに公布する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 試験（第4条—第27条）
- 第3章 登録（第28条—第38条）
- 第4章 義務等（第39条—第43条）
- 第5章 罰則（第44条—第48条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、精神保健福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「精神保健福祉士」とは、第28条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいう。

（欠格事由）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、精神保健福祉士となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

四 第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

第2章 試験

(資格)

第4条 精神保健福祉士試験（以下「試験」という。）に合格した者は、精神保健福祉士となる資格を有する。

(試験)

第5条 試験は、精神保健福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第6条 試験は、毎年1回以上、厚生労働大臣が行う。

(受験資格)

第7条 試験は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

二 学校教育法に基づく大学において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（以下「職業能力開発校等」という。）又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。）において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。）において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、厚生労働省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事したもの

五 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科

を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

六 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)を卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの

八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

九 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

十 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

十一 社会福祉士であつて、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

(試験の無効等)

第8条 厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に係る者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとする事ができる。

(受験手数料)

第9条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第10条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行

わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験業務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生労働大臣は、第2項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第22条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ロ 次条第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者

（指定試験機関の役員の選任及び解任）

第11条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第13条第1項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（事業計画の認可等）

第12条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後3月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（試験事務規程）

第13条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この章において「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第1項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不相当となったと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（精神保健福祉士試験委員）

第14条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、精神保健福祉士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、精神保健福祉士試験委員（以下この章において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があったときも、同様とする。

4 第11条第2項の規定は、試験委員の解任について準用する。

（規定の適用等）

第15条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第8条第1項及び第9条第1項の規定の適用については、第8条第1項中「厚生労働大臣」とあり、及び第9条第1項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第9条第1項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

（秘密保持義務等）

第16条 指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（帳簿の備付け等）

第17条 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

（監督命令）

第18条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告）

第19条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせるこ

とができる。

(立入検査)

第20条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験事務の休廃止)

第21条 指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第22条 厚生労働大臣は、指定試験機関が第10条第4項各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第10条第3項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第11条第2項(第14条第4項において準用する場合を含む。)、第13条第3項又は第18条の規定による命令に違反したとき。

三 第12条、第14条第1項から第3項まで又は前条の規定に違反したとき。

四 第13条第1項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

五 次条第1項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第23条 第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項又は第21条の規定による規定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第24条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることができる。

(厚生労働大臣による試験事務の実施等)

第25条 厚生労働大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が第21条の規定による許可を受けて試験事務の全部若

しくは一部を休止したとき、第22条第2項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第26条 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第10条第1項の規定による指定をしたとき。
- 二 第21条の規定による許可をしたとき。
- 三 第22条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条第2項に規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(試験の細目等)

第27条 この章に規定するもののほか、試験、精神保健福祉士短期養成施設等、精神保健福祉士一般養成施設等、指定試験機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第3章 登録

(登録)

第28条 精神保健福祉士となる資格を有する者が精神保健福祉士となるには、精神保健福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(精神保健福祉士登録簿)

第29条 精神保健福祉士登録簿は、厚生労働省に備える。

(精神保健福祉士登録証)

第30条 厚生労働大臣は、精神保健福祉士の登録をしたときは、申請者に第28条に規定する事項を記載した精神保健福祉士登録証（以下この章において「登録証」という。）を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第31条 精神保健福祉士は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 精神保健福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第32条 厚生労働大臣は、精神保健福祉士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- 一 第3条各号（第4号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

- 2 厚生労働大臣は、精神保健福祉士が第39条、第40条又は第41条第2項の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて精神保健福祉士の名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の消除)

第33条 厚生労働大臣は、精神保健福祉士の登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

(変更登録等の手数料)

第34条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定等)

第35条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、精神保健福祉士の登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

- 2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

第36条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第29条、第30条、第31条第1項、第33条及び第34条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働省」とあり、「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。

- 2 指定登録機関が登録を行う場合において、精神保健福祉士の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。
- 3 第1項の規定により読み替えて適用する第34条及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(準用)

第37条 第10条第3項及び第4項、第11条から第13条まで並びに第16条から第26条までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第10条第3項中「前項の申請」とあり、及び同条第4項中「第2項の申請」とあるのは「第35条第2項の申請」と、第16条第1項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第22条第2項第2号中「第11条第2項（第14条第4項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第11条第2項」と、同項第3号中「第14条第1項から第3項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第23条第1項及び第26条第1号中「第10条第1項」とあるのは「第35条第1項」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第38条 この章に規定するもののほか、精神保健福祉士の登録、指定登録機関その他この章の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第4章 義務等

(信用失墜行為の禁止)

第39条 精神保健福祉士は、精神保健福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第40条 精神保健福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。精神保健福祉士でなくなった後においても、同様とする。

(連携等)

第41条 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

2 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たって精神障害者に主治の医師があるときは、その指導を受けなければならない。

(名称の使用制限)

第42条 精神保健福祉士でない者は、精神保健福祉士という名称を使用してはならない。

(権限の委任)

第42条の2 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

(経過措置)

第43条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第5章 罰則

第44条 第40条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第45条 第16条第1項（第37条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第46条 第22条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第32条第2項の規定により精神保健福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、精神保健福祉士の名称を使用したもの

二 第42条の規定に違反した者

第48条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

一 第17条（第37条において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿の虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第19条（第37条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第20条第1項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽を陳述をしたとき。

四 第21条（第37条において準用する場合を含む。）の許可を受けないで試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第7条第2号及び第3号の規定（学校、職業能力開発校等又は養成施設の指定に係る部分に限る。）、第27条の規定（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等に係る部分に限る。）並びに附則第7条の規定は、公布の日（平成9年12月19日）から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日（平成10年2月1日）から施行する。

（受験資格の特例）

第2条 この法律の施行の際現に病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において相談援助を業として行っている者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至ったものは、平成15年3月31日までは、第7条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者

二 病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、相談援助を5年以上業として行った者

（名称の使用制限に関する経過措置）

第3条 この法律の施行の際現に精神保健福祉士という名称を使用している者については、第42条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成11年12月8日法律第151号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 （平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（調整規定）

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第 62 号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成 13 年法律第 49 号）第 157 条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 334 条（理事等の特別背任）の罪」とする。

3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第 457 条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第 157 条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第 62 号に掲げる罪とみなす。

附 則 （平成 18 年 6 月 23 日法律第 94 号）

この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

附 則 （平成 22 年 12 月 10 日法律第 71 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第 1 条の規定、第 2 条中障害者自立支援法目次の改正規定（「第 31 条」を「第 31 条の 2」に改める部分に限る。第 3 号において同じ。）、同法第 1 条の改正規定、同法第 2 条第 1 項第 1 号の改正規定、同法第 3 条の改正規定、同法第 4 条第 1 項の改正規定、同法第 2 章第 2 節第 3 款中第 31 条の次に 1 条を加える改正規定、同法第 42 条第 1 項の改正規定、同法第 77 条第 1 項第 1 号の改正規定（「、その有する能力及び適性に応じ」を削る部分に限る。第 3 号において同じ。）並びに同法第 77 条第 3 項及び第 78 条第 2 項の改正規定、第 4 条中児童福祉法第 24 条の 11 第 1 項の改正規定並びに第 10 条の規定並びに次条並びに附則第 37 条及び第 39 条の規定 公布の日

（施行前の準備）

第 37 条

この法律（附則第 1 条第 3 号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第 51 条の 19 の規定

による新自立支援法第 51 条の 14 第 1 項の指定の手続、新自立支援法第 51 条の 20 第 1 項の規定による新自立支援法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の指定の手続、新児童福祉法第 21 条の 5 の十五の規定による新児童福祉法第 21 条の 5 の三第 1 項の指定の手続、新児童福祉法第 24 条の 28 第 1 項の規定による新児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の指定の手続、新児童福祉法第 34 条の 3 第 2 項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第 38 条 この法律の施行前にした行為並びに附則第 13 条及び第 31 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他経過措置の政令への委任)

第 39 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○精神保健福祉士法施行令

〔平成10年1月8日〕
政令第5号

最終改正：平成23年3月30日政令第54号

内閣は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第3条第三号、第9条第1項、第34条及び第36条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第3条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定）

第1条 精神保健福祉士法（以下「法」という。）第3条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定は、医師法（昭和23年法律第201号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の規定とする。

（受験手数料）

第2条 法第9条第1項の受験手数料の額は、9,750円とする。

（変更登録等の手数料）

第3条 法第34条の手数料の額は、1,200円とする。

（登録手数料）

第4条 法第36条第2項の手数料の額は、4,050円とする。

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成10年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、法の一部の施行の日（平成10年2月1日）から施行する。

附 則 （平成12年6月7日政令第334号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成14年1月17日政令第4号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成14年3月1日）から施行する。

附 則 （平成18年1月25日政令第10号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成18年3月27日政令第71号） 抄

この政令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 27 日政令第 62 号)
この政令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 30 日政令第 54 号)
この政令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

○精神保健福祉士法施行規則

〔平成10年1月30日〕
〔厚生省令第11号〕

最終改正 平成22年4月1日厚生労働省令第57号

精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第3号から第9号まで、第28条、第38条及び同法附則第2条の規定に基づき、精神保健福祉士法施行規則を次のように定める。

精神保健福祉士法施行規則

（厚生労働省令で定める者の範囲）

第1条 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号。以下「法」という。）第7条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。次項第一号において同じ。）において法第7条第一号に規定する指定科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- 二 学校教育法による大学院において指定科目を修めて当該大学院の課程を修了した者
- 三 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限4年以上のものに限る。次項第三号及び第3項第三号において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者

2 法第7条第二号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法による大学において法第7条第二号に規定する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- 二 学校教育法による大学院において基礎科目を修めて当該大学院の課程を修了した者
- 三 学校教育法による専修学校の専門課程において基礎科目を修めて卒業した者

3 法第7条第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法による大学院の課程を修了した者
- 二 独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成15年法律第144号）による独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士、修士又博士の学位を授与された者（旧国立学校設置法（昭和24年法律第150号）による大学評価・学位授与機構から学士、修士又は博士の学位を授与された者を含む。）
- 三 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した者
- 四 学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- 五 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を卒業した者
- 六 旧高等師範学校規程（明治27年文部省令第11号）による高等師範学校専攻科を卒業した者

- 七 旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による高等師範学校又は女子高等師範学校の修業年限1年以上の研究科を修了した者
- 八 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中学校若しくは高等女学校を卒業した者又は旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）により、これと同等以上の学力を有するものと検定された者を入学資格とする旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（以下「専門学校」という。）で修業年限（予科の修業年限を含む。以下この号において同じ。）5年以上の専門学校を卒業した者又は修業年限4年以上の専門学校を卒業し修業年限4年以上の専門学校に置かれる修業年限1年以上の研究科を修了した者
- 九 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は防衛医科大学校を卒業した者
- 十 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校の長期課程を修了した者（旧職業訓練法（昭和33年法律第133号）による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（昭和44年法律第64号。以下「新職業訓練法」という。）による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧職業能力開発促進法」という。）による職業訓練大学校の長期課程を修了した者及び職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を修了した者を含む。）
- 4 法第7条第4号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限3年以上のものに限る。次項及び第6項第一号において同じ。）又は各種学校（学校教育法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限3年以上のものに限る。次項及び第6項第一号において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）とする。
- 5 法第7条第5号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程又は各種学校において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）とする。
- 6 法第7条第6号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
- 一 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（修業年限3年以上のものに限る。）、特別支援学校の専攻科（修業年限3年以上のものに限る。）、専修学校の専門課程又は各種学校を卒業した者（夜間において授業を行う専攻科、学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）
- 二 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第二号に規定する厚生労働大臣が指定する看護師養成所（修業年限3年以上のものに限る。）を卒業した者

三 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第12条第一号に規定する厚生労働大臣が指定する作業療法士養成施設（修業年限3年以上のものに限る。）を卒業した者

四 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の専門課程（訓練期間3年以上のものに限る。）若しくは応用課程、職業能力開発大学校の専門課程（訓練期間3年以上のものに限る。）若しくは応用課程、職業能力開発短期大学校の専門課程（訓練期間3年以上のものに限る。）を修了した者（旧職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校の専門課程（訓練期間3年以上のものに限る。）を修了した者を含む。）

7 法第7条第七号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。次項及び第9項第一号において同じ。）又は各種学校（学校教育法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。次項及び第9項第一号において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者とする。

8 法第7条第八号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程又は各種学校において基礎科目を修めて卒業した者とする。

9 法第7条第九号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）、特別支援学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）、専修学校の専門課程又は各種学校を卒業した者

二 保健師助産師看護師法第22条第二号に規定する都道府県知事が指定する准看護師養成所（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者（学校教育法第90条第1項に該当する者に限る。）

三 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校の専門課程を修了した者（新職業訓練法による職業訓練短期大学校の専門訓練課程又は特別高等訓練課程を修了した者及び旧職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校の専門課程を修了した者を含む。）

（指定施設の範囲）

第2条 法第7条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 精神科病院

二 病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）

三 保健所

四 地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する市町村保健センター

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う施設、障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及

び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設及び障害者自立支援法附則第48条の規定により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設

六 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業（生活介護，共同生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）又は相談支援事業を行う施設，障害者支援施設，地域活動支援センターおよび福祉ホーム（主として精神障害者（同法第4条第1項に規定する精神障害者を言う。）に対してサービスを提供する施設に限る。）

七 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設
（試験施行期日等の公告）

第3条 精神保健福祉士試験を施行する期日，場所その他精神保健福祉士試験の実施に必要な事項は，厚生労働大臣があらかじめ，官報で公告する。

（精神保健福祉士試験の方法）

第4条 精神保健福祉士試験は，筆記の方法により行う。

（精神保健福祉士試験の科目）

第5条 精神保健福祉士試験の科目は，次のとおりとする。

- 一 人体の構造と機能及び疾病
- 二 心理学理論と心理的支援
- 三 社会理論と社会システム
- 四 現代社会と福祉
- 五 地域福祉の理論と方法
- 六 福祉行財政と福祉計画
- 七 社会保障
- 八 低所得者に対する支援と生活保護制度
- 九 保健医療サービス
- 十 権利擁護と成年後見制度
- 十一 精神医学
- 十二 精神保健学
- 十三 精神科リハビリテーション学
- 十四 精神保健福祉論
- 十五 精神保健福祉援助技術

（試験科目の免除）

第6条 社会福祉士であつて，精神保健福祉士試験を受けようとする者に対しては，その申請により，第5条に規定する精神保健福祉士試験の科目のうち，同条第一号から第十号までに定める科目を免除する。

（精神保健福祉士試験の受験手続き）

第7条 精神保健福祉士試験を受けようとする者は，様式第1による精神保健福祉士試験

受験申込書を厚生労働大臣（法第10条第1項に規定する指定試験機関が精神保健福祉士試験の実施に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関、第9条において同じ。）に提出しなければならない。

- 2 前項の精神保健福祉士試験受験申込書には、法第7条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。

（受験手数料の納付）

第8条 法第9条第1項に規定する受験手数料は、国に納付する場合にあっては前条第1項に規定する精神保健福祉士試験受験申込書に当該受験手数料の額に相当する額の収入印紙をはるることにより、法第10条第1項に規定する指定試験機関に納付する場合にあっては法第13条第1項に規定する試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

（合格証書の交付）

第9条 厚生労働大臣は、精神保健福祉士試験に合格した者には、合格証書を交付する。

（登録事項）

第10条 法第28条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）
- 三 精神保健福祉士試験に合格した年月

（登録の申請）

第11条 精神保健福祉士の登録を受けようとする者は、様式第2による精神保健福祉士登録申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（登録）

第12条 厚生労働大臣は、前条の申請があったときは、精神保健福祉士登録申請書の記載事項を審査し、当該申請者が精神保健福祉士となる資格を有すると認めたときは、精神保健福祉士登録簿に登録し、かつ、当該申請者に精神保健福祉士登録証を交付する。

- 2 厚生労働大臣は、前項の審査の結果、当該申請者が精神保健福祉士となる資格を有しないと認めたときは、その理由を付し、精神保健福祉士登録申請書を当該申請者に返却する。

（登録事項の変更の届出）

第13条 精神保健福祉士は、登録を受けた事項に変更があったときは、様式第3による登録事項変更届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（精神保健福祉士登録証再交付の申請等）

第14条 精神保健福祉士は、精神保健福祉士登録証を汚損し、又は失ったときは、遅滞なく、様式第4による登録証再交付申請書を、汚損した場合にあっては、当該精神保健福祉士登録証を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 精神保健福祉士は、前項の申請をした後、失った精神保健福祉士登録証を発見したときは、速やかにこれを厚生労働大臣に返納しなければならない。

(変更登録等の手数料の納付)

第15条 国に納付する法第34条に規定する手数料については、第13条に規定する登録事項変更届出書又は前条第1項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、法第35条第1項に規定する指定登録機関に納付する法第34条及び法第36条第2項に規定する手数料については、法第37条の規定により読み替えられた法第13条第1項に規定する登録事項規程で定めるところにより納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

(死亡等の届出)

第16条 精神保健福祉士が次のいずれかに該当するに至った場合には、当該精神保健福祉士又は戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、精神保健福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合

二 法第3条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合

(登録の取消しの通知等)

第17条 厚生労働大臣は、法第32条第1項又は第2項の規定により精神保健福祉士の登録を取り消し、又は精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を登録の取消し又は名称の使用の停止の処分を受けた者に通知しなければならない。

2 法第32条第1項又は第2項の規定により精神保健福祉士の登録を取り消された者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内に、精神保健福祉士登録証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

(登録簿の登録の訂正等)

第18条 厚生労働大臣は、第13条の届出があったとき、第16条の届出があったとき、又は法第32条第1項若しくは第2項の規定により精神保健福祉士の登録を取り消し、若しくは精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、精神保健福祉士登録簿の当該精神保健福祉士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該精神保健福祉士の名称の使用の停止をした旨を精神保健福祉士登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

(規定の適用)

第19条 法第35条第1項に規定する指定登録機関が精神保健福祉士の登録の実施に関する事務を行う場合における第11条から第14条まで、第16条(同条第二号に該当する場合を除く。)、第17条第2項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「法第35条第1項に規定する指定登録機関」と、前条中「法第32条第1項若しくは第2項の規定により」とあるのは「法第32条第1項若しくは第2項の規定により厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があった」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成10年4月1日から施行する。

(受験資格の特例)

- 2 法附則第2条の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 精神科病院

二 病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）

三 保健所

四 地域保健法に規定する市町村保健センター

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場及び精神障害者地域生活援助事業を行う施設

六 前五号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

- 3 平成15年3月31日までは、第7条第2項中「法第7条各号のいずれか」とあるのは、「法第7条各号のいずれか又は法附則第2条」とする。

附 則（平成11年3月26日厚生省令第26号）

- 1 この省令は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成11年9月4日厚生省令第81号）

この省令は、公布の日（平成11年9月14日）から施行する。

附 則（平成12年3月28日厚生省令第49号）

この省令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日厚生省令第72号）

(施行期日)

- 1 この省令は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成12年10月20日厚生省令第127号） 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成14年2月22日厚生労働省令第14号） 抄

- 1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成14年3月

1日)から施行する。

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成14年3月26日厚生労働省令第38号) 抄
(施行期日)

- 1 この省令は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成14年7月8日厚生労働省令第94号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年8月29日厚生労働省令第137号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日厚生労働省令第78号) 抄
(施行期日)

- 第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月10日厚生労働省令第150号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日厚生労働省令第169号)

この省令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月22日厚生労働省令第193号) 抄
(施行期日)

- 1 この省令は、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律の施行の日(平成18年12月23日)から施行する。

附 則 (平成19年1月9日厚生労働省令第2号)

この省令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成19年1月9日)から施行する。

附 則 (平成19年3月30日厚生労働省令第43号) 抄
(施行期日)

- 第1条 この省令は、平成19年4月1日から施行する。

(精神保健福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 第4条 施行日前に旧盲学校等の専攻科(修業年限3年以上のものに限る。)を卒業した者は、この省令による改正後の精神保健福祉士法施行規則第1条第6項第一号の適用については、特別支援学校の専攻科(修業年限3年以上のものに限る。)を卒業した者とみなす。

2 施行日前に旧盲学校等の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者は、この省令による改正後の精神保健福祉士法施行規則第1条第9項第一号の適用については、特別支援学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者とみなす。

附 則（平成19年12月25日厚生労働省令第152号）

この省令は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年5月12日厚生労働省令第108号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成21年4月1日から施行する。

（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この省令の施行の際現に指定を受けている精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第2号若しくは第3号に規定する学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校又は養成施設において精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、第2条の規定による改正後の精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則別表第一及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成22年4月1日厚生労働省令第57号）

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一（第7条関係）（表面）

収入印紙 (消印しないこと。)		精神保健福祉士試験受験申込書																	
フリガナ														※整理番号					
氏 名		(姓)												(名)					
生年月日		☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成				年		月		日		性別		☐ 男 ☐ 女					
郵便番号		〒				-				本 籍 地 (外国籍の場合はその国籍)				都道府県		本籍地 コード			
フリガナ																			
現 住 所		都 道 府 県																	
電話番号																			
受 希 望 地		都 道 府 県																	
受験資格（裏面を参照のこと。）	☐ 大学校	大 学 等 名						卒業年月（見込み）				☐ 平成		年		月			
	☐ 短大等 （3年制） + 実務経験 （1年以上）	短 大 等 名						卒 業 年 月				☐ 平成		年		月			
		勤 務 先 名 （実務経験）						職 種				従 業 期 間		年 月～		年 月			
	☐ 短大等 〔指定科目〕 （2年制） + 実務経験 （2年以上）	短 大 等 名						卒 業 年 月				☐ 平成		年		月			
		勤 務 先 名 （実務経験）						職 種				従 業 期 間		年 月～		年 月			
	☐ 養成施設	養成施設名						卒業年月（見込み）				☐ 平成		年		月			
提出する受験票の試験実施回						提出する受験票の受験番号													
☐ 明書に代わる受験票の提出		提出する受験票の試験実施回						提出する受験票の受験番号											
社会福祉士であって試験科目免除申請の有無		☐ 有 ☐ 無		社会福祉士登録番号															
身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望		☐ 有 ☐ 無																	

上記により、精神保健福祉士試験を受験したいので申し込みます。

平成 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣
指定試験機関代表者 殿

氏 名 ㊟

(裏面)

連絡先

勤務先 (昼間等の 連絡先)	名 称		所 属	
			電 話 番 号	
そ の 他 (帰省先等 の連絡先)	名 称 又 は 氏 名		受験者との関係	
			電 話 番 号	

受験資格及び添付書類一覧

区 分	受 験 資 格	提 出 書 類
大学等	指定科 大学の卒業者又は学校教育法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者(精神保健福祉法(以下「法」という。))第7条第1号)	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 ・指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書
短大等(3年制) + 実務経験(1年以上)	目 短期大学等(3年制)の卒業 者で1年以上の実務経験を有 するもの(法第7条第4号)	・卒業証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見 込証明書
短大等(2年制) + 実務経験(2年以上)	修 短期大学等(2年制)の卒業 者で2年以上の実務経験を有 するもの(法第7条第7号)	・卒業証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見 込証明書
養成施設	養成施設(短期又は一般)の卒業 者(法第7条第2号、第3号、第 5号、第6号、第8号、第9号、 第10号又は第11号)	・卒業証明書または卒業見込証明 書

- 備考
- 1 該当する□は、☑と記入すること。
 - 2 整理番号欄には、記入しないこと。
 - 3 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙を貼らないこと。
 - 4 この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないよう完全に消すこと。
 - 5 学校教育法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、学校教育法第67条第2項の規定による大学院への入学年月を記載すること。
 - 6 過去の精神保健福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書、卒業見込証明書、指定科目履修見込証明書の提出より当該受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書、指定科目履修証明書を提出していないもの及び法附則第2条(5年以上の実務経験者で、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの)の規定により受験票の交付を受けたものを除く。)については、当該受験票の提出をもって実務経験証明書、卒業証明書、指定科目履修証明書の提出に代えることができる。
 - 7 実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、卒業証明書及び指定科目履修証明書にあっては、学校等の長が、発行したものであること。
 - 8 実務経験見込証明書を提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
 - 9 卒業見込証明書又は指定科目履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は指定科目履修証明書を提出すること。
 - 10 社会福祉士であって、試験科目の免除を申請する者は、社会福祉士登録証の写しを提出すること。
 - 11 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 - 12 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第二（第11条関係）

精神保健福祉士登録申請書															
フリガナ		氏 名 (姓)					(名)					性 別 ☐ 男 ☐ 女			
生年月日		☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成		年		月		日		本 籍 地 (外国籍の場合は、その国籍)		都道府県		本籍コード	
フリガナ		都道府県													
現住所															
郵便番号		-				電話番号									
精神保健福祉士試験に合格した年月		平成		年		月		試験合格証書番号							
その他の		☐ 成年被後見人又は被保佐人 ☐ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 ☐ 精神保健福祉士法（以下「法」という。）の規定その他精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるもの（法施行令第1条）により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 ☐ 法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者													
私は、精神保健福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、精神保健福祉士法施行規則第11条の規定により申請します。 平成 年 月 日 厚生労働大臣 殿 指定登録機関代表者 氏名 ㊟															
収入印紙 (消印しないこと。)															
又は領収証書をはること。															

- 備考 1 該当する□は、☑と記入すること。
- 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書をはること。
- 3 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。
- 4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申請書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。
- また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
- 5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第三 (第13条関係)

精神保健福祉士登録事項変更届出書

収入印紙
(消印しない
こと。)

住 所

登録年月日

登録番号

(フリガナ)

氏 名

年 月 日生

精神保健福祉士法第28条の登録事項に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

登 録 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	備 考

平成 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣

殿

指定登録機関代表者

氏 名

印

備考1 指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙ははらないこと。

2 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第四（第14条関係）

精神保健福祉士登録証再交付申請書

収入印紙
(消印しない
こと。)

住 所

登録年月日

登録番号

(フリガナ)

氏 名

年 月 日生

精神保健福祉士法施行規則第14条第1項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。

理由

平成 年 月 日

厚生労働大臣

殿

指定登録機関代表者

氏 名

印

備考1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙ははらないこと。

2 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準

〔平成12年3月31日〕
〔厚生省令第87号〕

改正 平成12年8月11日 厚生省令第112号
同 12年11月20日 同 第132号
同 14年2月22日 厚生労働省令第14号
同 14年3月26日 同 第38号
同 16年1月20日 同 第1号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2の3第1項の規定に基づき、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準

目次

- 第1章 総則（第1条—第12条）
 - 第2章 精神障害者生活訓練施設（第13条—第22条）
 - 第3章 精神障害者授産施設（第23条—第29条）
 - 第4章 精神障害者福祉ホーム（第30条—第34条）
 - 第5章 精神障害者福祉工場（第35条—第38条）
 - 第6章 精神障害者地域生活支援センター（第39条—第43条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2の3第1項の規定による精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

（基本方針）

第2条 精神障害者社会復帰施設は、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 精神障害者社会復帰施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第3条 精神障害者社会復帰施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 精神障害者社会復帰施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を

除く。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第九号の2に規定する耐火建築物又は同条第九号の3に規定する準耐火建築物でなければならない。

(設備の専用)

第4条 精神障害者社会復帰施設の設備は、専ら当該精神障害者社会復帰施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の専従)

第5条 精神障害者社会復帰施設の職員は、専ら当該精神障害者社会復帰施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第6条 精神障害者社会復帰施設は、利用者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 精神障害者社会復帰施設は、当該精神障害者社会復帰施設の職員によって処遇を行わなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 精神障害者社会復帰施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第7条 精神障害者社会復帰施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者の処遇の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(医療機関等との連携)

第8条 精神障害者社会復帰施設は、利用者の意向を尊重しつつ、必要に応じ、医療機関、保健所、精神障害者地域生活支援センターその他の関係機関との連絡体制を整備しなければならない。

(地域との連携等)

第9条 精神障害者社会復帰施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との積極的な交流に努めなければならない。

(苦情への対応)

第10条 精神障害者社会復帰施設は、その行った処遇に関する利用者からの苦情に迅速か

つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 精神障害者社会復帰施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（平12厚令112・全改）

（非常災害対策）

第11条 精神障害者社会復帰施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

- 2 精神障害者社会復帰施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第12条 精神障害者社会復帰施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 精神障害者社会復帰施設は、利用者の処遇の状況に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

第2章 精神障害者生活訓練施設

（規模）

第13条 精神障害者生活訓練施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（建築面積）

第14条 精神障害者生活訓練施設は、利用者1人当たり14.9平方メートル以上の建築面積を有するものでなければならない。

（設備の基準）

第15条 精神障害者生活訓練施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 相談室
- 三 静養室
- 四 食堂
- 五 調理場
- 六 集会室兼娛樂室
- 七 浴室
- 八 洗面所
- 九 便所
- 十 事務室

- 2 前項第一号の居室は、次の基準を満たさなければならない。

- 一 一の居室の定員は、2人以下とすること。
 - 二 地階に設けてはならないこと。
 - 三 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、4.4平方メートル以上とすること。
 - 四 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 3 第1項各号に掲げる設備のうち、同項第六号の集会室兼娛樂室にあつては、同項第四号の食堂と兼ねることができる。

(職員の配置の基準)

第16条 精神障害者生活訓練施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長 1
 - 二 精神保健福祉士又は精神障害者社会復帰指導員 利用者の数が39までは4以上、それ以上10又はその端数を増すごとに2を加えた数以上
 - 三 医師 1以上
- 2 前項第一号の施設長及び同項第二号の精神保健福祉士又は精神障害者社会復帰指導員は、常勤でなければならない。
- 3 第1項第二号の精神保健福祉士又は精神障害者社会復帰指導員のうち1人以上は、精神保健福祉士でなければならない。
- 4 第1項第三号の医師は、精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(職員の資格要件)

第17条 施設長は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に5年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有する者であつて、施設を運営する能力を有すると認められるものでなければならない。

- 2 精神障害者社会復帰指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第67条2項の規定により大学院への入学を認められた者。
 - 二 学校教育法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
 - 三 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事したもの
 - 四 前二号に掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関し相当の学識経験を有すると認められる者

(平12厚令132・平14厚労令38・一部改正)

(利用者の処遇に関する計画)

第18条 精神障害者生活訓練施設は、利用者について、その心身の状況及び病歴、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。

2 精神障害者生活訓練施設は、利用者の処遇に関する計画について、利用者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(平16厚労令1・一部改正)

(処遇の方針)

第19条 精神障害者生活訓練施設は、利用者について、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

2 利用者の処遇は、利用者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。

3 精神障害者生活訓練施設の職員は、利用者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 精神障害者生活訓練施設は、利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命若しくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

(平16厚労令1・一部改正)

(生活指導等)

第20条 精神障害者生活訓練施設は、利用者が生活習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

2 精神障害者生活訓練施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

3 精神障害者生活訓練施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(平16厚労令1・一部改正)

(健康管理)

第21条 精神障害者生活訓練施設の医師は、利用者の主治医と相互に密接な連絡を取り合い、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(衛生管理)

第22条 精神障害者生活訓練施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 精神障害者生活訓練施設は、当該精神障害者生活訓練施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3章 精神障害者授産施設

(規模)

第23条 精神障害者授産施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

- 一 通所施設 (精神障害者授産施設のうち通所による利用者のみを対象とする施設であつて、次号に規定する精神障害者小規模通所授産施設以外のものをいう。以下同じ。) 20人以上
- 二 精神障害者小規模通所授産施設 (精神障害者授産施設のうち通所による利用者のみを対象とするものであつて、常時利用する者が20人未満のものをいう。以下同じ。) 10人以上
- 三 その他の施設 20人以上30人以下

(平1厚令132・一部改正)

(建築面積)

第24条 精神障害者授産施設のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のものは、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する建築面積を有するものでなければならない。

- 一 通所施設 利用者1人当たり15.8平方メートル以上
- 二 その他の施設 利用者1人当たり23.5平方メートル以上

(平12厚生令132・一部改正)

(設備の基準)

第25条 精神障害者授産施設のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、通所施設にあつては、第二号、第三号、第六号及び第八号に掲げる設備を設けないことができる。

- 一 作業室又は作業場
- 二 居室
- 三 相談室
- 四 静養室
- 五 食堂
- 六 調理場
- 七 集会室兼娛樂室
- 八 浴室
- 九 洗面所
- 十 便所
- 十一 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 作業室又は作業場

作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。

二 居室

イ 一の居室の定員は、2人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、4.4平方メートル以上とすること。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

3 第1項各号に掲げる設備のうち、同項第七号の集会室兼娛樂室にあつては、同項第五号の食堂と兼ねることができる。

4 精神障害者小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等設備を利用することにより当該精神障害者小規模通所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 作業室又は作業場

二 静養室

三 食堂

四 洗面所

五 便所

5 第2項第一号の規定は、前項第一号に掲げる設備の基準について準用する。

6 第4項各号に掲げる設備のうち、同項第三号の食堂にあつては、同項第一号の作業室若しくは作業場又は同項第二号の静養室と兼ねることができる。

(平12厚令132・一部改正)

(職員の配置の基準)

第26条 精神障害者授産施設のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

一 施設長 1

二 精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員 利用者の数が39までは4以上、それ以上10又はその端数を増すごとに2を加えた数(通所施設にあつては、1を加えた数)以上

三 医師 1以上

2 前項第一号の施設長及び同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員は、常勤でなければならない。ただし、作業療法士及び精神障害者社会復帰指導員のうち1人は、非常勤とすることができる。

3 第1項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員のうち、1人以上は精神保健福祉士、1人以上は作業療法士でなければならない。

4 精神障害者小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

一 施設長 1

二 精神保健福祉士，作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員 2以上

5 前項第一号の施設長は，精神障害者の社会復帰に理解と熱意を有し，施設を運営する能力を有すると認められる者でなければならない。

6 第4項各号に掲げる職員のうち，1人以上は常勤でなければならない。

7 第4項各号に掲げる職員のうち，同項第一号の施設長にあっては，同項第二号の精神保健福祉士，作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。

8 第16条第4項の規定は，精神障害者授産施設のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のものについて準用する。

(平12厚令132・一部改正)

(授産種目等)

第27条 精神障害者授産施設が与える職業（以下「職業」という。）の種目は，地域の実情，製品の需給状況等を考慮して選定するとともに，できるだけ多様な工程を用意し，利用者の作業能力及び適性に配慮しなければならない。

2 精神障害者授産施設は，職業に従事する者の作業時間，作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第28条 精神障害者授産施設は，職業に従事している者に，事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第29条 第17条から第22条までの規定は，精神障害者授産施設のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のものについて準用する。

2 第18条，第19条，第20条第1項及び第3項並びに第22条の規定は，精神障害者小規模通所授産施設について準用する。

(平12厚令132・一部改正)

第4章 精神障害者福祉ホーム

(規模)

第30条 精神障害者福祉ホームは，10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(建築面積)

第31条 精神障害者福祉ホームは，利用者1人当たり23.3平方メートル以上の建築面積を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第32条 精神障害者福祉ホームは，次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

一 居室

二 集会室兼娛樂室

- 三 調理室
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 管理人室

2 前項第一号の居室は、次の基準を満たさなければならない。

- 一 一の居室の定員は、原則1人とする。
 - 二 地階に設けてはならないこと。
 - 三 利用者一人当たりの床面積は、収納設備及び調理設備等を除き、6.6平方メートル以上とすること。
 - 四 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (職員の配置の基準)

第33条 精神障害者福祉ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 管理人 1
- 二 医師 1以上

2 前項第一号の管理人は、施設を運営する能力を有すると認められる者で、かつ、常勤でなければならない。

3 第16条第4項の規定は、精神障害者福祉ホームについて準用する。

(準用)

第34条 第18条から第22条までの規定は、精神障害者福祉ホームについて準用する。

第5章 精神障害者福祉工場

(規模)

第35条 精神障害者福祉工場は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第36条 精神障害者福祉工場には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 作業所
- 二 更衣室
- 三 シャワー室
- 四 休憩室
- 五 食堂
- 六 相談室
- 七 静養室
- 八 医務室

(職員の配置の基準)

第37条 精神障害者福祉工場には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただ

し、食事の提供を行わない場合は、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 施設長 1

二 精神保健福祉士又は精神障害者社会復帰指導員 利用者の数が29までは3以上、それ以上10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

三 看護婦 1以上

四 栄養士 1以上

五 医師 1以上

六 事務員 1以上

2 前項第一号の施設長は、精神障害者の社会復帰に理解と熱意を有し、施設を運営する能力を有すると認められる者でなければならない。

3 第1項第二号の精神障害者社会復帰指導員は、その指導する業務について相当の知識及び技能を有する者でなければならない。

4 第1項第一号の施設長、同項第二号の精神保健福祉士又は精神障害者社会復帰指導員及び同項第四号の栄養士は、常勤でなければならない。ただし、精神障害者社会復帰指導員のうち1人は、非常勤とすることができる。

5 第16条第3項及び第4項の規定は、精神障害者福祉工場について準用する。

(平14厚労令14・一部改正)

(衛生管理等)

第37条の2 精神障害者福祉工場は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適性に行わなければならない。

2 精神障害者福祉工場は、当該精神障害者福祉工場において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(平16厚労令1・一部改正)

(準用)

第38条 第17条第2項及び第18条から第21条までの規定は、精神障害者福祉工場について準用する。

(平16厚労令1・一部改正)

第6章 精神障害者地域生活支援センター

(設備の基準)

第39条 精神障害者地域生活支援センターには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

一 相談室

二 静養室

三 談話室

四 食堂

- 五 調理場
- 六 地域交流活動室兼訓練室
- 七 便所
- 八 洗面所
- 九 事務室

2 前項各号に掲げる設備のうち、同項第二号の静養室にあつては同項第一号の相談室と、同項第四号の食堂にあつては同項第三号の談話室とそれぞれ兼ねることができる。

(職員の配置の基準)

第40条 精神障害者地域生活支援センターには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長 1
- 二 精神保健福祉士 1以上
- 三 精神障害者社会復帰指導員 3以上

2 前項各号に掲げる職員は、常勤でなければならない。ただし、精神障害者社会復帰指導員のうち2人は、非常勤とすることができる。

(事業計画等)

第41条 精神障害者地域生活支援センターは、年間及び月間の事業計画を定めなければならない。

2 精神障害者地域生活支援センターは、職員の勤務時間を調整すること等により、適切な処遇を行うことができるように努めなければならない。

(利用者の登録)

第42条 精神障害者地域生活支援センターは、利用者に対し、当該施設の利用に当たって、あらかじめ利用の登録をさせなければならない。ただし、利用者の意思に反して登録を強制してはならない。

(準用)

第43条 第17条から第20条まで及び第22条の規定は、精神障害者地域生活支援センターについて準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行の際現に存する精神障害者社会復帰施設については、第13条、第23条、第30条及び第35条の規定は、当分の間、適用しない。

第3条 この省令の施行の際現に存する精神障害者社会復帰施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次条において同じ。）について第15条第2項第一号又は第25条第2項第二号イの規定を適用する場合においては、これらの規定中「2人」あるのは、「4人」とする。

第4条 この省令の施行の際現に存する精神障害者社会復帰施設の建物については、第15条、第25条、第32条、第36条及び第39条の規定は、平成17年3月31までの間は、適用しない。

第5条 平成17年3月31日までの間は、第16条第1項第二号、第26条第1項第二号、第37条第1項第二号又は第40条第1項第二号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「精神保健福祉士」とあるのは、「精神保健福祉士又は精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を持って、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者」とする。

附 則 （平成12年8月11日厚生省令第112号）

この省令は、平成12年9月1日から施行する。

附 則 （平成12年11月20日厚生省令第132号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成12年12月1日から施行する。ただし、第1条中知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準第7条の5第二号の改正規定及び第3条中精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項第二号の改正規定は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。（精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第3条の規定による改正後の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第23条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設については、同基準第3条第2項の規定は、当分の間、適用しない。

附 則 （平成14年2月22日厚生労働省令第14号） 抄

- 1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成14年3月1日）から施行する。

附 則 （平成14年3月26日厚生労働省令第38号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 （平成16年1月20日厚生労働省令第1号）

この省令は、公布の日から施行する。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

昭和63年4月8日

厚生省告示第127号

改正	平成6年10月19日厚生省告示第349号	平成7年6月28日厚生省告示第134号
同	8年3月21日厚生省告示第91号	同12年3月30日厚生省告示第106号
同	12年12月28日厚生省告示第534号	同14年2月21日厚生労働省告示第29号
同	18年2月1日厚生労働省告示第13号	同18年9月29日厚生労働省告示第569号
同	18年12月22日厚生労働省告示第660号	

精神保健法（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定に基づき、厚生大臣の定める基準を次のように定め、昭和63年7月1日から適用する。

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号以下「法」という。）第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医1名以上及び看護師その他の者3名以上が、あらかじめ定められた日に、適時、同法第33条の4第1項第一号に掲げる者及び同法第34条第1項から第3項までの規定により移送される者（以下「応急入院者等」という。）に対して診療応需できる態勢を整えていること。
- 2 当該精神病院の病棟において看護を行う看護師及び准看護師の数が当該病棟の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えた数以上であること。ただし、地域における応急入院者等に係る医療及び保護を提供する体制の確保を図る上でやむを得ない事情がある場合にはこの限りでない。
- 3 応急入院者等のための病床として、第一号に規定する日に、1床以上確保していること。
- 4 応急入院者等の医療及び保護を行うにつき必要な検査が速やかに行われる体制にあること。
- 5 法第33条の4第2項後段の規定による措置を採ろうとする精神科病院にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。
 - イ 当該措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。
 - ロ 当該精神科病院に入院中の者に対する行動の制限がその症状に応じて最も制限の少ない方法により行われているかどうかを審議するため、行動制限最小化委員会を設けていること。

前 文（第2次改正） 抄

〔前略〕平成7年7月1日から適用する。

前 文（第3次改正） 抄

〔前略〕平成8年4月1日から適用する。

前 文（第4次改正） 抄

〔前略〕平成12年4月1日から適用する。

前 文（第5次改正） 抄

〔前略〕平成13年1月6日から適用する。

前 文（第6次改正） 抄

〔前略〕平成14年3月1日から適用する。

前 文（第7次改正） 抄

〔前略〕平成18年3月1日から適用する。ただし、平成23年2月28日までの間は、当該指定に係る精神病院の看護師その他の従業者の規準については、この告示による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準第二号本文の規定にかかわらず、当該精神病院の療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数と加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数（ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を5をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。）から減じた数を看護補助者とすることができる。）を満たすこととすることができる。

前 文（第8次改正） 抄

〔前略〕平成18年10月1日から適用する。

前 文（第9次改正） 抄

〔前略〕平成18年12月23日から適用する。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限

昭和63年4月8日
厚生省告示第128号

〔改正 平成6年3月14日厚生省告示第52号 平成12年12月28日厚生省告示第535号〕

精神保健法（昭和25年法律第123号）第36条第2項の規定に基づき、厚生大臣が定める行動の制限を次のように定め、昭和63年7月1日から適用する。

- 1 信書の発受の制限（刃物、薬物等の異物が同封されていると判断される受信信書について、患者によりこれを開封させ、異物を取り出した上患者に当該受信信書を渡すことは、含まれない。）
- 2 都道府県及び地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに患者の代理人である弁護士との電話の制限
- 3 都道府県及び地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに患者の代理人である弁護士及び患者又は保護者の依頼により患者の代理人となろうとする弁護士との面会の制限

前 文（第1次改正） 抄

〔前略〕平成6年4月1日から適用する。

前 文（第2次改正） 抄

〔前略〕平成13年1月6日から適用する。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限

昭和63年4月8日

厚生省告示第129号

改正 平成12年12月28日厚生省告示第536号

精神保健法（昭和25年法律第123号）第36条第3項の規定に基づき、厚生大臣が定める行動の制限を次のように定め、昭和63年7月1日から適用する。

- 1 患者の隔離（内側から患者本人の意思によっては出ることができない部屋の中へ1人だけ入室させることにより当該患者を他の患者から遮断する行動の制限をいい、12時間を超えるものに限る。）
- 2 身体的拘束（衣類又は綿入り帯等を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。）

前 文（第1次改正） 抄

〔前略〕平成13年1月6日から適用する。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法第37条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

昭和63年4月8日

厚生省告示第130号

改正 平成6年3月14日厚生省告示第53号

平成7年6月28日厚生省告示第135号

改正 平成12年3月28日厚生省告示第97号

平成12年12月28日厚生省告示第537号

改正 平成18年12月22日厚生労働省告示第660号

精神保健法（昭和25年法律第123号）第37条第1項の規定に基づき、厚生大臣が定める処遇の基準を次のように定め、昭和63年7月1日から適用する。

第1 基本理念

入院患者の処遇は、患者の個人としての尊厳を尊重し、その人権に配慮しつつ、適切な精神医療の確保及び社会復帰の促進に資するものでなければならないものとする。また、処遇に当たって、患者の自由の制限が必要とされる場合においても、その旨を患者にできる限り説明して制限を行うよう努めるとともに、その制限は患者の症状に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならないものとする。

第2 通信・面会について

1 基本的な考え方

- (1) 精神病院入院患者の院外にある者との通信及び来院者との面会（以下「通信・面会」という。）は、患者と家族、地域社会等との接触を保ち、医療上も重要な意義を有するとともに、患者の人権の観点からも重要な意義を有するものであり、原則として自由に行われることが必要である。
- (2) 通信・面会は基本的に自由であることを、文書又は口頭により、患者及び保護者に伝えることが必要である。
- (3) 電話及び面会に関しては患者の医療又は保護に欠くことのできない限度での制限が行われる場合があるが、これは、病状の悪化を招き、あるいは治療効果を妨げる等、医療又は保護の上で合理的な理由がある場合であって、かつ、合理的な方法及び範囲における制限に限られるものであり、個々の患者の医療又は保護の上での必要性を慎重に判断して決定すべきものである。

2 信書に関する事項

- (1) 患者の病状から判断して、家族等からの信書が患者の治療効果を妨げることが考えられる場合には、あらかじめ家族等と十分連絡を保って信書を差し控えさせ、あるいは主治医あてに発信させ患者の病状をみて当該主治医から患者に連絡させる等の方法に努めるものとする。
- (2) 刃物、薬物等の異物が同封されていると判断される受信信書について、患者によりこれを開封させ、異物を取り出した上、患者に当該受信信書を渡した場合におい

ては、当該措置を採った旨を診療録に記載するものとする。

3 電話に関する事項

- (1) 制限を行った場合は、その理由を診療録に記載し、かつ、適切な時点において制限をした旨及びその理由を患者及び保護者に知らせるものとする。
- (2) 電話機は、患者が自由に利用できるような場所に設置される必要があり、閉鎖病棟内にも公衆電話等を設置するものとする。また、都道府県精神保健福祉主管部局、地方法務局人権擁護主管部局等の電話番号を、見やすいところに掲げる等の措置を講ずるものとする。

4 面会に関する事項

- (1) 制限を行った場合は、その理由を診療録に記載し、かつ、適切な時点において制限をした旨及びその理由を患者及び保護者に知らせるものとする。
- (2) 入院後は患者の病状に応じできる限り早期に患者に面会の機会を与えるべきであり、入院直後一定期間一律に面会を禁止する措置は採らないものとする。
- (3) 面会する場合、患者が立会いなく面会できるようにするものとする。ただし、患者若しくは面会者の希望のある場合又は医療若しくは保護のため特に必要がある場合には病院の職員が立ち会うことができるものとする。

第3 患者の隔離について

1 基本的な考え方

- (1) 患者の隔離（以下「隔離」という。）は、患者の症状からみて、本人又は周囲の者に危険が及ぶ可能性が著しく高く、隔離以外の方法ではその危険を回避することが著しく困難であると判断される場合に、その危険を最小限に減らし、患者本人の医療又は保護を図ることを目的として行われるものとする。
- (2) 隔離は、当該患者の症状からみて、その医療又は保護を図る上でやむを得ずなされるものであって、制裁や懲罰あるいは見せしめのために行われるようなことは厳にあってはならないものとする。
- (3) 十二時間を超えない隔離については精神保健指定医の判断を要するものではないが、この場合にあってはその要否の判断は医師によって行われなければならないものとする。
- (4) なお、本人の意思により閉鎖的環境の部屋に入室させることもあり得るが、その場合には隔離には当たらないものとする。この場合においては、本人の意思による入室である旨の書面を得なければならないものとする。

2 対象となる患者に関する事項

隔離の対象となる患者は、主として次のような場合に該当すると認められる患者であり、隔離以外によい代替方法がない場合において行われるものとする。

ア 他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に著しく悪く影響する場合

イ 自殺企図又は自傷行為が切迫している場合

ウ 他の患者に対する暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為が認められ、他の方法ではこれを防ぎきれない場合

エ 急性精神運動興奮等のため、不隠、多動、爆発性などが目立ち、一般の精神病室では医療又は保護を図ることが著しく困難な場合

オ 身体的合併症を有する患者について、検査及び処置等のため、隔離が必要な場合

3 遵守事項

(1) 隔離を行っている閉鎖的環境の部屋に更に患者を入室させることはあってはならないものとする。また、既に患者が入室している部屋に隔離のため他の患者を入室させることはあってはならないものとする。

(2) 隔離を行うに当たっては、当該患者に対して隔離を行う理由を知らせるよう努めるとともに、隔離を行った旨及びその理由並びに隔離を開始した日時及び解除した日時を診療録に記載するものとする。

(3) 隔離を行っている間においては、定期的な会話等による注意深い臨床的観察と適切な医療及び保護が確保されなければならないものとする。

(4) 隔離を行っている間においては、洗面、入浴、掃除等患者及び部屋の衛生の確保に配慮するものとする。

(5) 隔離が漫然と行われることがないように、医師は原則として少なくとも毎日1回診察を行うものとする。

第4 身体的拘束について

1 基本的な考え方

(1) 身体的拘束は、制限の程度が強く、また、2次的な身体的障害を生ぜしめる可能性もあるため、代替方法が見出されるまでの間にやむを得ない処置として行われる行動の制限であり、できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めなければならないものとする。

(2) 身体的拘束は、当該患者の生命を保護すること及び重大な身体損傷を防ぐことに重点を置いた行動の制限であり、制裁や懲罰あるいは見せしめのために行われるようなことは厳にあってはならないものとする。

(3) 身体的拘束を行う場合は、身体的拘束を行う目的のために特別に配慮して作られた衣類又は綿入り帯等を使用するものとし、手錠等の刑具類や他の目的に使用される紐、縄その他の物は使用してはならないものとする。

2 対象となる患者に関する事項

身体的拘束の対象となる患者は、主として次のような場合に該当すると認められる患者であり、身体的拘束以外によい代替方法がない場合において行われるものとする。

ア 自殺企図又は自傷行為が著しく切迫している場合

イ 多動又は不隠が顕著である場合

ウ ア又はイのほか精神障害のために、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合

3 遵守事項

- (1) 身体的拘束に当たっては、当該患者に対して身体的拘束を行う理由を知らせよう努めるとともに、身体的拘束を行った旨及びその理由並びに身体的拘束を開始した日時及び解除した日時を診療録に記載するものとする。
- (2) 身体的拘束を行っている間においては、原則として常時の臨床的観察を行い、適切な医療及び保護を確保しなければならないものとする。
- (3) 身体的拘束が漫然と行われることがないように、医師は頻回に診療を行うものとする。

第5 任意入院者の開放処遇の制限について

1 基本的な考え方

- (1) 任意入院者は、原則として、開放的な環境での処遇（本人の求めに応じ、夜間を除いて病院の出入りが自由に可能な処遇をいう。以下「開放処遇」という。）を受けるものとする。
- (2) 任意入院者は開放処遇を受けることを、文書により、当該任意入院者に伝えるものとする。
- (3) 任意入院者の開放処遇の制限は、当該任意入院者の症状からみて、その開放処遇を制限しなければその医療又は保護を図ることが著しく困難であると医師が判断する場合にのみ行われるものであって、制裁や懲罰あるいは見せしめのために行われるようなことは厳にあってはならないものとする。
- (4) 任意入院者の開放処遇の制限は、医師の判断によって始められるが、その後おおむね72時間以内に、精神保健指定医は、当該任意入院者の診察を行うものとする。また、精神保健指定医は、必要に応じて、積極的に診察を行うよう努めるものとする。
- (5) なお、任意入院者本人の意思により開放処遇が制限される環境に入院させることもあり得るが、この場合には開放処遇の制限に当たらないものとする。この場合においては、本人の意思による開放処遇の制限である旨の書面を得なければならないものとする。

2 対象となる任意入院者に関する事項

開放処遇の制限の対象となる任意入院者は、主として次のような場合に該当すると認められる任意入院者とする。

ア 他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に悪く影響する場合

イ 自殺企図又は自傷行為のおそれがある場合

ウ ア又はイのほか、当該任意入院者の病状からみて、開放処遇を継続することが困難な場合

3 遵守事項

- (1) 任意入院者の開放処遇の制限を行うに当たっては、当該任意入院者に対して開放処遇の制限を行う理由を文書で知らせよう努めるとともに、開放処遇の制限を行

った旨及びその理由並びに開放処遇の制限を始めた日時を診療録に記載するものとする。

- (2) 任意入院者の開放処遇の制限が漫然と行われることがないように、任意入院者の処遇状況及び処遇方針について、病院内における周知に努めるものとする。

前 文（第1次改正） 抄

〔前略〕平成6年4月1日から適用する。

前 文（第2次改正） 抄

〔前略〕平成7年7月1日から適用する。

前 文（第3次改正） 抄

〔前略〕平成12年4月1日から適用する。

前 文（第4次改正） 抄

〔前略〕平成13年1月6日から適用する。

前 文（第5次改正） 抄

〔前略〕平成18年12月23日から適用する。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣が定める指定病院の基準

平成8年3月21日

厚生省告示第90号

改正 平成12年12月28日厚生省告示第531号

同 14年2月21日厚生労働省告示第30号

同 18年2月1日厚生労働省告示第12号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第19条の8の規定に基づき、厚生大臣の定める指定病院の基準を次のように定め、平成8年4月1日から適用する。ただし、地域（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第2項第一号の区域をいう。）において次の基準に適合する複数の精神病院が無い場合にあっては、法第29条第1項の規定により入院する者（以下「措置入院者」という。）に対する医療及び保護のために指定する必要があると認められる精神病院については、第一号の基準を適用しないことができるものとし、平成8年3月31日において現に指定病院の指定を受けている精神病院については、平成11年3月31日まで、同号の基準を適用しないことができる。

一 次に掲げる人員を有し、かつ、都道府県知事又は指定都市の市長の求めに応じて措置入院者を入院させて適切な治療を行える診療応需の態勢を整えていること。

1 医師の数が、入院患者の数を3、外来患者の数を2.5をもって除した数との和が52までは3とし、それ以上16又はその端数を増すごとに1を加えた数以上であること。

2 医師のうち2名以上は、常時勤務する法第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医であること。

3 措置入院者を入院させる病棟において看護を行う看護師及び准看護師の数が、入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1及び外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1以上であること。

二 精神病床の数が100床以上であること。ただし、地域における措置入院者に対する医療及び保護のための体制、当該病院の管理運営の状況等を勘案し指定する必要があると認められる病院であって50床以上の精神病床を有するものについては、この限りでない。

三 措置入院者の医療及び保護を行うにつき必要な設備を有していること。

前文（第1次改正）抄

〔前略〕平成13年1月6日から適用する。

前文（第2次改正）抄

〔前略〕平成14年3月1日から適用する。

前文（第3次改正）抄

〔前略〕平成18年3月1日から適用する。ただし、平成23年2月28日までの間は、当

該指定に係る精神病院の看護師その他の従業者の人員の規準については、この告示による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準第一号3の規定にかかわらず、当該精神病院の療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数と加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数（ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を5をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。）から減じた数を看護補助者とすることができる。）を満たすこととすることができる。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の2第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限

平成12年3月28日
厚生省告示第96号
〔 改正 平成12年12月28日厚生省告示第533号 〕

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の2の2第3項（同法第34条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の2第3項の規定に基づき厚生大臣が定める行動の制限を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

身体的拘束（衣類又は綿入り帯等を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。）

前 文（第1次改正） 抄

〔前略〕平成13年1月6日から適用する。

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

〔平成15年7月16日〕
法律第110号

最終改正：平成23年5月25日法律第53号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律をここに公布する。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

目次

第1章 総則

第1節 目的及び定義（第1条・第2条）

第2節 裁判所（第3条―第15条）

第3節 指定医療機関（第16条―第18条）

第4節 保護観察所（第19条―第23条）

第2章 審判

第1節 通則（第24条―第32条）

第2節 入院又は通院（第33条―第48条）

第3節 退院又は入院継続（第49条―第53条）

第4節 処遇の終了又は通院期間の延長（第54条―第58条）

第5節 再入院等（第59条―第63条）

第6節 抗告（第64条―第73条）

第7節 雑則（第74条―第80条）

第3章 医療

第1節 医療の実施（第81条―第85条）

第2節 精神保健指定医の必置等（第86条―第88条）

第3節 指定医療機関の管理者の講ずる措置（第89条―第91条）

第4節 入院者に関する措置（第92条―第101条）

第5節 雑則（第102条・第103条）

第4章 地域社会における処遇

第1節 処遇の実施計画（第104条・第105条）

第2節 精神保健観察（第106条・第107条）

第3節 連携等（第108条・第109条）

第4節 報告等（第110条・第111条）

第5節 雑則（第112条・第113条）

第5章 雑則（第114条—第116条）

第6章 罰則（第1107条—第121条）

附則

第1章 総則

第1節 目的及び定義

（目的等）

第1条 この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為（他人に害を及ぼす行為をいう。以下同じ。）を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする。

2 この法律による処遇に携わる者は、前項に規定する目的を踏まえ、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者が円滑に社会復帰をすることができるように努めなければならない。

（定義）

第2条 この法律において「保護者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第20条第1項又は第21条の規定により保護者となる者をいう。

2 この法律において「対象行為」とは、次の各号に掲げるいずれかの行為に当たるものをいう。

一 刑法（明治40年法律第45号）第108条から第110条まで又は第112条に規定する行為

二 刑法第176条から第179条までに規定する行為

三 刑法第199条、第202条又は第203条に規定する行為

四 刑法第204条に規定する行為

五 刑法第2036条、第238条又は第243条（第236条又は第238条に係るものに限る。）に規定する行為

3 この法律において「対象者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 公訴を提起しない処分において、対象行為を行ったこと及び刑法第39条第1項に規定する者（以下「心神喪失者」という。）又は同条第2項に規定する者（以下「心神耗弱者」という。）であることが認められた者

二 対象行為について、刑法第39条第1項の規定により無罪の確定裁判を受けた者又は同条第2項の規定により刑を減輕する旨の確定裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものを除く。）を受けた者

- 4 この法律において「指定医療機関」とは、指定入院医療機関及び指定通院医療機関をいう。
- 5 この法律において「指定入院医療機関」とは、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者の入院による医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院（その1部を指定した病院を含む。）をいう。
- 6 この法律において「指定通院医療機関」とは、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者の入院によらない医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。第16条第2項において同じ。）又は薬局をいう。

第2節 裁判所

（管轄）

第3条 処遇事件（第33条第1項、第49条第1項若しくは第2項、第50条、第54条第1項若しくは第2項、第55条又は第59条第1項若しくは第2項の規定による申立てに係る事件をいう。以下同じ。）は、対象者の住所、居所若しくは現在地又は行為地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 同1の対象者に対する数個の処遇事件が土地管轄を異にする場合において、1個の処遇事件を管轄する地方裁判所は、併せて他の処遇事件についても管轄権を有する。

（移送）

第4条 裁判所は、対象者の処遇の適正を期するため必要があると認めるときは、決定をもって、その管轄に属する処遇事件を他の管轄地方裁判所に移送することができる。

- 2 裁判所は、処遇事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に移送しなければならない。

（手続の併合）

第5条 同1の対象者に対する数個の処遇事件は、特に必要がないと認める場合を除き、決定をもって、併合して審判しなければならない。

（精神保健審判員）

第6条 精神保健審判員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、最高裁判所規則で定めるところにより地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命する。

- 2 厚生労働大臣は、精神保健審判員として任命すべき者の選任に資するため、毎年、政令で定めるところにより、この法律に定める精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識経験を有する医師（以下「精神保健判定医」という。）の名簿を最高裁判所に送付しなければならない。

- 3 精神保健審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

（欠格事由）

第7条 次の各号のいずれかに掲げる者は、精神保健審判員として任命すべき者に選任することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、医事に関し罪を犯し刑に処せられた者
- 三 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 四 次条第2号の規定により精神保健審判員を解任された者
(解任)

第8条 地方裁判所は、精神保健審判員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該精神保健審判員を解任しなければならない。

- 一 前条第1号から第3号までのいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 職務上の義務違反その他精神保健審判員たるに適しない非行があると認めるとき。
(職権の独立)

第9条 精神保健審判員は、独立してその職権を行う。

2 精神保健審判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

(除斥)

第10条 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第20条の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判官及び精神保健審判員について、刑事訴訟法第26条第1項の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判所書記官について準用する。この場合において、刑事訴訟法第20条第2号中「被告人」とあるのは「対象者(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第2条第3項に規定する対象者をいう。以下同じ。)」と、同条第3号中「被告人」とあるのは「対象者」と、同条第4号中「事件」とあるのは「処遇事件(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第3条第1項に規定する処遇事件をいう。以下同じ。)」と、同条第5号から第7号までの規定中「事件」とあるのは「処遇事件」と、同条第5号中「被告人の代理人、弁護人又は補佐人」とあるのは「対象者の付添人」と、同条第6号中「檢察官又は司法警察員の職務を行つた」とあるのは「審判の申立てをし、又は審判の申立てをした者としての職務を行つた」と、同条第7号中「第266条第2号の決定、略式命令、前審の裁判」とあるのは「前審の審判」と、「第398条乃至第400条、第412条若しくは第413条」とあるのは「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第68条第2項若しくは第71条第2項」と、「原判決」とあるのは「原決定」と、「裁判の基礎」とあるのは「審判の基礎」と読み替えるものとする。

(合議制)

第11条 裁判所法(昭和22年法律第59号)第26条の規定にかかわらず、地方裁判所は、1人の裁判官及び1人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱う。ただし、この法律で特別の定めをした事項については、この限りでない。

2 第4条第1項若しくは第2項、第5条、第40条第1項若しくは第2項前段、第41条第

1 項、第42条第2項、第51条第2項、第56条第2項又は第61条第2項に規定する裁判は、前項の合議体の構成員である裁判官のみです。呼出状若しくは同行状を発し、対象者に出頭を命じ、若しくは付添人を付し、同行状の執行を嘱託し、若しくはこれを執行させ、出頭命令を受けた者の護送を嘱託し、又は第24条第5項前段の規定により対象者の所在の調査を求める処分についても、同様とする。

3 判事補は、第1項の合議体に加わることができない。

(裁判官の権限)

第12条 前条第1項の合議体がこの法律の定めるところにより職務を行う場合における裁判所法第72条第1項及び第2項並びに第73条の規定の適用については、その合議体の構成員である裁判官は、裁判長とみなす。

2 前条第1項の合議体による裁判の評議は、裁判官が開き、かつ、整理する。

(意見を述べる義務)

第13条 裁判官は、前条第2項の評議において、法律に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。

2 精神保健審判員は、前条第2項の評議において、精神障害者の医療に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。

(評決)

第14条 第11条第1項の合議体による裁判は、裁判官及び精神保健審判員の意見の1致したところによる。

(精神保健参与員)

第15条 精神保健参与員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定する。

2 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、毎年、各地方裁判所ごとに、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿を作成し、当該地方裁判所に送付しなければならない。

3 精神保健参与員の員数は、各事件について1人以上とする。

4 第6条第3項の規定は、精神保健参与員について準用する。

第3節 指定医療機関

(指定医療機関の指定)

第16条 指定入院医療機関の指定は、国、都道府県又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。）が開設する病院であって厚生労働省令で定める基準に適合するものの全部又は1部について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

2 指定通院医療機関の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

(指定の辞退)

第17条 指定医療機関は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の1年前までに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

(指定の取消し)

第18条 指定医療機関が、第82条第1項若しくは第2項又は第86条の規定に違反したときその他第81条第1項に規定する医療を行うについて不適当であると認められるに至ったときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消すことができる。

第4節 保護観察所

(事務)

第19条 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第38条(第53条、第58条及び第63条において準用する場合を含む。)に規定する生活環境の調査に関すること。
- 二 第101条に規定する生活環境の調整に関すること。
- 三 第106条に規定する精神保健観察の実施に関すること。
- 四 第108条に規定する関係機関相互間の連携の確保に関すること。
- 五 その他この法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務

(社会復帰調整官)

第20条 保護観察所に、社会復帰調整官を置く。

- 2 社会復帰調整官は、精神障害者の保健及び福祉その他のこの法律に基づく対象者の処遇に関する専門的知識に基づき、前条各号に掲げる事務に従事する。
- 3 社会復帰調整官は、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者として政令で定めるものでなければならない。

(管轄)

第21条 第19条各号に掲げる事務は、次の各号に掲げる事務の区分に従い、当該各号に定める保護観察所がつかさどる。

- 一 第19条第1号に掲げる事務 当該処遇事件を管轄する地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所
- 二 第19条第2号から第5号までに掲げる事務 当該対象者の居住地(定まった住居を有しないときは、現在地又は最後の居住地若しくは所在地とする。)を管轄する保護観察所

(照会)

第22条 保護観察所の長は、第19条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、官公署、医療施設その他の公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

(資料提供の求め)

第23条 保護観察所の長は、第19条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、裁判所に対し、当該対象者の身上に関する事項を記載し

た書面、第37条第1項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

第2章 審判

第1節 通則

(事実の取調べ)

第24条 決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調べをすることができる。

2 前項の事実の取調べは、合議体の構成員（精神保健審判員を除く。）にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

3 第1項の事実の取調べのため必要があると認めるときは、証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳を行い、並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に対し、必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求めることができる。ただし、差押えについては、あらかじめ所有者、所持者又は保管者に差し押さえるべき物の提出を命じた後でなければ、これを行うことができない。

4 刑事訴訟法中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、前項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳について準用する。

5 裁判所は、対象者の行方が不明になったときは、所轄の警察署長にその所在の調査を求めることができる。この場合において、警察官は、当該対象者を発見したときは、直ちに、その旨を裁判所に通知しなければならない。

(意見の陳述及び資料の提出)

第25条 検察官、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長は、第33条第1項、第49条第1項若しくは第2項、第54条第1項若しくは第2項又は第59条第1項若しくは第2項の規定による申立てをした場合は、意見を述べ、及び必要な資料を提出しなければならない。

2 対象者、保護者及び付添人は、意見を述べ、及び資料を提出することができる。

(呼出し及び同行)

第26条 裁判所は、対象者に対し、呼出状を発することができる。

2 裁判所は、対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

3 裁判所は、対象者が正当な理由がなく第1項の呼出しに応じないおそれがあるとき、定まった住居を有しないとき、又は医療のため緊急を要する状態にあって必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

(同行状の効力)

第27条 前条第2項又は第3項の同行状により同行された者については、裁判所に到着した時から24時間以内にその身体の拘束を解かなければならない。ただし、当該時間内に、第34条第1項前段若しくは第60条第1項前段の命令又は第37条第5項前段、第42条第1項第1号、第61条第1項第1号若しくは第62条第2項前段の決定があったときは、この限りでない。

(同行状の執行)

第28条 第26条第2項又は第3項の同行状は、裁判所書記官が執行する。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、検察官にその執行を囑託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる。

2 検察官が前項の囑託を受けたときは、その指揮により、検察事務官が同行状を執行する。

3 検察事務官は、必要があるときは、管轄区域外で同行状を執行することができる。

4 同行状を執行するには、これを当該対象者に示した上、できる限り速やかにかつ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、病院、救護施設、警察署その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

5 同行状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するとき、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し同行状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。ただし、同行状はできる限り速やかに示さなければならない。

6 同行状を執行する場合には、必要な限度において、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる。

(出頭命令)

第29条 裁判所は、第34条第1項前段若しくは第60条第1項前段の命令又は第37条第5項前段、第42条第1項第1号、第61条第1項第1号若しくは第62条第2項前段の決定により入院している者に対し、裁判所に出頭することを命ずることができる。

2 裁判所は、前項に規定する者が裁判所に出頭するとき、検察官にその護送を囑託するものとする。

3 前項の護送をする場合において、護送される者が逃走し、又は自身を傷つけ、若しくは他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを防止するため合理的に必要と判断される限度において、必要な措置を採ることができる。

4 前条第2項及び第3項の規定は、第2項の護送について準用する。

(付添人)

第30条 対象者及び保護者は、弁護士を付添人に選任することができる。

2 裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、付添人の数を制限することができる。

- 3 裁判所は、対象者に付添人がない場合であつて、その精神障害の状態その他の事情を考慮し、必要があると認めるときは、職権で、弁護士である付添人を付することができる。
- 4 前項の規定により裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則で定めるところにより、選任するものとする。
- 5 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

(審判期日)

第31条 審判のため必要があると認めるときは、審判期日を開くことができる。

- 2 審判期日における審判の指揮は、裁判官が行う。
- 3 審判期日における審判は、公開しない。
- 4 審判期日における審判においては、精神障害者の精神障害の状態に応じ、必要な配慮をしなければならない。
- 5 裁判所は、検察官、指定医療機関（病院又は診療所に限る。）の管理者又はその指定する医師及び保護観察所の長又はその指定する社会復帰調整官に対し、審判期日に出席することを求めることができる。
- 6 保護者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条の規定により保護者となる市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）については、その指定する職員を含む。）及び付添人は、審判期日に出席することができる。
- 7 審判期日には、対象者を呼び出し、又はその出頭を命じなければならない。
- 8 対象者が審判期日に出席しないときは、審判を行うことができない。ただし、対象者が心身の障害のため、若しくは正当な理由がなく審判期日に出席しない場合、又は許可を受けないで退席し、若しくは秩序維持のために退席を命ぜられた場合において、付添人が出席しているときは、この限りでない。
- 9 審判期日は、裁判所外においても開くことができる。

(記録等の閲覧又は謄写)

第32条 処遇事件の記録又は証拠物は、裁判所の許可を受けた場合を除き、閲覧又は謄写をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、検察官、指定入院医療機関の管理者若しくはその指定する医師、保護観察所の長若しくはその指定する社会復帰調整官又は付添人は、次条第1項、第49条第1項若しくは第2項、第50条、第54条第1項若しくは第2項、第55条又は第59条第1項若しくは第2項の規定による申立てがあつた後当該申立てに対する決定が確定するまでの間、処遇事件の記録又は証拠物を閲覧することができる。

第2節 入院又は通院

(検察官による申立て)

第33条 検察官は、被疑者が対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者で

あることを認めて公訴を提起しない処分をしたとき、又は第2条第3項第2号に規定する確定裁判があったときは、当該処分をされ、又は当該確定裁判を受けた対象者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要が明らかないと認める場合を除き、地方裁判所に対し、第42条第1項の決定をすることを申し立てなければならない。ただし、当該対象者について刑事事件若しくは少年の保護事件の処理又は外国人の退去強制に関する法令の規定による手続が行われている場合は、当該手続が終了するまで、申立てをしないことができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、検察官は、当該対象者が刑若しくは保護処分の執行のため刑務所、少年刑務所、拘置所若しくは少年院に収容されており引き続き収容されることとなるとき、又は新たに収容されるときは、同項の申立てをすることができない。当該対象者が外国人であって出国したときも、同様とする。

3 検察官は、刑法第204条に規定する行為を行った対象者については、傷害が軽い場合であって、当該行為の内容、当該対象者による過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の現在の病状、性格及び生活環境を考慮し、その必要がないと認めるときは、第1項の申立てをしないことができる。ただし、他の対象行為をも行った者については、この限りでない。

(鑑定入院命令)

第34条 前条第1項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、対象者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要が明らかないと認める場合を除き、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ第40条第1項又は第42条の決定があるまでの間入院させる旨を命じなければならない。この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に関し、裁判所と同1の権限を有する。

2 前項の命令を発するには、裁判官は、当該対象者に対し、あらかじめ、供述を強いられることはないこと及び弁護士である付添人を選任することができることを説明した上、当該対象者が第2条第3項に該当するとされる理由の要旨及び前条第1項の申立てがあったことを告げ、陳述する機会を与えなければならない。ただし、当該対象者の心身の障害により又は正当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないため、これらを行うことができないときは、この限りでない。

3 第1項の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して2月を超えることができない。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて1月を超えない範囲で、決定をもって、この期間を延長することができる。

4 裁判官は、検察官に第1項の命令の執行を囑託するものとする。

5 第28条第2項、第3項及び第6項並びに第29条第3項の規定は、前項の命令の執行について準用する。

6 第1項の命令は、判事補が1人で発することができる。

(必要的付添人)

第35条 裁判所は、第33条第1項の申立てがあつた場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならない。

(精神保健参与員の関与)

第36条 裁判所は、処遇の要否及びその内容につき、精神保健参与員の意見を聴くため、これを審判に関与させるものとする。ただし、特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(対象者の鑑定)

第37条 裁判所は、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命じなければならない。ただし、当該必要が明らかでないとする場合は、この限りでない。

2 前項の鑑定を行うに当たっては、精神障害の類型、過去の病歴、現在及び対象行為を行った当時の病状、治療状況、病状及び治療状況から予測される将来の症状、対象行為の内容、過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の性格を考慮するものとする。

3 第1項の規定により鑑定を命ぜられた医師は、当該鑑定の結果に、当該対象者の病状に基づき、この法律による入院による医療の必要性に関する意見を付さなければならない。

4 裁判所は、第1項の鑑定を命じた医師に対し、当該鑑定の実施に当たって留意すべき事項を示すことができる。

5 裁判所は、第34条第1項前段の命令が発せられていない対象者について第1項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもって、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ第40条第1項又は第42条の決定があるまでの間入院させる旨を命ずることができる。第34条第2項から第5項までの規定は、この場合について準用する。

(保護観察所による生活環境の調査)

第38条 裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の生活環境の調査を行い、その結果を報告することを求めることができる。

(審判期日の開催)

第39条 裁判所は、第33条第1項の申立てがあつた場合は、審判期日を開かなければならない。ただし、検察官及び付添人に異議がないときは、この限りでない。

2 検察官は、審判期日に出席しなければならない。

3 裁判所は、審判期日において、対象者に対し、供述を強いられることはないことを説明した上、当該対象者が第2条第3項に該当するとされる理由の要旨及び第33条第1項の申立てがあつたことを告げ、当該対象者及び付添人から、意見を聴かなければならない。ただし、第31条第8項ただし書に規定する場合における対象者については、この限

りでない。

(申立ての却下等)

第40条 裁判所は、第2条第3項第1号に規定する対象者について第33条第1項の申立てがあった場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、決定をもって、申立てを却下しなければならない。

一 対象行為を行ったと認められない場合

二 心神喪失者及び心神耗弱者のいずれでもないとする場合

2 裁判所は、検察官が心神喪失者と認めて公訴を提起しない処分をした対象者について、心神耗弱者と認めた場合には、その旨の決定をしなければならない。この場合において、検察官は、当該決定の告知を受けた日から2週間以内に、裁判所に対し、当該申立てを取り下げるか否かを通知しなければならない。

(対象行為の存否についての審理の特則)

第41条 裁判所は、第2条第3項第1号に規定する対象者について第33条第1項の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、検察官及び付添人の意見を聴いて、前条第1項第1号の事由に該当するか否かについての審理及び裁判を別の合議体による裁判所で行う旨の決定をすることができる。

2 前項の合議体は、裁判所法第26条第2項に規定する裁判官の合議体とする。この場合において、当該合議体には、処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である裁判官が加わることができる。

3 第1項の合議体による裁判所は、対象者の呼出し及び同行並びに対象者に対する出頭命令に関し、処遇事件の係属する裁判所と同1の権限を有する。

4 処遇事件の係属する裁判所は、第1項の合議体による裁判所の審理が行われている間においても、審判を行うことができる。ただし、処遇事件を終局させる決定（次条第2項の決定を除く。）を行うことができない。

5 第1項の合議体による裁判所が同項の審理を行うときは、審判期日を開かなければならない。この場合において、審判期日における審判の指揮は、裁判長が行う。

6 第39条第2項及び第3項の規定は、前項の審判期日について準用する。

7 処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である精神保健審判員は、第5項の審判期日に出席することができる。

8 第1項の合議体による裁判所は、前条第1項第1号に規定する事由に該当する旨の決定又は当該事由に該当しない旨の決定をしなければならない。

9 前項の決定は、処遇事件の係属する裁判所を拘束する。

(入院等の決定)

第42条 裁判所は、第33条第1項の申立てがあった場合は、第37条第1項に規定する鑑定を基礎とし、かつ、同条第3項に規定する意見及び対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、

社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

二 前号の場合を除き、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 入院によらない医療を受けさせる旨の決定

三 前2号の場合に当たらないとき この法律による医療を行わない旨の決定

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。

(入院等)

第43条 前条第1項第1号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定入院医療機関において、入院による医療を受けなければならない。

2 前条第1項第2号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定通院医療機関による入院によらない医療を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、前条第1項第1号又は第2号の決定があったときは、当該決定を受けた者が入院による医療を受けるべき指定入院医療機関又は入院によらない医療を受けるべき指定通院医療機関(病院又は診療所に限る。次項並びに第54条第1項及び第2項、第56条、第59条、第61条並びに第110条において同じ。)を定め、その名称及び所在地を、当該決定を受けた者及びその保護者並びに当該決定をした地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所の長に通知しなければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により定めた指定入院医療機関又は指定通院医療機関を変更した場合は、変更後の指定入院医療機関又は指定通院医療機関の名称及び所在地を、当該変更後の指定入院医療機関又は指定通院医療機関において医療を受けるべき者及びその保護者並びに当該医療を受けるべき者の当該変更前の居住地を管轄する保護観察所の長に通知しなければならない。

(通院期間)

第44条 第42条第1項第2号の決定による入院によらない医療を行う期間は、当該決定があった日から起算して3年間とする。ただし、裁判所は、通じて2年を超えない範囲で、当該期間を延長することができる。

(決定の執行)

第45条 裁判所は、厚生労働省の職員に第42条第1項第1号の決定を執行させるものとする。

2 第28条第6項及び第29条第3項の規定は、前項の決定の執行について準用する。

3 裁判所は、第42条第1項第1号の決定を執行するため必要があると認めるときは、対象者に対し、呼出状を発することができる。

4 裁判所は、対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

5 裁判所は、対象者が正当な理由がなく第3項の呼出しに応じないおそれがあるとき、

定まった住居を有しないとき、又は医療のため緊急を要する状態にあつて必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し、同行状を発することができ。

- 6 第28条の規定は、前2項の同行状の執行について準用する。この場合において、同条第1項中「検察官にその執行を嘱託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる」とあるのは、「検察官にその執行を嘱託することができる」と読み替えるものとする。

(決定の効力)

第46条 第40条第1項の規定により申立てを却下する決定(同項第1号に該当する場合に限る。)又は第42条第1項の決定が確定したときは、当該決定に係る対象行為について公訴を提起し、又は当該決定に係る対象行為に関し再び第33条第1項の申立てをすることができない。

- 2 第40条第1項の規定により申立てを却下する決定(同項第2号に該当する場合に限る。)が確定したときは、当該決定に係る対象行為に関し、再び第33条第1項の申立てをすることができない。ただし、当該対象行為について、第2条第3項第2号に規定する裁判が確定するに至った場合は、この限りでない。

(被害者等の傍聴)

第47条 裁判所(第41条第1項の合議体による裁判所を含む。)は、この節に規定する審判について、最高裁判所規則で定めるところにより当該対象行為の被害者等(被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。)から申出があるときは、その申出をした者に対し、審判期日において審判を傍聴することを許すことができる。

- 2 前項の規定により審判を傍聴した者は、正当な理由がないのに当該傍聴により知り得た対象者の氏名その他当該対象者の身上に関する事項を漏らしてはならず、かつ、当該傍聴により知り得た事項をみだりに用いて、当該対象者に対する医療の実施若しくはその社会復帰を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない。

(被害者等に対する通知)

第48条 裁判所は、第40条第1項又は第42条の決定をした場合において、最高裁判所規則で定めるところにより当該対象行為の被害者等から申出があるときは、その申出をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、その通知をすることが対象者に対する医療の実施又はその社会復帰を妨げるおそれがあり相当でないと認められるものについては、この限りでない。

一 対象者の氏名及び住居

二 決定の年月日、主文及び理由の要旨

- 2 前項の申出は、同項に規定する決定が確定した後3年を経過したときは、することが

できない。

- 3 前条第2項の規定は、第1項の規定により通知を受けた者について準用する。

第3節 退院又は入院継続

(指定入院医療機関の管理者による申立て)

第49条 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の2第2項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第117条第2項を除き、以下同じ。）による診察の結果、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により入院している者について、第37条第2項に規定する事項を考慮し、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために入院を継続させてこの法律による医療を行う必要があると認めることができなくなった場合は、保護観察所の長の意見を付して、直ちに、地方裁判所に対し、退院の許可の申立てをしなければならない。

- 2 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により入院している者について、第37条第2項に規定する事項を考慮し、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために入院を継続させてこの法律による医療を行う必要があると認める場合は、保護観察所の長の意見を付して、第42条第1項第1号、第51条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定（これらが複数あるときは、その最後のもの。次項において同じ。）があった日から起算して6月が経過する日までに、地方裁判所に対し、入院継続の確認の申立てをしなければならない。ただし、その者が指定入院医療機関から無断で退去した日（第100条第1項又は第2項の規定により外出又は外泊している者が同条第1項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合における当該離れた日を含む。）の翌日から連れ戻される日の前日までの間及び刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束された日の翌日からその拘束を解かれる日の前日までの間並びに第100条第3項後段の規定によりその者に対する医療を行わない間は、当該期間の進行は停止するものとする。

- 3 指定入院医療機関は、前2項の申立てをした場合は、第42条第1項第1号、第51条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定があった日から起算して6月が経過した後も、前2項の申立てに対する決定があるまでの間、その者の入院を継続してこの法律による医療を行うことができる。

(退院の許可等の申立て)

第50条 第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により入院している者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、退院の許可又はこの法律による医療の終了の申立てをすることができる。

(退院の許可又は入院継続の確認の決定)

第51条 裁判所は、第49条第1項若しくは第2項又は前条の申立てがあった場合は、指定入院医療機関の管理者の意見(次条の規定により鑑定を命じた場合は、指定入院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定)を基礎とし、かつ、対象者の生活環境(次条の規定により鑑定を命じた場合は、対象者の生活環境及び同条後段において準用する第37条第3項に規定する意見)を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院を継続させてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 退院の許可の申立て若しくはこの法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は入院を継続すべきことを確認する旨の決定

二 前号の場合を除き、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定

三 前2号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。

3 第43条第2項から第4項までの規定は、第1項第2号の決定を受けた者について準用する。

4 第44条の規定は、第1項第2号の決定について準用する。

(対象者の鑑定)

第52条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第37条第2項から第4項までの規定は、この場合について準用する。

(準用)

第53条 第36条及び第38条の規定は、この節に規定する審判について準用する。

第4節 処遇の終了又は通院期間の延長

(保護観察所の長による申立て)

第54条 保護観察所の長は、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなった場合は、当該決定を受けた者に対して入院によら

ない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、この法律による医療の終了の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。

2 保護観察所の長は、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長してこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、当該期間が満了する日までに、地方裁判所に対し、当該期間の延長の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。

3 指定通院医療機関及び保護観察所の長は、前2項の申立てがあった場合は、当該決定により入院によらない医療を行う期間が満了した後も、前2項の申立てに対する決定があるまでの間、当該決定を受けた者に対して医療及び精神保健観察を行うことができる。
(処遇の終了の申立て)

第55条 第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、この法律による医療の終了の申立てをすることができる。
(処遇の終了又は通院期間の延長の決定)

第56条 裁判所は、第54条第1項若しくは第2項又は前条の申立てがあった場合は、指定通院医療機関の管理者の意見（次条の規定により鑑定を命じた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定）を基礎とし、かつ、対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 この法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する旨の決定

二 前号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。

3 裁判所は、第1項第1号に規定する期間を延長する旨の決定をするときは、延長する期間を定めなければならない。

(対象者の鑑定)

第57条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識

経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第37条第2項及び第4項の規定は、この場合について準用する。

(準用)

第58条 第36条及び第38条の規定は、この節に規定する審判について準用する。

第5節 再入院等

(保護観察所の長による申立て)

第59条 保護観察所の長は、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認めるに至った場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、地方裁判所に対し、入院の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。

2 第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者が、第43条第2項(第51条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反し又は第107条各号に掲げる事項を守らず、そのため継続的な医療を行うことが確保できないと認める場合も、前項と同様とする。ただし、緊急を要するときは、同項の協議を行わず、又は同項の意見を付さないことができる。

3 第54条第3項の規定は、前2項の規定による申立てがあつた場合について準用する。
(鑑定入院命令)

第60条 前条第1項又は第2項の規定による申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ次条第1項又は第2項の決定があるまでの間入院させる旨を命ずることができる。この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に関し、裁判所と同1の権限を有する。

2 前項の命令を発するには、裁判官は、当該対象者に対し、あらかじめ、供述を強いられることはないこと及び弁護士である付添人を選任することができることを説明した上、前条第1項又は第2項の規定による申立ての理由の要旨を告げ、陳述する機会を与えなければならない。ただし、当該対象者の心身の障害により又は正当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないため、これらを行うことができないときは、この限りでない。

3 第1項の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して1月を超えないことができない。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて1月を超えない範囲で、決定をもって、この期間を延長することができる。

4 第28条第6項、第29条第3項及び第34条第4項の規定は、第1項の命令の執行について準用する。この場合において、第34条第4項中「検察官」とあるのは「保護観察所の職員」と、「執行を嘱託するものとする」とあるのは「執行をさせるものとする」と読み替えるものとする。

5 第34条第6項の規定は、第1項の命令について準用する。

(入院等の決定)

第61条 裁判所は、第59条第1項又は第2項の規定による申立てがあった場合は、指定通院医療機関の管理者の意見（次条第1項の規定により鑑定を命じた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定）を基礎とし、かつ、対象者の生活環境（次条第1項の規定により鑑定を命じた場合は、対象者の生活環境及び同条第1項後段において準用する第37条第3項に規定する意見）を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

二 前号の場合を除き、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 申立てを棄却する旨の決定

三 前2号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。

3 裁判所は、第1項第2号の決定をする場合において、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する必要があると認めるときは、当該期間を延長する旨の決定をすることができる。第56条第3項の規定は、この場合について準用する。

4 第43条第1項、第3項及び第4項の規定は、第1項第1号の決定を受けた者について準用する。

5 第45条第1項から第5項までの規定は、第1項第1号の決定の執行について準用する。

6 第28条第1項及び第4項から第6項までの規定は、前項において準用する第45条第4項及び第5項に規定する同行状の執行について準用する。この場合において、第28条第1項中「検察官にその執行を嘱託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる」とあるのは、「保護観察所の職員にこれを執行させることができる」と読み替えるものとする。

(対象者の鑑定)

第62条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第37条第2項から第4項までの規定は、この場合について準用する。

2 裁判所は、第60条第1項前段の命令が発せられていない対象者について前項の鑑定を

命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもって、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ前条第1項又は第2項の決定があるまでの間入院させる旨を命ずることができる。第60条第2項から第4項までの規定は、この場合について準用する。

(準用)

第63条 第36条及び第38条の規定は、この節に規定する審判について準用する。

第6節 抗告

(抗告)

第64条 検察官は第40条第1項又は第42条の決定に対し、指定入院医療機関の管理者は第51条第1項又は第2項の決定に対し、保護観察所の長は第56条第1項若しくは第2項又は第61条第1項から第3項までの決定に対し、それぞれ、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、2週間以内に、抗告をすることができる。

2 対象者、保護者又は付添人は、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、第42条第1項、第51条第1項若しくは第2項、第56条第1項若しくは第2項又は第61条第1項若しくは第3項の決定に対し、2週間以内に、抗告をすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

3 第41条第1項の合議体による裁判所の裁判は、当該裁判所の同条第8項の決定に基づく第40条第1項又は第42条第1項の決定に対する抗告があったときは、抗告裁判所の判断を受ける。

(抗告の取下げ)

第65条 抗告は、抗告審の終局決定があるまで、取り下げることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、取り下げることができない。

(抗告裁判所の調査の範囲)

第66条 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれている事項に限り、調査をするものとする。

2 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれていない事項であっても、抗告の理由となる事由に関しては、職権で調査をすることができる。

(必要的付添人)

第67条 抗告裁判所は、第42条の決定に対して抗告があった場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならない。ただし、当該抗告が第64条第1項又は第2項に規定する期間の経過後にあったものであることが明らかなきときは、この限りでない。

(抗告審の裁判)

第68条 抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもって、抗告を棄却しなければならない。

- 2 抗告が理由のあるときは、決定をもって、原決定を取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送しなければならない。ただし、第40条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、原決定を取り消して、更に決定をすることができる。

(執行の停止)

第69条 抗告は、執行を停止する効力を有しない。ただし、原裁判所又は抗告裁判所は、決定をもって、執行を停止することができる。

(再抗告)

第70条 検察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤りがあること、又は最高裁判所若しくは上訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、抗告裁判所のした第68条の決定に対し、2週間以内に、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

- 2 第65条から第67条まで及び前条の規定は、前項の抗告に関する手続について準用する。

(再抗告審の裁判)

第71条 前条第1項の抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもって、抗告を棄却しなければならない。

- 2 前条第1項の抗告が理由のあるときは、決定をもって、原決定を取り消さなければならない。この場合には、地方裁判所の決定を取り消して、事件を地方裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送することができる。

(裁判官の処分に対する不服申立て)

第72条 裁判官が第34条第1項前段又は第60条第1項前段の命令をした場合において、不服がある対象者、保護者又は付添人は、当該裁判官が所属する地方裁判所に当該命令の取消しを請求することができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この請求をすることができない。

- 2 前項の請求は、対象者が対象行為を行わなかったこと、心神喪失者及び心神耗弱者のいずれでもないこと又は対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要がないことを理由としてすることができない。

- 3 第1項の規定による不服申立てに関する手続については、刑事訴訟法第429条第1項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(裁判所の処分に対する異議)

第73条 対象者、保護者又は付添人は、第34条第3項ただし書、第37条第5項前段、第60条第3項ただし書又は第62条第2項前段の決定に対し、処遇事件の係属する地方裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この申立てをすることができない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

第7節 雑則

(申立ての取下げ)

第74条 第50条、第55条並びに第59条第1項及び第2項の規定による申立ては、第1審の終局決定があるまで、取り下げることができる。

2 検察官は、第33条第1項の申立てをした後において、当該対象行為について公訴を提起したとき、又は当該対象者に対して当該対象行為以外の行為について有罪の裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期があるものに限る。）が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行をしようとするときは、当該申立てを取り下げなければならない。

(警察官の援助等)

第75条 第26条第2項若しくは第3項若しくは第45条第4項若しくは第5項（第61条第5項において準用する場合を含む。）の同行状、第34条第1項前段若しくは第60条第1項前段の命令又は第37条第5項前段、第42条第1項第1号、第61条第1項第1号若しくは第62条第2項前段の決定を執行する場合において、必要があるときは、裁判所又は当該執行を嘱託された者は、警察官の援助又は医師その他の医療関係者の協力を求めることができる。第29条第2項の嘱託を受けた検察官も、同様とする。

2 警察官は、第24条第5項前段の規定により所在の調査を求められた対象者を発見した場合において、当該対象者に対して同行状が発せられているときは、同行状が執行されるまでの間、24時間を限り、当該対象者を警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に保護することができる。

(競合する処分の調整)

第76条 裁判所は、第42条第1項第1号若しくは第2号、第51条第1項第2号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者について、当該対象行為以外の行為について有罪の裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期があるものに限る。）が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行が開始された場合であって相当と認めるときその他のこの法律による医療を行う必要がないと認めるに至ったときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、この法律による医療を終了する旨の決定をすることができる。

2 裁判所は、対象者について、2以上の第42条第1項第1号若しくは第2号、第51条第1項第2号又は第61条第1項第1号の決定があった場合において、相当と認めるときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、決定をもって、これらの決定のうちのいずれかを取り消すことができる。

(証人等の費用)

第77条 証人、鑑定人、翻訳人及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

- 2 参考人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。
- 3 参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなして、第1項の規定を適用する。
- 4 第30条第5項の規定により付添人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第38条第2項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

(費用の徴収)

第78条 裁判所は、対象者又は保護者から、証人、鑑定人、翻訳人、通訳人、参考人及び第30条第4項の規定により選任された付添人に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用の全部又は1部を徴収することができる。

- 2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第208条の規定を準用する。

(精神保健判定医以外の医師に鑑定を命じた場合の通知)

第79条 地方裁判所は、第37条第1項、第52条、第57条又は第62条第1項に規定する鑑定を精神保健判定医以外の医師に命じたときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

(最高裁判所規則)

第80条 この章に定めるもののほか、審判について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第3章 医療

第1節 医療の実施

(医療の実施)

第81条 厚生労働大臣は、第42条第1項第1号若しくは第2号、第51条第1項第2号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対し、その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を行わなければならない。

- 2 前項に規定する医療の範囲は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置及びその他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

- 3 第1項に規定する医療は、指定医療機関に委託して行うものとする。

(指定医療機関の義務)

第82条 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、前条第1項に規定する医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、前条第1項に規定する医療を行うについて、厚生労働大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第83条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、又はこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第84条 厚生労働大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生労働大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。

3 厚生労働大臣は、第1項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)第16条第1項に規定する審査委員会、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第87条に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 第1項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第85条 厚生労働大臣は、前条第1項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生労働大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を1時差し止めることができる。

第2節 精神保健指定医の必置等

(精神保健指定医の必置)

第86条 指定医療機関(病院又は診療所に限る。次条において同じ。)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定医療機関に常時勤務する精神保健指定医を置か

なければならない。

(精神保健指定医の職務)

第87条 指定医療機関に勤務する精神保健指定医は、第49条第1項又は第2項の規定により入院を継続させてこの法律による医療を行う必要があるかどうかの判定、第92条第3項に規定する行動の制限を行う必要があるかどうかの判定、第100条第1項第1号の規定により外出させて経過を見ることが適当かどうかの判定、同条第2項第1号の規定により外泊させて経過を見ることが適当かどうかの判定、第110条第1項第1号の規定によりこの法律による医療を行う必要があるかどうかの判定、同項第2号の規定により入院をさせてこの法律による医療を行う必要があるかどうかの判定及び同条第2項の規定により入院によらない医療を行う期間を延長してこの法律による医療を行う必要があるかどうかの判定の職務を行う。

2 精神保健指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、第96条第4項の規定による診察並びに第97条第1項の規定による立入検査、質問及び診察を行う。

(診療録の記載義務)

第88条 精神保健指定医は、前条第1項に規定する職務を行ったときは、遅滞なく、当該精神保健指定医の氏名その他厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

第3節 指定医療機関の管理者の講ずる措置

(指定医療機関への入院等)

第89条 指定入院医療機関の管理者は、病床（病院の1部について第16条第1項の指定を受けている指定入院医療機関にあつては、その指定に係る病床）に既に第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者が入院しているため余裕がない場合のほかは、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者を入院させなければならない。

2 指定通院医療機関の管理者は、正当な事由がなければ、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者に対する入院によらない医療の提供を拒んではならない。

(資料提供の求め)

第90条 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、裁判所に対し、第37条第1項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

2 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、他の医療施設に対し、対象者の診療又は調剤に関する情報その他の必要な資料の提供を求めることができる。

(相談、援助等)

第91条 指定医療機関の管理者は、第42条第1項第1号若しくは第2号、第51条第1項第

2号又は第61条第1項第1号の決定により当該指定医療機関において医療を受ける者の社会復帰の促進を図るため、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、並びにその保護者及び精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整を行うように努めなければならない。この場合において、指定医療機関の管理者は、保護観察所の長と連携を図らなければならない。

第4節 入院者に関する措置

(行動制限等)

第92条 指定入院医療機関の管理者は、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により入院している者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定入院医療機関の管理者は、信書の発受の制限、弁護士及び行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であって、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができない。

3 第1項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。

第93条 前条に定めるもののほか、厚生労働大臣は、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇について必要な基準を定めることができる。

2 前項の基準が定められたときは、指定入院医療機関の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第1項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

(精神保健指定医の指定入院医療機関の管理者への報告)

第94条 精神保健指定医は、その勤務する指定入院医療機関に第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により入院している者の処遇が第92条の規定に違反していると思料するとき、前条第1項の基準に適合していないと認めるときその他当該入院している者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者にその旨を報告することにより、当該管理者において当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置が採られるよう努めなければならない。

(処遇改善の請求)

第95条 第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができる。

(処遇改善の請求による審査)

第96条 厚生労働大臣は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を社会保障審議会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 社会保障審議会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 社会保障審議会は、前項の審査をするに当たっては、当該審査に係る前条の規定による請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、社会保障審議会がこれらの者の意見を聴く必要がないと特に認めたときは、この限りでない。

4 社会保障審議会は、前項に定めるもののほか、第2項の審査をするに当たって必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の同意を得て、社会保障審議会が指名する精神保健指定医に診察させ、又はその者が入院している指定入院医療機関の管理者その他関係者に対して報告を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

5 厚生労働大臣は、第2項の規定により通知された社会保障審議会の審査の結果に基づき、必要があると認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、その者の処遇の改善のための措置を採ることを命じなければならない。

6 厚生労働大臣は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

(報告徴収等)

第97条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定入院医療機関の管理者に対し、第42条第1項第1号若しくは第61条第1項第1号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは第42条第1項第1号若しくは第61条第1項第1号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者その他の関係者に質問させ、又はその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、第42条第1項第1号若しくは第61条第1項第1号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を診察させることができる。

2 前項の規定により立入検査、質問又は診察を行う精神保健指定医及び当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第98条 厚生労働大臣は、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により指定

入院医療機関に入院している者の処遇が第92条の規定に違反していると認めるとき、第93条第1項の基準に適合していないと認めるときその他第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。

(無断退去者に対する措置)

第99条 第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により指定入院医療機関に入院している者が無断で退去した場合(第100条第1項又は第2項の規定により外出又は外泊している者が同条第1項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合を含む。)には、当該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができる。

2 前項の場合において、当該指定入院医療機関の職員による連戻しが困難であるときは、当該指定入院医療機関の管理者は、警察官に対し、連戻しについて必要な援助を求めることができる。

3 第1項の場合において、当該無断で退去し、又は離れた者の行方が不明になったときは、当該指定入院医療機関の管理者は、所轄の警察署長に対し、次の事項を通知してその所在の調査を求めなければならない。

- 一 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日
- 二 退去の年月日及び時刻
- 三 症状の概要
- 四 退去者を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項
- 五 入院年月日
- 六 退去者が行った対象行為の内容
- 七 保護者又はこれに準ずる者の住所及び氏名

4 警察官は、前項の所在の調査を求められた者を発見したときは、直ちに、その旨を当該指定入院医療機関の管理者に通知しなければならない。この場合において、警察官は、当該指定入院医療機関の管理者がその者を引き取るまでの間、24時間を限り、その者を、警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

5 指定入院医療機関の職員は、第1項に規定する者が無断で退去した時(第100条第1項又は第2項の規定により外出又は外泊している者が同条第1項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合においては、当該無断で離れた時)から48時間を経過した後は、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ、第1項に規定する連戻しに着手することができない。

6 前項の連戻状は、指定入院医療機関の管理者の請求により、当該指定入院医療機関の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が発する。

7 第28条第4項から第6項まで及び第34条第6項の規定は、第5項の連戻状について準用する。この場合において、第28条第4項中「指定された裁判所その他の場所」とあるのは、「指定入院医療機関」と読み替えるものとする。

8 前3項に規定するもののほか、連戻状について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(外出等)

第100条 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、当該指定入院医療機関に勤務する医師又は看護師による付添いその他の方法による医学的管理の下に、当該指定入院医療機関の敷地外に外出させることができる。

一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外出させて経過を見ることが適当であると認める場合

二 その者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に通院する必要がある場合

三 前2号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。

2 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、前項に規定する医学的管理の下に、1週間を超えない期間を限り、当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させることができる。

一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させて経過を見ることが適当であると認める場合

二 前号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。

3 指定入院医療機関の管理者は、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に入院する必要がある場合には、その者を他の医療施設に入院させることができる。この場合において、厚生労働大臣は、第81条第1項の規定にかかわらず、当該入院に係る医療が開始された日の翌日から当該入院に係る医療が終了した日の前日までの間に限り、その者に対する同項に規定する医療を行わないことができる。

4 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(生活環境の調整)

第101条 保護観察所の長は、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定があったときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による第91

条の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条、第49条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるようあつせんする等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない。

- 2 保護観察所の長は、前項の援助が円滑かつ効果的に行われるよう、当該指定入院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

第5節 雑則

（国の負担）

第102条 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。

（権限の委任）

第103条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第4章 地域社会における処遇

第1節 処遇の実施計画

（処遇の実施計画）

第104条 保護観察所の長は、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定があつたときは、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、その処遇に関する実施計画を定めなければならない。

- 2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による第91条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条、第49条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載するものとする。
- 3 保護観察所の長は、当該決定を受けた者の処遇の状況等に応じ、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、第1項の実施計画について必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の実施)

第105条 前条第1項に掲げる決定があった場合における医療、精神保健観察及び援助は、同項に規定する実施計画に基づいて行われなければならない。

第2節 精神保健観察

(精神保健観察)

第106条 第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者は、当該決定による入院によらない医療を行う期間中、精神保健観察に付する。

2 精神保健観察は、次に掲げる方法によって実施する。

一 精神保健観察に付されている者と適当な接触を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、当該決定を受けた者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守ること。

二 継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずること。

(守るべき事項)

第107条 精神保健観察に付された者は、速やかに、その居住地を管轄する保護観察所の長に当該居住地を届け出るほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 1定の住居に居住すること。

二 住居を移転し、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出ること。

三 保護観察所の長から出頭又は面接を求められたときは、これに応ずること。

第3節 連携等

(関係機関相互間の連携の確保)

第108条 保護観察所の長は、医療、精神保健観察、第91条の規定に基づく援助及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条、第49条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助が、第104条の規定により定められた実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間において必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならない。

2 保護観察所の長は、実施計画に基づく適正かつ円滑な処遇を確保するため必要があると認めるときは、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

(民間団体等との連携協力)

第109条 保護観察所の長は、個人又は民間の団体が第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者の処遇の円滑な実施のため自発的に行う活動を促進するとともに、これらの個人又は民間の団体との連携協力の下、当該決定を受けた者の円滑な社会

復帰に対する地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

第4節 報告等

(保護観察所の長に対する通知等)

第110条 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者について、第37条第2項に規定する事項を考慮し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

- 一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を行う必要があると認めることができなくなったとき。
- 二 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要があると認めるに至ったとき。

2 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者について、第37条第2項に規定する事項を考慮し、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長してこの法律による医療を行う必要があると認める場合は、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

第111条 指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長は、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者について、第43条第2項（第51条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反する事実又は第107条各号に掲げる事項を守らない事実があると認めるときは、速やかに、保護観察所の長に通報しなければならない。

第5節 雑則

(保護観察所の長による緊急の保護)

第112条 保護観察所の長は、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者が、親族又は公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けることができないため、現に、その生活の維持に著しい支障を生じている場合には、当該決定を受けた者に対し、金品を給与し、又は貸与する等の緊急の保護を行うことができる。

2 保護観察所の長は、前項の規定により支払った費用を、期限を指定して、当該決定を受けた者又はその扶養義務者から徴収しなければならない。ただし、当該決定を受けた者及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

(人材の確保等)

第113条 国は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し専門的知識に基づくより適切な処遇を行うことができるようにするため、保護観察所等関係機関の職員に専門的知識を有する人材を確保し、その資質を向上させるように努めなければならない。

第5章 雑則

(刑事事件に関する手続等との関係)

第114条 この法律の規定は、対象者について、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行い、又は刑若しくは保護処分の実行のため刑務所、少年刑務所、拘留所若しくは少年院に収容することを妨げない。

2 第43条第1項(第61条第4項において準用する場合を含む。)及び第2項(第51条第3項において準用する場合を含む。)並びに第81条第1項の規定は、同項に規定する者が、刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束されている間は、適用しない。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律との関係)

第115条 この法律の規定は、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定により入院によらない医療を受けている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により入院が行われることを妨げない。

第116条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第117条 次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあった者
- 二 指定医療機関の管理者若しくは社会保障審議会の委員又はこれらの職にあった者
- 三 第37条第1項、第52条、第57条又は第62条第1項の規定により鑑定を命ぜられた医師

2 精神保健指定医又は精神保健指定医であった者が、第87条に規定する職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

3 指定医療機関の職員又はその職にあった者が、この法律の規定に基づく指定医療機関の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、第1項と同様とする。

第118条 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあった者が、正当な理

由がなく評議の経過又は裁判官、精神保健審判員若しくは精神保健参与員の意見を漏らしたときは、30万円以下の罰金に処する。

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第96条第4項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 第97条第1項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第120条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第121条 第88条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第6条、第7条及び第15条の規定は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、附則第7条の規定は公布の日から施行する。

(経過規定)

第2条 この法律は、この法律の施行前に対象行為を行った者であって、この法律の施行後になされた公訴を提起しない処分において当該対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることが認められた者又はこの法律の施行後に刑法第39条第1項の規定による無罪の裁判若しくは同条第2項の規定による刑を減輕をする旨の裁判が確定した者についても、適用する。

(精神医療等の水準の向上)

第3条 政府は、この法律の目的を達成するため、指定医療機関における医療が、最新の司法精神医学の知見を踏まえた専門的なものとなるよう、その水準の向上に努めるものとする。

2 政府は、この法律による医療の対象とならない精神障害者に関しても、この法律による専門的な医療の水準を勘案し、個々の精神障害者の特性に応じ必要かつ適切な医療が行われるよう、精神病床の人員配置基準を見直し病床の機能分化等を図るとともに、急性期や重度の障害に対応した病床を整備することにより、精神医療全般の水準の向上を図るものとする。

3 政府は、この法律による医療の必要性の有無にかかわらず、精神障害者の地域生活の支援のため、精神障害者社会復帰施設の充実等精神保健福祉全般の水準の向上を図るものとする。

(検討等)

第4条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成15年7月16日法律第119号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第47条の規定 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(その他の経過措置の政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成16年12月1日法律第150号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年12月3日法律第152号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第39条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第40条 附則第3条から第10条まで、第29条及び前2条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成17年11月7日法律第123号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 附則第24条、第44条、第101条、第103条、第116条から第118条まで及び第122条の規定 公布の日

(罰則の適用に関する経過措置)

第121条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第122条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成23年5月25日法律第53号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令

〔平成16年10月14日〕
政令第310号

最終改正：平成18年3月31日政令第233号

内閣は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第6条第2項及び第15条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

（病院又は診療所に準ずる機関）

第1条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第2条第6項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- 二 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第7条第8項に規定する訪問看護を行う者に限る。）

（精神保健判定医名簿への記載）

第2条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を法第6条第2項の名簿（以下「精神保健判定医名簿」という。）に記載するものとする。

- 一 法第6条第2項の規定に基づき精神保健判定医名簿を送付する際現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第18条第1項の規定による指定を受けている者であって、当該精神保健判定医名簿を送付する年度の前年度の末日において、厚生労働省令で定める期間以上の期間当該指定を受けていたもの

二 次のいずれかに該当する者

- イ 精神保健福祉法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項又は第29条の4第2項の規定による診察に従事した経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者であって、厚生労働省令で定める研修（当該精神保健判定医名簿を送付する年の11月1日前3年以内に行われたものに限る。）の課程を修了したもの
- ロ 精神保健審判員として、法第42条第1項、第51条第1項、第56条第1項又は第61条第1項の裁判をした経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者
- ハ 法第37条第1項、第52条、第57条又は第62条第1項に規定する鑑定を行った経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者

2 厚生労働大臣は、前項各号のいずれにも該当する者のほか、当該者と同等以上の学識

経験を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で定める事項を、本人の同意を得て、精神保健判定医名簿に記載することができる。

(精神保健参与員候補者名簿への記載)

第3条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を法第15条第2項の名簿（以下「精神保健参与員候補者名簿」という。）に記載するものとする。

一 法第15条第2項の規定に基づき精神保健参与員候補者名簿を送付する際現に精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第28条の規定による登録を受けている者

二 次のいずれかに該当する者

イ 当該精神保健参与員候補者名簿を送付する年度の前年度の末日において、精神保健福祉士法第28条の規定による登録を受けて同法第2条に規定する相談援助の業務に従事している期間が厚生労働省令で定める期間以上である者であって、厚生労働省令で定める研修（当該精神保健参与員候補者名簿を送付する年の11月1日前3年以内に行われたものに限る。）の課程を修了したもの

ロ 精神保健参与員として、法第36条（法第53条、第58条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定により審判に関与した経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者

2 厚生労働大臣は、前項各号のいずれにも該当する者のほか、当該者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で定める事項を、本人の同意を得て、精神保健参与員候補者名簿に記載することができる。

(精神保健判定医名簿及び精神保健参与員候補者名簿の送付)

第4条 厚生労働大臣は、毎年11月1日までに、法第6条第2項の規定に基づく精神保健判定医名簿の送付及び法第15条第2項の規定に基づく精神保健参与員候補者名簿の送付をしなければならない。

(社会復帰調整官の資格)

第5条 法第20条第3項の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者として政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 精神保健福祉士

二 次のイからニまでに掲げる者であって、精神障害者に関する当該イからニまでに定める業務に従事した経験を有するもの

イ 保健師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する業務

ロ 看護師 保健師助産師看護師法第5条に規定する業務

ハ 作業療法士 理学療法士及び作業療法士法（昭和41年法律第137号）第2条第4項に規定する業務

ニ 社会福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項に規定する業務

三 法務大臣が前2号に掲げる者と同等以上の精神障害者の保健及び福祉に関する専門

同 的知識を有すると認める者

(医療に関する審査機関)

第6条 法第84条第3項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)第21条第1項に規定する特別審査委員会及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第6項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。

(入院対象者を外出させることができる場合)

第7条 法第100条第1項第3号の政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により入院している者(以下「入院対象者」という。)に適切な精神障害の医療を受けさせるために他の医療施設に通院させる必要がある場合
- 二 入院対象者の近親者の葬式へ出席する場合、近親者が負傷又は疾病により重態であって当該入院対象者を訪問させることが適当であると認められる場合その他の社会生活上の重要な用務がある場合であって、当該入院対象者が入院している指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、当該入院対象者の症状に照らし支障がないと認められるとき。

(入院対象者を外泊させることができる場合)

第8条 法第100条第2項第2号の政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 入院対象者に適切な精神障害の医療を受けさせるために他の医療施設に入院させる必要がある場合
- 二 入院対象者の近親者の葬式へ出席する場合、近親者が負傷又は疾病により重態であって当該入院対象者を訪問させることが適当であると認められる場合その他の社会生活上の重要な用務がある場合であって、当該入院対象者が入院している指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、当該入院対象者の症状に照らし支障がないと認められるとき。

(他の医療施設への入院時における届出)

第9条 指定入院医療機関の管理者は、法第100条第3項の規定により入院対象者を他の医療施設に入院させたときは、速やかに、次に掲げる事項を厚生労働大臣及び主務省令で定める保護観察所の長に届け出なければならない。

- 一 当該入院対象者の氏名
- 二 当該他の医療施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
- 三 当該他の医療施設に入院させた日時
- 四 当該他の医療施設に入院させた理由

2 指定入院医療機関の管理者は、法第100条第3項の規定により他の医療施設に入院させた入院対象者が当該他の医療施設から退院したときは、速やかに、その旨及び退院した

日時を厚生労働大臣及び前項の主務省令で定める保護観察所の長に届け出なければならない。

(国の負担)

第10条 指定入院医療機関の設置に要する費用に係る法第102条の規定による国の負担は、各年度において指定入院医療機関の設置者がその設置のために支弁した費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従って行う。

2 指定入院医療機関の運営に要する費用に係る法第102条の規定による国の負担は、各年度において指定入院医療機関の設置者がその運営のために支弁した費用の額から、その年度におけるその費用のための診療収入その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従って行う。

3 前項の規定により控除しなければならない額が、その年度において指定入院医療機関の設置者がその運営のために支弁した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支弁額から控除する。

(処遇の実施計画の記載事項)

第11条 法第104条第1項に規定する実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域社会における処遇（指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による法第91条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）による精神保健福祉法第47条、第49条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者（以下「通院対象者」という。）に対してなされる援助をいう。以下同じ。）の実施により達成しようとする目標

二 指定通院医療機関の管理者による医療に関する次に掲げる事項

イ 指定通院医療機関の名称及び所在地

ロ 医療を担当する医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士その他の者の氏名

ハ 医療の内容及び方法

ニ その他医療を行う上での留意事項

三 社会復帰調整官が実施する精神保健観察に関する次に掲げる事項

イ 精神保健観察を実施する社会復帰調整官の氏名

ロ 精神保健観察の内容及び方法

ハ その他精神保健観察を行う上での留意事項

四 指定通院医療機関の管理者による法第91条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他通院対象者に対してなされる援助に関する次に掲げる事項

イ 援助を実施する機関の名称及び所在地

ロ 援助を担当する者の氏名

ハ 援助の内容及び方法

ニ その他援助を行う上での留意事項

五 地域社会における処遇に関する通院対象者の希望

六 地域社会における処遇の実施に関する関係機関相互間の緊密な連携を確保するため必要な事項

七 その他地域社会における処遇の内容及び方法として主務省令で定める事項
(会議)

第12条 保護観察所の長は、法第104条第1項又は第3項に規定する協議を行うため会議を開催する必要があると認めるときは、通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該通院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）又はこれらの者の指名する職員の出席を求めることができる。同条第1項に規定する実施計画に基づく地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施のため会議を開催する必要があると認めるときも、同様とする。

2 保護観察所の長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者のほか、通院対象者に対して援助を行う者その他の適当な者に対し、同項の会議への出席を依頼することができる。

3 通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該通院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長は、必要があると認めるときは、保護観察所の長に対し、第1項の会議の開催を求めることができる。

(主務省令への委任)

第13条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施について必要な事項は、主務省令で定める。

(主務省令)

第14条 この政令における主務省令は、法務省令・厚生労働省令とする。

(権限の委任)

第15条 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この政令は、法第6条、第7条及び第15条の規定の施行の日（平成16年10月15日）から施行する。

(精神保健判定医名簿への記載に関する経過措置)

第2条 平成16年において法第6条第2項の規定に基づき送付する精神保健判定医名簿については、第1条の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当す

る者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を当該精神保健判定医名簿に記載するものとする。

一 当該精神保健判定医名簿を送付する際に精神保健福祉法第18条第1項の規定による指定を受けている者であつて、平成16年3月31日において、第1条第1項第1号の厚生労働省令で定める期間以上の期間当該指定を受けていたもの

二 精神保健福祉法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項又は第29条の4第2項の規定による診察に従事した経験（第1条第1項第2号イの厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者

2 前項の精神保健判定医名簿については、厚生労働大臣は、同項各号のいずれにも該当する者のほか、当該者と同等以上の学識経験を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で定める事項を、本人の同意を得て、当該精神保健判定医名簿に記載することができる。

第3条 平成19年において法第6条第2項の規定に基づき送付する精神保健判定医名簿に記載すべき者の要件に係る第2条第1項第2号イの規定の適用については、同号イ中「3年」とあるのは、「4年」とする。

（精神保健参与員候補者名簿への記載に関する経過措置）

第4条 平成16年において法第15条第2項の規定に基づき送付する精神保健参与員候補者名簿については、第3条の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、当該精神保健参与員候補者名簿を送付する際に精神保健福祉法第28条の規定による登録を受けている者であつて、平成16年3月31日において、同条の規定による登録を受けて同法第2条に規定する相談援助の業務に従事している期間が第3条第1項第2号イの厚生労働省令で定める期間以上であるもののうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を当該精神保健参与員候補者名簿に記載するものとする。

2 前項の精神保健参与員候補者名簿については、厚生労働大臣は、同項に該当する者のほか、当該者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で定める事項を、本人の同意を得て、当該精神保健参与員候補者名簿に記載することができる。

第5条 第3条第1項第2号イ及び前条第1項の相談援助の業務に従事している期間には、当分の間、精神保健福祉法の施行前において同法第2条に規定する相談援助の業務に従事している期間を算入することができる。

第6条 平成19年において法第15条第2項の規定に基づき送付する精神保健参与員候補者名簿に記載すべき者の要件に係る第3条第1項第2号イの規定の適用については、同号イ中「3年」とあるのは、「4年」とする。

附 則 （平成17年7月6日政令第233号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に

める
によ
号の
関する法律の施行の日（平成17年7月15日）から施行し、改正後の第10条第2項の規定
は、指定入院医療機関の円滑な運営を期するためにこの政令の施行前に支弁された指定
入院医療機関の運営に要する費用（平成17年度において支弁されたものであって、厚生
労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）についても、適用する。

附 則 （平成18年1月25日政令第10号） 抄

4第
定め
(施行期日)

第1条 この政令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成18年3月31日政令第154号） 抄

該当
項の
する
(施行期日)

第1条 この政令は、平成18年4月1日から施行する。

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第6条第2項の名簿及び同法第15条第2項の名簿に関する省令

〔平成16年10月14日〕
〔省令第150号〕

最終改正：平成17年7月14日厚生労働省令第117号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令(平成16年政令第3110号)第1条第1項、第2条第1項、附則第2条第1項及び附則第4条第1項の規定に基づき、並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)を実施するため、この省令を制定する。

(精神保健判定医名簿に記載すべき事項)

第1条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令(以下「令」という。)第1条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 連絡先(電話番号を含む。)
 - 四 精神保健指定医の指定を受けた年月日
 - 五 精神保健指定医の指定を受けている期間
 - 六 令第1条第1項各号のいずれにも該当する者にあつては、同項第2号イ、ロ又はハのいずれに該当するかの別
 - 七 令第1条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が同条第1項各号のいずれにも該当する者と同等以上の学識経験を有すると認める者にあつては、当該学識経験を有すると認めた理由
 - 八 勤務先の名称
- (令第1条第1項の期間及び程度)

第2条 令第1条第1項第1号の厚生労働省令で定める期間は、5年(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第19条の2第2項の規定により精神保健指定医の職務を停止されていた期間を除く。)とする。

2 令第1条第1項第2号イの厚生労働省令で定める程度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「法」という。)第6条第2項の規定に基づき精神保健判定医名簿を送付する年の4月1日前2年以内において、精神保健福祉法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項又は第29条の4第2項の規

定による診察に従事した経験を有することとする。

3 令第1条第1項第2号ロの厚生労働省令で定める程度は、法第6条第2項の規定に基づき精神保健判定医名簿を送付する年の1月1日前2年以内において、精神保健審判員として、法第42条第1項、第51条第1項、第56条第1項又は第61条第1項の裁判をした経験を有することとする。

4 令第1条第1項第2号ハの厚生労働省令で定める程度は、法第6条第2項の規定に基づき精神保健判定医名簿を送付する年の1月1日前2年以内において、法第37条第1項、第52条、第57条又は第62条第1項に規定する鑑定を行った経験を有することとする。

(精神保健判定医名簿に記載のある者の精神保健指定医の指定を取り消した場合等の最高裁判所への通知)

第3条 厚生労働大臣は、法第6条第2項の規定に基づき送付した精神保健判定医名簿に記載のある者について、当該精神保健判定医名簿を送付した年の翌年の末日までに、精神保健福祉法第19条の2第1項又は第2項の規定により、精神保健指定医の指定を取り消し、又は精神保健指定医の職務の停止を命じたときは、速やかに、その者の氏名及び処分の年月日を最高裁判所に通知するものとする。

(精神保健参与員候補者名簿に記載すべき事項)

第4条 令第2条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名

二 生年月日

三 連絡先(電話番号を含む。)

四 精神保健福祉士の登録を受けた年月日

五 精神保健福祉士の登録を受けて相談援助の業務に従事している期間

六 令第2条第1項各号のいずれにも該当する者にあつては、同項第2号イ又はロのいずれに該当するかの別

七 令第2条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が同条第1項各号のいずれにも該当する者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認める者にあつては、当該専門的知識及び技術を有すると認めた理由

八 勤務先の名称

(令第2条第1項の期間及び程度)

第5条 令第2条第1項第2号イの厚生労働省令で定める期間は、5年(精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第32条第2項の規定により精神保健福祉士の名称の使用を停止されていた期間を除く。)とする。

2 令第2条第1項第2号ロの厚生労働省令で定める程度は、法第15条第2項の規定に基づき精神保健参与員候補者名簿を送付する年の1月1日前2年以内において、精神保健参与員として、法第36条(法第53条、第58条及び第63条において準用する場合を含む。)の規定により審判に関与した経験を有することとする。

(精神保健参与員候補者名簿に記載のある者の精神保健福祉士の登録を取り消した場合

等の地方裁判所への通知)

第6条 厚生労働大臣は、法第15条第2項の規定に基づき送付した精神保健参与員候補者名簿に記載のある者について、当該精神保健参与員候補者名簿を送付した年の翌年の末日までに、精神保健福祉士法第32条第1項又は第2項の規定により、精神保健福祉士の登録を取り消し、又は精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、速やかに、その者の氏名及び処分の年月日を当該精神保健参与員候補者名簿を送付した地方裁判所に通知するものとする。

(精神保健判定医養成研修等の実施等)

第7条 令第1条第1項第2号イの厚生労働省令で定める研修(以下「精神保健判定医養成研修」という。)及び第2条第1項第2号イの厚生労働省令で定める研修(以下「精神保健参与員候補者養成研修」という。)は、厚生労働大臣が実施するものとする。

2 精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修には、それぞれ、当該各研修の課程を修了したことの無い者のための課程(以下「初回研修」という。)及びその他の者のための課程(以下「継続研修」という。)を置くものとする。

3 精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修の初回研修及び継続研修の科目及び時間数は、別表のとおりとする。

4 厚生労働大臣は、精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修を、厚生労働大臣の指定する者(以下「研修実施者」という。)に行わせることができる。

(指定の申請)

第8条 前条第4項の指定は、精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)を記載した申請書

二 申請者が法人であるときは、収支予算を記載した書類

三 申請者が法人であるときは、定款、寄附行為その他の基本約款

四 研修の実施に関する計画を記載した書類

五 その他指定に関し厚生労働大臣が必要と認める書類

(指定の基準等)

第9条 第7条第4項の指定は、次の各号のいずれにも適合していると認められる者について行う。

一 精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する者であること。

二 第8条第2項第4号の研修の実施に関する計画が適切なものであること。

(欠格事由)

第10条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請者を研修実施者

として指定することができない。

一 申請者（法人にあっては、その役員）が法第7条各号のいずれかに該当する者である場合

二 申請者が、第13条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない場合

（変更の届出）

第11条 研修実施者は、第8条第2項各号に掲げる書類の記載内容に変更があったときは、その変更に係る事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（報告の提出等）

第12条 研修実施者は、毎事業年度終了後2月以内に、事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、精神保健判定医養成研修又は精神保健参与員候補者養成研修の実施に関し必要があると認めるときは、研修実施者に対して報告を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、精神保健判定医養成研修又は精神保健参与員候補者養成研修の内容その他の当該研修の実施に関する事項について適当でないと認めるときは、研修実施者に対して必要な指示をすることができる。

（指定の取消し）

第13条 厚生労働大臣は、研修実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の行為により指定を受けたとき。

二 第9条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

三 第10条各号のいずれかに該当するとき。

四 正当な事由がないのに精神保健判定医養成研修又は精神保健参与員候補者養成研修を実施しなかったとき。

五 前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 前条第3項の規定による指示に従わないとき。

（指定の辞退の届出）

第14条 研修実施者は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の1年前までに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

（修了証の交付等）

第15条 研修実施者は、その実施に係る精神保健判定医養成研修又は精神保健参与員候補者養成研修の課程を修了した者に対して、当該課程を修了したことを証する書面（以下「修了証」という。）を交付しなければならない。

2 研修実施者は、精神保健判定医養成研修又は精神保健参与員候補者養成研修を実施した時は、その終了後2週間以内に、前項の規定に基づき修了証を交付した者の氏名、生年月日、修了した研修の課程及び修了年月日を記載した名簿を厚生労働大臣に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、法第6条、第7条及び第15条の規定の施行の日（平成16年10月15日）から施行する。

(精神保健判定医名簿の記載事項に関する経過措置)

第2条 令附則第2条第1項の厚生労働省令で定める事項については、第1条（第6号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第7号中「令第1条第2項」とあるのは「令附則第2条第2項」と読み替えるものとする。

(精神保健判定医名簿への記載に関する経過措置)

第3条 平成16年において法第6条第2項の規定に基づき送付する精神保健判定医名簿に記載すべき者の要件に係る第2条第2項の規定の適用については、同項中「送付する年の4月1日」とあるのは「送付する年の翌年の4月1日」とし、「2年以内」とあるのは「3年以内」とし、「従事した経験を有する」とあるのは「従事した経験を有し、又は従事する見込みがある」とする。

(精神保健参与員候補者名簿の記載事項に関する経過措置)

第4条 令附則第3条第1項の厚生労働省令で定める事項については、第4条（第6号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第7号中「令第2条第2項」とあるのは「令附則第4条第2項」と、「同条第1項各号のいずれにも該当する者」とあるのは「同条第1項に該当する者」と読み替えるものとする。

(相談援助の業務に従事している期間に関する経過措置)

第5条 第4条第5号の相談援助の業務に従事している期間には、当分の間、精神保健福祉士の法の施行前において同法第2条に規定する相談援助の業務に従事している期間を算入することができる。

(研修に関する経過措置)

第6条 第7条第4項の指定を受けた者が平成16年度において当該指定を受ける前に行った研修の課程であって、その内容が同条第3項に規定する初回研修に準ずると認められるものは、同項に規定する初回研修とみなす。

附 則 （平成17年7月14日厚生労働省令第117号） 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、法の施行の日（平成17年7月15日）から施行する。

別表 (第7条関係)

科 目	初回研修の時間数		継続研修の時間数	
	精神保健 判定医 養成研修	精神保健 参 与 員 候 補 者 養成研修	精神保健 判定医 養成研修	精神保健 参 与 員 候 補 者 養成研修
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律及び精神保健福祉行政概論	2時間30分	4時間		
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に関する法令及び実務	2時間	2時間		
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく医療及び実務	8時間	5時間	3時間	1時間30分
司法精神医学	2時間30分	2時間30分		
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく地域社会における処遇	4時間	4時間		
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する事例研究	3時間	4時間30分	3時間	4時間30分
備考 第1欄に掲げる心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する事例研究は、最新の事例を用いて教授すること。				

※平成17年7月14日改正。

○性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

平成15年7月16日
法律第111号

最終改正：平成23年5月25日法律第53号

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律をここに公布する。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

(趣旨)

第1条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

(定義)

第2条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(性別の取扱いの変更の審判)

第3条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 20歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に子がいないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)

第4条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法（明治29年法律第89号）その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

(家事審判法の適用)

第5条 性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法（昭和22年法律第152号）の適用については、同法第9条第1項甲類に掲げる事項とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

（検討）

- 2 性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

（性別の取扱いの変更の審判を受けた者に係る老齢基礎年金等の支給要件の特例に関する措置）

- 3 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第12条第1項第4号及び他の法令の規定で同号を引用するものに規定する女子には、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で当該性別の取扱いの変更の審判前において女子であったものを含むものとし、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で第4条第1項の規定により女子に変わったものとみなされるものを含まないものとする。

附 則 （平成20年6月18日法律第70号）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

- 2 この法律の施行の日前にされたこの法律による改正前の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第1項の規定による性別の取扱いの変更の審判の請求に係る事件については、なお従前の例による。

（検討）

- 3 性同一性障害者の性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律による改正後の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行の状況を踏まえ、性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

附 則 （平成23年5月25日法律第53号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

○性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に規定する医師の診断書の記載事項を定める省令

〔平成16年7月16日〕
厚生労働省令第99号

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号）第3条第2項に規定する医師の診断書に記載すべき事項は、当該医師による診断を受けた者に係る次の各号に掲げる事項とし、当該医師は、これに記名押印又は署名しなければならない。

- 一 住所、氏名及び生年月日
- 二 生物学的な性別及びその判定の根拠
- 三 家庭環境、生活歴及び現病歴
- 四 生物学的な性別としての社会的な適合状況
- 五 心理的には生物学的な性別とは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有すること並びにその判定の根拠
- 六 医療機関における受診歴並びに治療の経過及び結果
- 七 他の性別としての身体的及び社会的な適合状況
- 八 診断書の作成年月日
- 九 その他参考となる事項

附 則

この省令は、平成16年7月16日から施行する。

○発達障害者支援法

〔平成16年12月10日〕
法律第167号

最終改正：平成20年12月26日法律第80号

(最終改正までの未施行法令)

平成20年12月26日法律第80号(未施行)

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策(第5条—第13条)

第3章 発達障害者支援センター等(第14条—第19条)

第4章 補則(第20条—第25条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

(国民の責務)

第4条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第2章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

(児童の発達障害の早期発見等)

第5条 市町村は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、学校保健法（昭和33年法律第56号）第4条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第14条第1項の発達障害者支援センター、第19条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第1項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。

4 市町村は、前3項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。

- 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

(早期の発達支援)

第6条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

- 2 前条第4項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。

- 3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

(保育)

第7条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

(教育)

第8条 国及び地方公共団体は、発達障害児（18歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

(放課後児童健全育成事業の利用)

第9条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

(就労の支援)

第10条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項第3号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第33条の指定を受けた者をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

(地域での生活支援)

第11条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

(権利擁護)

第12条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

(発達障害者の家族への支援)

第13条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第3章 発達障害者支援センター等

(発達障害者支援センター等)

第14条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であつて当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。

二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。

三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務（次号において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。

四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(秘密保持義務)

第15条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

第16条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第14条第1項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第17条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第14条第1項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第18条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第19条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第4章 補則

(民間団体への支援)

第20条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第21条 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第22条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第23条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)

第24条 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達

障害の診断及び治療，発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

（大都市等の特例）

第25条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては，政令で定めるところにより，指定都市が処理するものとする。この場合においては，この法律中都道府県に関する規定は，指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は，平成17年4月1日から施行する。
（見直し）
- 2 政府は，この法律の施行後3年を経過した場合において，この法律の施行の状況について検討を加え，その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則 （平成18年6月21日法律第80号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は，平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年6月18日法律第73号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は，平成21年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年12月26日法律第96号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は，平成21年4月1日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

- 二 第3条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 平成24年4月1日

○発達障害者支援法施行令

平成22年 3月31日政令第150号

内閣は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項、第14条第1項及び第25条の規定に基づき、この政令を制定する。

（発達障害の定義）

第1条 発達障害者支援法（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

（法第14条第1項の政令で定める法人）

第2条 法第14条第1項の政令で定める法人は、発達障害者の福祉の増進を目的として設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人とする。

（大都市等の特例）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第25条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の36の2に定めるところによる。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成19年3月2日政令第39号）

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 （平成22年3月31日政令第63号）

この政令は、公布の日から施行する。

○発達障害者支援法施行規則

平成17年4月1日厚生労働省令第81号

発達障害者支援法施行令（平成17年政令第150号）第1条の規定に基づき、発達障害者支援法施行規則を次のように定める。

発達障害者支援法施行令第1条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び 観察等に関する法律施行規則

平成17年7月14日
法務・厚生労働省令第2号

最終改正：平成18年3月31日法務省・厚生労働省令第1号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）を実施するため、並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成16年政令第310号）第9条第1項及び第11条第七号の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則を次のように定める。

第1章 審判（第1条―第7条）

第2章 医療（第8条―第14条）

第3章 地域社会における処遇（第15条―第25条）

第4章 雑則（第26条）

附則

第1章 審判

（生活環境の調査）

第1条 保護観察所の長は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第38条（法第53条、第58条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定により裁判所から法第2条第3項に規定する対象者の生活環境の調査及びその結果の報告を求められたときは、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則（平成16年最高裁判所規則第十三号。以下「規則」という。）第58条第1項（規則第76条、第82条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定による裁判所の指示に従い、当該対象者に関する次の各号に掲げる事項について調査を行うものとする。

- 一 住居の状況
- 二 生計の状況
- 三 家族の状況
- 四 近隣の状況

- 五 過去の生活及び治療の状況
- 六 住居周辺の地域における指定通院医療機関の状況
- 七 利用可能な精神障害者の保健又は福祉に関する援助等の内容
- 八 その他生活環境に関する事項

(医療を受けるべき指定医療機関の通知)

第2条 法第43条第3項(法第51条第3項及び第61条第4項において準用する場合を含む。)

の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面とするものとする。

- 一 医療を受けるべき指定医療機関の名称及び所在地
- 二 医療を受けるべき指定医療機関を定めた年月日
- 三 法第42条第1項第一号若しくは第二号、第51条第1項第二号又は第61条第1項第一号の決定を受けた者の氏名及び生年月日
- 四 当該者が受けるべき医療が入院による医療又は入院によらない医療のいずれであるかの別

2 法第43条第4項(法第51条第3項及び第61条第4項において準用する場合を含む。)の

通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面とするものとする。

- 一 変更後の指定医療機関の名称及び所在地
- 二 指定医療機関を変更した年月日
- 三 変更後の指定医療機関において医療を受けるべき者の氏名及び生年月日
- 四 当該者が受けるべき医療が入院による医療又は入院によらない医療のいずれであるかの別

五 変更前の指定医療機関の名称及び所在地

六 変更前の指定医療機関を定めた年月日

(保護観察所の名称等の通知)

第3条 保護観察所の長は、法第43条第3項(法第61条第4項において準用する場合を含む。)

の規定により法第42条第1項第一号又は第61条第1項第一号の決定(以下「入院決定」という。)を受けた者が入院による医療を受けるべき指定入院医療機関について通知を受けたときは、速やかに、当該指定入院医療機関の管理者に対し、当該入院決定を受けた者について法第101条に規定する生活環境の調整(以下「生活環境の調整」という。)を行う保護観察所の名称及び所在地を通知するものとする。

2 入院決定を受けた者の生活環境の調整を行う保護観察所に変更があったときは、変更前の保護観察所の長は、速やかに、当該入院決定を受けた者が入院している指定入院医療機関の管理者に対し、変更後の保護観察所の名称及び所在地を通知するものとする。

(退院の許可の申立ての通知等)

第4条 指定入院医療機関の管理者は、入院決定により入院している者(以下「入院対象者」という。)

について、法第49条第1項又は第2項の規定による申立てをしようとするときは、あらかじめ、当該入院対象者の生活環境の調整を行う保護観察所の長に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた保護観察所の長は、速やかに、当該通知をした指定入院医療機関の管理者に対し、当該入院対象者について、法第49条第1項又は第2項に規定する場合に該当するか否かについての意見及びその理由を、書面で提出するものとする。

3 指定入院医療機関の管理者は、入院対象者について、法第49条第1項又は第2項の規定による申立てをしたときは、速やかに、当該入院対象者の生活環境の調整を行う保護観察所の長に対し、その旨を通知するものとする。当該申立てに対して法第51条第1項第一号若しくは第三号又は第2項の決定があったときも、同様とする。

第5条 指定入院医療機関の管理者は、入院対象者について、規則第74条の規定により法第50条の申立てがあった旨の通知を受けたときは、速やかに、当該入院対象者の生活環境の調整を行う保護観察所の長に対し、その旨を通知するものとする。当該申立てに対して法第51条第1項第一号若しくは第3号又は第2項の決定があったとき及び当該申立てが取り下げられたときも、同様とする。

(処遇の終了の申立てに関する通知等)

第6条 保護観察所の長は、法第42条第1項第二号または第51条第1項第二号の決定を受けた者（以下「通院対象者」という。）について、法第54条第1項若しくは第2項又は第59条第1項若しくは第2項の規定による申立てをしようとするときは、あらかじめ、当該通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関（病院又は診療所に限る。第3項、次条、第13条及び第14条第1項において同じ。）の管理者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、緊急を要するとき及び法第110条第1項又は第2項の規定による通知を受けたときは、この限りでない。

2 前項本文の通知を受けた指定通院医療機関の管理者は、速やかに、当該通知をした保護観察所の長に対し、当該通院対象者について、法第110条第1項第一号若しくは第二号に該当するか否か、又は同条第2項に規定する場合に該当するか否かについての意見及びその理由を、書面で提出するものとする。

3 保護観察所の長は、通院対象者について、法第54条第1項若しくは第2項又は第59条第1項若しくは第2項の規定による申立てをしたときは、速やかに、当該通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者に対し、その旨を通知するものとする。当該申立てに対して法第56条第1項若しくは第2項又は第61条第1項若しくは第2項の決定があったとき及び当該申立てを取り下げたときも、同様とする。

第7条 保護観察所の長は、通院対象者について、規則第80条の規定により法第55条の申立てがあった旨の通知を受けたときは、速やかに、当該通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者に対し、その旨を通知するものとする。当該申立てに対して法第56条第1項又は第2項の決定があったとき及び当該申立てが取り下げられたときも、同様とする。

第2章 医療

(令第9条第1項の主務省令で定める保護観察所)

第8条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（以下「令」という。）第9条第1項の主務省令で定める保護観察所は、同項の入院対象者の生活環境の調整を行う保護観察所とする。

(保護観察所の長に対する通報)

第9条 指定入院医療機関の管理者は、入院決定を受けた者について、次の各号のいずれかの事実を知ったときは、速やかに、当該入院決定を受けた者の生活環境の調整を行う保護観察所の長に対し、その旨を通報するものとする。

- 一 当該指定入院医療機関から無断で退去したこと（法第100条第1項又は第2項の規定により外出又は外泊している者が同条第1項に規定する医学的管理の下から無断で離れたことを含む。）。
- 二 当該指定入院医療機関から無断で退去した場合（前号に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合を含む。）において、その後再び指定入院医療機関に入院することとなったこと（法第99条第1項の規定により連れ戻されたことを含む。）。
- 三 刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束されたこと。
- 四 刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定による身体拘束を解かれたこと。

(入院対象者の死亡に関する届出等)

第10条 指定入院医療機関の管理者は、入院対象者が死亡したときは、速やかに、当該指定入院医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長に対し、その旨を届け出なければならない。

- 2 前項の届出を受けた地方厚生局長は、速やかに、当該届出に係る入院対象者に対して法第42条第1項第一号又は第二号の決定をした地方裁判所及び当該入院対象者の生活環境の調整を行う保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

(生活環境の調整計画)

第11条 保護観察所の長は、生活環境の調整を行うに当たっては、入院決定を受けた者から退院後の生活に関する希望を聴いた上で、調整計画を定めるとともに、生活環境の調整の状況に応じ、当該調整計画について必要な見直しを行うものとする。

- 2 保護観察所の長は、前項の調整計画の策定又は見直しを行うために必要があると認めるときは、指定入院医療機関の管理者に協力を求めることができる。
- 3 第1項の調整計画には、次の各号に掲げる事項に関する調整の方針を記載するものとする。

- 一 退院後の住居
- 二 退院後の生計の確保
- 三 保護者その他家族との関係
- 四 退院後に必要となる医療の内容
- 五 退院後に必要となる援助の内容

六 その他調整すべき事項

(処遇の実施計画の案)

第12条 入院決定を受けた者の生活環境の調整を行う保護観察所の長は、当該生活環境の調整の状況に応じ、当該入院決定を受けた者について法第51条第1項第二号の決定があった場合における法第104条第1項に規定する実施計画(以下「処遇の実施計画」という。)の案を作成するものとする。

(指定通院医療機関の候補)

第13条 入院決定を受けた者の生活環境の調整を行う保護観察所の長は、処遇の実施計画の案の作成その他生活環境の調整を行うため必要があると認めるときは、当該入院決定を受けた者が入院している指定入院医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長に対し、当該入院決定を受けた者について法第51条第1項第二号の決定があった場合に入院によらない医療を行うことが相当と認められる指定通院医療機関を定めるよう求めるものとする。この場合において、保護観察所の長は、当該地方厚生局長に対し、当該入院決定を受けた者の生活環境の調整の状況を通知するものとする。

2 前項の求めを受けた地方厚生局長は、当該入院決定を受けた者について法第51条第1項第二号の決定があった場合に入院によらない医療を行うことを相当と認める指定通院医療機関を定め、当該指定通院医療機関の管理者に対し、その旨を通知するとともに、前項の保護観察所の長に対し、当該指定通院医療機関の名称及び所在地を通知するものとする。

(生活環境の調整のための会議)

第14条 入院決定を受けた者の生活環境の調整を行う保護観察所の長は、当該入院決定を受けた者について、処遇の実施計画の案の作成その他生活環境の調整を行うため会議を開催する必要があると認めるときは、前条第2項の規定により定められた指定通院医療機関の管理者並びに当該入院決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又はこれらの者の指名する職員の出席を求めることができる。

2 入院決定を受けた者の生活環境の調整を行う保護観察所の長は、処遇の実施計画の案の作成その他生活環境の調整を行うため必要があると認めるときは、前項に規定する者のほか、当該入院決定を受けた者に対して援助を行う者その他の適当な者に対し、同項の会議への出席を依頼することができる。

第3章 地域社会における処遇

(処遇の実施計画の記載事項)

第15条 令第11条第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 医療のため緊急を要する場合における対応方法
- 二 法による医療が終了した後における医療及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)その他の精

神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助等の確保に関し必要な事項
〔改正〕

一部改正（第一次改正）

（処遇の実施計画の作成等）

第16条 法第104条第1項又は第3項の規定により保護観察所の長から協議を求められた通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該通院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項につき、意見を提出するものとする。

一 指定通院医療機関の管理者 令第11条第一号（指定通院医療機関の管理者による医療及び援助に関する事項に限る。）、第二号及び第四号（指定通院医療機関の管理者による援助に関する事項に限る。）に掲げる事項その他指定通院医療機関の管理者が実施する処遇に関する事項

二 都道府県知事及び市町村長 令第11条第一号及び第四号（いずれも都道府県及び市町村（特別区を含む。）による援助に関する事項に限る。）に掲げる事項その他都道府県知事及び市町村長が実施する処遇に関する事項

（処遇の実施計画の通知）

第17条 保護観察所の長は、処遇の実施計画を定めたときは、通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該通院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、当該処遇の実施計画の内容を通知するものとする。処遇の実施計画について見直しを行ったときも、同様とする。

（保護観察所の長による報告の求め）

第18条 保護観察所の長は、法第106条第1項に規定する精神保健観察を実施するため必要があると認めるときは、通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該通院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、当該通院対象者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況について報告を求めるものとする。

（居住地の通知）

第19条 通院対象者から法第107条の規定による居住地の届出を受けた保護観察所の長は、速やかに、当該通院対象者に対して法第42条第1項第二号又は第51条第1項第二号の決定をした地方裁判所の所在地を管轄する地方厚生局長並びに当該通院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、その旨を通知するものとする。

（転居の届出）

第20条 法第107条第二号の規定による転居の届出をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

一 通院対象者の氏名、生年月日及び居住地

二 転居先

三 転居の理由

四 転居の予定日

- 2 前項の届出を受けた保護観察所の長は、速やかに、当該保護観察所の所在地を管轄する地方厚生局長並びに当該届出に係る転居先を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 保護観察所の長は、第1項の届出に係る転居先における医療又は援助を確保するため必要があると認めるときは、法第108条第2項の規定により、指定通院医療機関の管理者並びに当該転居先を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めるものとする。

(長期の旅行の期間)

第21条 法第107条第二号に規定する長期の旅行は、その期間が旅行の初日から起算して2週間以上のものをいうものとする。

(長期の旅行の届出)

第22条 法第107条第二号の規定による長期の旅行の届出をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- 一 通院対象者の氏名、生年月日及び居住地
- 二 旅行先
- 三 旅行の目的
- 四 旅行の予定期間
- 五 旅行中に受ける医療及び援助の予定

- 2 保護観察所の長は、前項の届出に係る旅行先における医療又は援助を確保するため必要があると認めるときは、法第108条第2項の規定により、指定通院医療機関の管理者並びに当該旅行先を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めるものとする。

(保護観察所の長に対する通知等)

第23条 法第110条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面とするものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- 一 通院対象者の氏名及び生年月日
- 二 法第110条第1項第一号又は第二号に該当する旨及びその理由

第24条 法第110条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面とするものとする。

- 一 通院対象者の氏名及び生年月日
- 二 法第110条第2項に規定する場合に該当する旨及びその理由

第25条 法第111条の規定による通報は、次の各号に掲げる事項を記載した書面とするものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- 一 通院対象者の氏名及び生年月日
- 二 法第43条第2項（法第51条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反する事実又は法第107条各号に掲げる事項を守らない事実があると認める旨及びその事実の

内容

第4章 雑則

(社会復帰調整官の証票)

第26条 社会復帰調整官は、法第19条各号に掲げる事務に従事する場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人から請求があったときは、これを呈示しなければならない。

附 則

(施行期日)

この省令は、法の施行の日（平成17年7月15日）から施行する。

附 則（第一次改正）

この省令は、平成18年4月1日から施行する。

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第103条第1項及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令第15条の規定により地方厚生局長に委任する権限を定める省令

〔平成17年7月14日〕
厚生労働省令第118号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第103条第1項及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成16年政令第310号）第15条の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第103条第1項及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令第15条の規定により地方厚生局長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第103条第1項及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令第15条の規定により地方厚生局長に委任する権限を定める省令

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第103条第1項及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（以下「令」という。）第15条第1項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号に掲げる権限（法第18条に係るものに限る。）及び第四号から第七号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第16条から第18条までに規定する権限
- 二 法第413条第3項及び第4項に規定する権限（第51条第3項及び第61条第4項において準用する場合を含む。）
- 三 法第79条に規定する権限
- 四 法第82条第2項に規定する権限
- 五 法第85条に規定する権限
- 六 法第97条第1項に規定する権限
- 七 法第98条に規定する権限
- 八 令第9条に規定する権限

附 則

（施行期日）

第1条 この省令は、法の施行の日（平成17年7月15日）から施行する。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第2条 厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第707条中第九十号を第九十三号とし、第七十五号から第八十九号までを三号ずつ繰り下げ、第七十四号の次に次の三号を加える。

七十五 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)第6条第2項の精神保健判定医及び医療観察法第15条第1項の精神保健参与員に関する事。

七十六 医療観察法第16条の規定による指定医療機関の指定及び医療観察法第82条第2項の規定による指定医療機関の指導等に関する事。

七十七 医療観察法第43条第3項(医療観察法第51条第3項又は第61条第4項において準用する場合を含む。)の規定による指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定、医療観察法第45条第1項の規定による決定の執行その他医療観察法第42条第1項第一号若しくは第61条第1項第一号の決定又は医療観察法第42条第1項第二号若しくは第51条第1項第二号の決定を受けた者に対する医療に関する事。

第714条に次の三号を加える。

九 医療観察法第6条第2項の精神保健判定医及び医療観察法第15条第1項の精神保健参与員に関する事。

十 医療観察法第16条の規定による指定医療機関の指定及び医療観察法第82条第2項の規定による指定医療機関の指導等に関する事。

十一 医療観察法第43条第3項(医療観察法第51条第3項又は第61条第4項において準用する場合を含む。)の規定による指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定、医療観察法第45条第1項の規定による決定の執行その他医療観察法第42条第1項第一号若しくは第61条第1項第一号の決定又は医療観察法第42条第1項第二号若しくは第51条第1項第二号の決定を受けた者に対する医療に関する事。

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第92条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限

〔平成17年7月14日〕
厚生労働省告示第336号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第92条第2項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第92条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限を次のように定め、同法の施行の日（平成17年7月15日）から適用する。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第92条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限

- 1 信書の発受の制限（刃物、薬物等の異物が同封されていると判断される受信信書について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項第一号又は第61条第1項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者（以下「入院対象者」という。）によりこれを開封させ、異物を取り出した上入院対象者に当該受信信書を渡すことは、含まれない。）
- 2 裁判所及び地方厚生局の職員、法務局、地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに入院対象者の代理人又は付添人である弁護士との電話の制限
- 3 裁判所及び地方厚生局の職員、法務局、地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに入院対象者の代理人又は付添人である弁護士及び入院対象者又は保護者の依頼により入院対象者の代理人又は付添人となろうとする弁護士との面会の制限

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第92条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限

〔平成17年7月14日〕
〔厚生労働省告示第337号〕

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第92条第3項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第92条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限を次のように定め、同法の施行の日（平成17年7月15日）から適用する。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第92条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限

- 1 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項第一号又は第61条第1項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者（以下「入院対象者」という。）の隔離（内側から入院対象者本人の意思によっては出ることができない部屋の中へ1人だけ入室させることにより当該入院対象者を他の患者から遮断する行動の制限をいい、12時間を超えるものに限る。）
- 2 身体的拘束（衣類又は綿入り帯等を使用して、一時的に当該入院対象者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。）

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第93条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める処遇の基準

平成17年7月14日
厚生労働省告示第338号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第93条第1項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第93条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める処遇の基準を次のように定め、同法の施行の日（平成17年7月15日）から適用する。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第93条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める処遇の基準

第1 基本理念

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項第一号又は第61条第1項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者（以下「入院対象者」という。）の処遇は、入院対象者の個人としての尊厳を尊重し、その人権に配慮しつつ、適切な精神医療の確保及び社会復帰の促進に資するものでなければならないものとする。また、処遇に当たって、入院対象者の自由の制限が必要とされる場合においても、その旨を入院対象者にできる限り説明して制限を行うよう努めるとともに、その制限は入院対象者の症状に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならないものとする。

第2 通信・面会について

1 基本的な考え方

- (1) 入院対象者の院外にある者との通信及び来院者との面会（以下「通信・面会」という。）は、入院対象者と家族、地域社会等との接触を保ち、医療上も重要な意義を有するとともに、入院対象者の人権の観点からも重要な意義を有するものであり、原則として自由に行われることが必要である。
- (2) 通信・面会は基本的に自由であることを、文書又は口頭により、入院対象者及び保護者に伝えることが必要である。
- (3) 電話及び面会に関しては入院対象者の医療又は保護に欠くことのできない限度での制限が行われる場合があるが、これは、病状の悪化を招き、あるいは治療効果を妨げる等、医療又は保護の上で合理的な理由がある場合であって、かつ、合理的な方法及び範囲における制限に限られるものであり、個々の入院対象者の医療又は保護の上での必要性を慎重に判断して決定すべきものである。

2 信書に関する事項

- (1) 入院対象者の病状から判断して、家族等からの信書が入院対象者の治療効果を妨げることが考えられる場合には、あらかじめ家族等と十分連絡を保って信書を差し控えさせ、あるいは主治医あてに発信させ入院対象者の病状をみて当該主治医から入院対象者に連絡させる等の方法に努めるものとする。
- (2) 刃物、薬物等の異物が同封されていると判断される受信信書について、入院対象者によりこれを開封させ、異物を取り出した上、入院対象者に当該受信信書を渡した場合においては、当該措置を採った旨を診療録に記載するものとする。

3 電話に関する事項

- (1) 制限を行った場合は、その理由を診療録に記載し、かつ、適切な時点において制限をした旨及びその理由を入院対象者及び保護者に知らせるものとする。
- (2) 電話機は、入院対象者が自由に利用できるような場所に設置される必要があるものとする。また、地方裁判所、地方厚生局担当部局及び法務局又は地方法務局の人権擁護主管部局等の電話番号を、見やすいところに掲げる等の措置を講ずるものとする。

4 面会に関する事項

- (1) 制限を行った場合は、その理由を診療録に記載し、かつ、適切な時点において制限をした旨及びその理由を入院対象者及び保護者に知らせるものとする。
- (2) 入院後は入院対象者の病状に応じできる限り早期に入院対象者に面会の機会を与えるべきであり、入院直後一定期間一律に面会を禁止する措置は採らないものとする。
- (3) 面会する場合、入院対象者が立会いなく面会できるようにするものとする。ただし、入院対象者若しくは面会者の希望のある場合又は医療若しくは保護のため特に必要がある場合には病院の職員が立ち会うことができるものとする。

第3 入院対象者の隔離について

1 基本的な考え方

- (1) 入院対象者の隔離は、入院対象者の症状からみて、入院対象者本人又は周囲の者に危険が及ぶ可能性が著しく高く、隔離以外の方法ではその危険を回避することが著しく困難であると判断される場合に、その危険を最小限に減らし、入院対象者本人の医療又は保護を図ることを目的として行われるものとする。
- (2) 隔離は、入院対象者の症状からみて、その医療又は保護を図る上でやむを得ずなされるものであって、制裁や懲罰あるいは見せしめのために行われるようなことは厳にあってはならないものとする。
- (3) 12時間を超えない隔離については精神保健指定医の判断を要するものではないが、この場合にあってもその要否の判断は医師によって行われなければならないものとする。
- (4) なお、入院対象者本人の意思により閉鎖的環境の部屋に入室させることもあり得るが、この場合には隔離には当たらないものとする。この場合においては、入院対

象者本人の意思による入室である旨の書面を得なければならないものとする。

2 隔離の対象となる入院対象者に関する事項

隔離の対象となる入院対象者は、主として次のような場合に該当すると認められる入院対象者であり、隔離以外により代替方法がない場合において行われるものとする。

ア 他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が入院対象者の病状の経過や予後に著しく悪く影響する場合

イ 自殺企図又は自傷行為が切迫している場合

ウ 他の患者に対する暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為が認められ、他の方法ではこれを防ぎきれない場合

エ 急性精神運動興奮等のため、不穏、多動、爆発性などが目立ち、他の方法では医療又は保護を図ることが著しく困難な場合

オ 身体的合併症を有する入院対象者について、検査及び処置等のため、隔離が必要な場合

3 遵守事項

(1) 他の患者の隔離を行っている閉鎖的環境の部屋に入院対象者を入室させることはあってはならないものとする。また、既に入院対象者が入室している部屋に隔離のため他の患者を入室させることはあってはならないものとする。

(2) 隔離を行うに当たっては、当該入院対象者に対して隔離を行う理由を知らせるよう努めるとともに、隔離を行った旨及びその理由並びに隔離を開始した日時及び解除した日時を診療録に記載するものとする。

(3) 隔離を行っている間においては、定期的な会話等による注意深い臨床的観察と適切な医療及び保護が確保されなければならないものとする。

(4) 隔離を行っている間においては、洗面、入浴、掃除等入院対象者及び部屋の衛生の確保に配慮するものとする。

(5) 隔離が漫然と行われることがないように、医師は原則として少なくとも毎日1回診察を行うものとする。

第4 身体的拘束について

1 基本的な考え方

(1) 身体的拘束は、制限の程度が強く、また、二次的な身体的障害を生ぜしめる可能性もあるため、代替方法が見出されるまでの間のやむを得ない処置として行われる行動の制限であり、できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めなければならないものとする。

(2) 身体的拘束は、入院対象者本人の生命を保護すること及び重大な身体損傷を防ぐことに重点を置いた行動の制限であり、制裁や懲罰あるいは見せしめのために行われるようなことは厳にあってはならないものとする。

(3) 身体的拘束を行う場合は、身体的拘束を行う目的のために特別に配慮して作られた衣類又は綿入り帯等を使用するものとし、手錠等の刑具類や他の目的に使用され

る紐、縄その他の物は使用してはならないものとする。

2 身体的拘束の対象となる入院対象者に関する事項

身体的拘束の対象となる入院対象者は、主として次のような場合に該当すると認められる入院対象者であり、身体的拘束以外により代替方法がない場合において行われるものとする。

ア 自殺企図又は自傷行為が著しく切迫している場合

イ 多動又は不穏が顕著である場合

ウ ア又はイのほか精神障害のために、そのまま放置すれば入院対象者本人の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合

3 遵守事項

(1) 身体的拘束に当たっては、当該入院対象者に対して身体的拘束を行う理由を知らせよう努めるとともに、身体的拘束を行った旨及びその理由並びに身体的拘束を開始した日時及び解除した日時を診療録に記載するものとする。

(2) 身体的拘束を行っている間においては、原則として常時の臨床的観察を行い、適切な医療及び保護を確保しなければならないものとする。

(3) 身体的拘束が漫然と行われることがないように、医師は頻回に診察を行うものとする。

○医療観察指定医療機関医療担当規程

平成17年8月2日
厚生労働省告示第367号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第82条第1項の規定に基づき、医療観察指定医療機関医療担当規程を次のように定める。

医療観察指定医療機関医療担当規程

（通則）

第1条 指定医療機関は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「法」という。）に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法第42条第1項第一号若しくは第二号、第51条第1項第二号又は第61条第1項第一号の決定を受けた者（以下「決定対象者」という。）の医療を担当しなければならない。

（診療開始時の注意等）

第2条 指定医療機関は、決定対象者の医療を担当するに際しては、当該決定対象者に対する裁判書の謄本を提示させること等により、当該者が当該指定医療機関で法による医療を受けるべき者であることを確かめなければならない。

（診療時間）

第3条 指定医療機関は、診療時間において診療を行うほか、決定対象者が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療を行わなければならない。

（証明書等の交付）

第4条 指定医療機関は、決定対象者、保護者、裁判所、保護観察所及び精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関から、その行っている医療につき、必要な証明書、意見書等の交付を求められたときは、無償で交付しなければならない。

（診療録）

第5条 指定医療機関は、決定対象者に関する診療録に健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならない。

（帳簿の保存）

第6条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類をその完結の日から3年間保存しなければならない。ただし、診療録にあっては、その完結の日から5年間とする。

（指定訪問看護事業者等に関する特例）

第7条 指定医療機関である健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する

指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第7条第8項に規定する訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第5条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護又は指定居宅サービス（訪問看護に限る。）の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によって」とあるのは「健康保険の例によって（指定居宅サービス事業者にあつては介護保険の例によって）」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

（平20厚労告161・1部改正）

（薬局に関する特例）

第8条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条及び第6条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

改正文（平成20年3月31日厚生労働省告示第161号）抄

平成20年4月1日から適用する。

○基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等

平成17年8月2日
厚生労働省告示第366号

〔一部改正経過〕

第一次 平成17年11月16日厚生労働省告示第486号

第二次 平成21年3月31日厚生労働省告示第247号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成17年厚生労働省告示第365号）に基づき、基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等を次のように定める。

基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等

第1 届出の通則

- 1 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する指定医療機関は、第2及び第3に規定する施設基準に従い、適正に届出を行わなければならないこと。
- 2 指定医療機関は、届出を行った後に、当該届出に係る内容と異なる事情が生じた場合には、速やかに届出の内容の変更を行わなければならないこと。
- 3 届出の内容又は届出の変更の内容が第2及び第3に規定する施設基準に適合しない場合には、当該届出又は届出の変更は無効であること。

第2 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準の通則

地方厚生局に対して当該届出を行う前6月間において、法第85条第1項、健康保険法（大正11年法律第70号）第78条第1項又は老人保健法（昭和57年法律第80号）第31条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

第3 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等

1 入院対象者入院医学管理料の施設基準

(1) 次に掲げる病棟を単位として行うものであること。

(一) 法第42条第1項第一号又は第61条第1項第一号の決定を受けた者であって、集中的な治療を要するものを入院させる病棟

(二) (1)に掲げるもののほか、病院の病棟の一部であって、法第42条第1項第一号又は第61条第1項第一号の決定を受けた者であって集中的な治療を要するものを入院させるための精神病床（14床を超えないものに限る。）により構成される病棟（以下「小規模病棟」という。）

(2) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第19条第1項第三号に定める薬剤師の員数以上の員数が配置されていること。

- (3) 当該病棟における医師の数は、当該病棟に法第42条第1項第一号又は第61条第1項第一号の決定を受け現に入院している者（以下「入院対象者」という。）の数が8又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、当該病棟に勤務する医師の過半数は常勤の医師であること。
- (4) 当該病棟に常勤の精神保健指定医が1名以上配置されており、かつ、当該病棟を有する指定入院医療機関に常勤の精神保健指定医が2名以上配置されていること。
- (5) 当該病棟における常勤の看護師の数は、4に、当該病棟の入院対象者の数に1.3を乗じた数を加えた数以上であること。ただし、その一部に小規格病棟を有している病院の病棟にあつては、当該病院の病棟における看護職員の数が当該病院の病棟の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、その最小必要数の4割以上が看護師であつて、当該小規格病棟について入院対象者の入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (6) 当該病棟における常勤の作業療法士、精神保健福祉士及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（平成17年厚生労働省令第117号）第2条第4項ホの臨床心理技術者の数の合計は、1に当該病棟の入院対象者の数が5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上であること。ただし、100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院であつて、入院対象者の状態に応じた入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されているものにあつてはこの限りでない。
- (7) 入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (8) 入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な構造設備を有していること。

2 入院対象者入院医学管理料の対象者

(1) 急性期入院対象者入院医学管理料の対象者

当該指定入院医療機関の管理者により、急性期における医療を提供する必要性があると認められた入院対象者

(2) 回復期入院対象者入院医学管理料の対象者

当該指定入院医療機関の管理者により、回復期における医療を提供する必要性があると認められた入院対象者

(3) 社会復帰期入院対象者入院医学管理料の対象者

当該指定入院医療機関の管理者により、社会復帰期における医療を提供する必要性があると認められた入院対象者

3 急性期入院対象者入院医学管理料に係る施設基準

病状が重度な入院対象者に対し、医学的管理を適切に行っていること。

4 通院対象者通院医学管理料の施設基準

- (1) 指定通院医療機関に通院対象者通院医学管理を担当する常勤の精神保健指定医が1名以上配置されていること。

- (2) 通院対象者通院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- 5 通院対象者社会復帰体制強化加算の施設基準
- (1) 通院対象者を常時3名以上受け入れる体制を確保されていること。
- (2) 通院対象者通院医学管理を行うにつき従事者の配置の強化による十分な体制が整備されていること。
- 6 医療観察精神科作業療法，医療観察精神科デイ・ケア，医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科デイ・ナイト・ケアの施設基準
- (1) 医療観察精神科作業療法については作業療法士が，医療観察精神科デイ・ケア，医療観察精神科ナイト・ケア又は医療観察精神科デイ・ナイト・ケア（以下「医療観察デイ・ケア等」という。）については必要な従事者が，それぞれ適切に配置されていること。
- (2) 患者数は，医療観察精神科作業療法については作業療法士の，医療観察デイ・ケア等については必要な従事者の，それぞれの数に対し適切なものであること。
- (3) 医療観察精神科作業療法，医療観察デイ・ケア等を行うにつき十分な専用施設を有していること。

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令

平成17年7月14日
厚生労働省告示第117号

最終改正：平成21年3月31日厚生労働省第98号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条、第86条、第88条及び第95条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令を次のように定める。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令

（指定医療機関の指定）

第1条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の指定を受けようとする病院の開設者（国を除く。）は、次に掲げる事項を記載した書面をその所在地を管轄する地方厚生局長（以下「管轄地方厚生局長」という。）に提出しなければならない。

- 一 病院の名称及び所在地
 - 二 開設者の名称及び住所
 - 三 管理者の氏名
 - 四 法第81条第1項の医療を主として担当する医師の氏名及び略歴
 - 五 法第81条第1項の医療を行うために必要な設備の概要
- 2 法第16条第2項の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者（国を除く。）は、次に掲げる事項を記載した書面を管轄地方厚生局長に提出しなければならない。
- 一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地
 - 二 開設者の氏名又は名称及び住所
 - 三 管理者の氏名
 - 四 病院又は診療所にあつては、法第81条第1項の医療を主として担当する医師の氏名及び略歴
 - 五 病院又は診療所にあつては、法第81条第1項の医療を行うために必要な設備の概要
 - 六 薬局にあつては、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第一号の指定を受けている旨
 - 七 法第81条第1項の医療を連携して行う他の指定通院医療機関がある場合は、当該指定通院医療機関の名称、所在地及び連携して行う医療の内容の概要

3 法第16条第2項の指定を受けようとする心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成16年政令第310号。以下「令」という。）第1条各号に掲げる事業者（以下「指定訪問看護事業者等」という。）であって国以外のものは、次に掲げる事項を記載した書面を管轄地方厚生局長に提出しなければならない。

一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

二 当該申請に係る指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）若しくは介護予防サービス事業（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）の名称及び所在地

三 管理者の氏名

四 当該訪問看護ステーションにおいて当該指定に係る訪問看護若しくは老人訪問看護又は居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護若しくは同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

五 法第81条第1項の医療を連携して行う指定通院医療機関の名称及び所在地
（指定入院医療機関の指定の基準）

第2条 法第16条第1項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項及び第23条第1項の基準を満たしていること。ただし、当該医療機関における精神障害を有する者に対する医療及び保護の体制、当該医療機関の管理運営の状況、当該医療機関の地域における役割等を勘案し指定入院医療機関として指定することが適当であると認められる病院については、この限りでない。

二 精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を適切に実施することができる態勢を整えていること。

三 専ら法第42条第1項第一号又は第61条第1項第一号の決定を受けた者に医療を実施するための病棟を設置していること。

四 前号の病棟に次に掲げる者を置いていること。

イ 医師

ロ 看護師又は准看護師（常時勤務する者に限る。）

ハ 作業療法士

ニ 精神保健福祉士

ホ 心理学に関する専門的知識及び技術により、心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う能力を有すると認められる者（以下「臨床心理技術者」という。）

（指定通院医療機関の指定の基準）

第3条 法第16条第2項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所にあつては、次に掲げる者を置いていること。

イ 看護師又は准看護師

ロ 作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者

二 病院又は診療所にあつては、精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を適切に実施することができる態勢を整えていること。

三 薬局にあつては、当該薬局が健康保険法第63条第3項第一号の指定を受けていること。

四 訪問看護ステーションにあつては、法第81条第1項の医療を連携して行う指定通院医療機関があること。

(指定医療機関の名称変更等の際の届出)

第4条 指定医療機関の開設者(国を除く。)は、次に掲げる事項に該当するに至ったときは、その事項及び年月日を、速やかに、管轄地方厚生局長に届け出なければならない。

一 病院又は診療所にあつては第1条第1項各号又は第2項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号若しくは第七号に掲げる事項に、薬局にあつては同項第一号、第二号、第三号又は第六号に掲げる事項に、指定訪問看護事業者等にあつては同条第3項各号に掲げる事項に変更があったとき。

二 指定医療機関の業務の全部又は一部を休止し又は再開しようとするとき。

三 医療法第24条、第28条若しくは第29条第1項、第2項、第3項若しくは第4項、健康保険法第95条、介護保険法第77条第1項又は薬事法(昭和35年法律第145号)第72条第4項若しくは第75条第1項に規定する処分を受けたとき。

(診療報酬の請求)

第5条 厚生労働大臣が法第84条第1項の規定により診療報酬の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関は、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

(常時勤務する精神保健指定医)

第6条 法第86条に規定する指定医療機関に常時勤務する精神保健指定医は、1日に8時間以上、かつ、1週間に4日以上当該指定医療機関において精神障害の診断又は治療に従事する者でなければならない。

(診療録の記載事項)

第7条 法第88条の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる記載の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第49条第1項又は第2項の規定により入院を継続させて法による医療を行う必要があるかどうかの判定に係る記載

イ 入院後の症状又は状態像の経過の概要

ロ 今後の治療方針

二 法第92条第3項に規定する行動の制限を行う必要があるかどうかの判定に係る記載

イ 法第92条第3項の規定により精神保健指定医が必要と認めて行った行動の制限の

内容

- ロ 当該行動の制限を開始した年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻
- ハ 当該行動の制限を行ったときの症状
- 三 法第100条第1項第一号の規定により外出させて経過を見ることが適当かどうかの判定に係る記載
 - イ 入院後の症状又は状態像の経過の概要
 - ロ 今後の治療方針
- 四 法第100条第2項第一号の規定により外泊させて経過を見ることが適当かどうかの判定に係る記載
 - イ 入院後の症状又は状態像の経過の概要
 - ロ 今後の治療方針
- 五 法第110条第1項第一号の規定により法による医療を行う必要があるかどうかの判定に係る記載 入院によらない医療における症状又は状態像の経過の概要
- 六 法第110条第1項第二号の規定により入院をさせて法による医療を行う必要があるかどうかの判定に係る記載 入院によらない医療における症状又は状態像の経過の概要
- 七 法第110条第2項の規定により入院によらない医療を行う期間を延長して法による医療を行う必要があるかどうかの判定に係る記載
 - イ 入院によらない医療における症状又は状態像の経過の概要
 - ロ 今後の治療方針

(処遇改善の請求)

第8条 法第95条の規定による請求は、次の各号に掲げる事項に関し、法第42条第1項第一号又は第61条第1項第一号の決定により入院している者（以下「入院対象者」という。）が入院している指定入院医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長を経由して申し立てることにより行うものとする。

- 一 入院対象者の氏名及び生年月日
- 二 請求人が入院対象者本人でない場合にあっては、その者の住所、氏名及び入院対象者との続柄
- 三 入院対象者が入院している指定入院医療機関の名称
- 四 必要な措置の内容及び理由
- 五 請求年月日

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、法の施行の日（平成17年7月15日）から施行する。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第6条第2項の名簿及び同法第15条第2項の名簿に関する省令の一部改正）

（厚生労働大臣による措置）

第2条 厚生労働大臣は、当分の間、すべての指定入院医療機関において病床（病院の一

部について法第16条第1項の指定を受けている指定入院医療機関にあっては、その指定に係る病床)に余裕がない場合には、法第42条第1項第一号又は第61条第1項第一号の決定を受けた者であって、法第43条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた指定入院医療機関(以下「委託指定入院医療機関」という。)に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その症状に照らし、この項に規定する措置の実施によりその精神障害の特性に応じ円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を受けることができなくなるおそれがないと認められるものに対し、指定入院医療機関以外の医療施設(以下「特定医療施設」という。)又は病院の一部について法第16条第1項の指定を受けている指定入院医療機関の指定に係る病床以外の当該指定入院医療機関の病床(以下「特定病床」という。)で、入院による医療を行うことができる。ただし、この項に規定する措置の実施により、当該特定医療施設における病床又は特定病床に余裕がなくなり、又は余裕がなくなると見込まれる場合には、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、当分の間、すべての指定入院医療機関において病床(病院の一部について法第16条第1項の指定を受けている指定入院医療機関にあっては、その指定に係る病床)に余裕がなくなると見込まれる場合には、入院対象者であって、当該入院対象者が入院している指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、当該者に対する医療の提供の経過及びその症状に照らし、早期に社会復帰することが可能な病状にあり、この項に規定する措置を実施した場合においてもその円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を受けるに当たって支障が生じないと認められるものに対し、特定医療施設又は特定病床で、入院による医療を行うことができる。

3 特定医療施設は、次の各号に掲げる病院であって、前2項の医療を提供するために必要なものとして厚生労働大臣が定める基準を満たすものでなければならない。

一 国又は都道府県が設置する精神科病院

二 都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)が設置する精神科病院

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第19条の8に規定する指定病院

四 前項に規定する者の居住地に所在する指定通院医療機関の指定を受けた病院であって、当該者に対し入院による精神障害の医療を行うことのできるもの

4 厚生労働大臣は、第1項又は第2項の規定により医療を行おうとするときは、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して、特定医療施設又は特定病床を有する指定入院医療機関(以下「特定医療施設等」という。)を定めなければならない。

5 厚生労働大臣は、第1項の規定により医療を行おうとするときは委託指定入院医療機関の管理者に対し、第2項の規定により医療を行おうとするときは同項に規定する者が入院している指定入院医療機関の管理者に対し、それぞれ前項の規定により定めた特定医療施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先を通知しなければならない。

- 6 厚生労働大臣は、第1項又は第2項の規定により、入院による医療を行うに当たって必要な場合には、第1項又は第2項に規定する者を、特定医療施設等に移送しなければならない。
- 7 委託指定入院医療機関又は第2項に規定する者が入院している指定入院医療機関（以下「委託指定入院医療機関等」という。）の管理者は、第1項又は第2項の規定による医療を担当するときは、第1項又は第2項に規定する者に対し、当該委託指定入院医療機関等の医師、看護師その他の職員による治療計画の策定、定期的な診察又は病状の評価に関する事項その他の厚生労働大臣が定める事項を実施するとともに、特定医療施設において当該治療計画に基づいた適切な医療が提供されるよう、特定医療施設との間で、第1項又は第2項に規定する者に対する医療の提供に関する契約を締結しなければならない。
- 8 委託指定入院医療機関等の管理者は、前項の契約を締結しようとするときは、第1項又は第2項に規定する者に対する医療の提供及び処遇に関する事項、委託指定入院医療機関等の策定した治療計画の実施に関する事項、第1項又は第2項に規定する者の病状が急変した場合の委託指定入院医療機関等が講ずべき措置に関する事項、特定医療施設における医療の提供に係る費用の算定及び支払に関する事項、契約解除その他当該契約に違反した場合の措置に関する事項その他厚生労働大臣が定める事項を記載した契約書を作成しなければならない。
- 9 第1項及び第2項の規定による医療の提供の期間は、当該医療の提供を開始した日から起算して3月（第1項の規定による特定病床での医療の提供にあつては、6月）を超えることができない。ただし、厚生労働大臣は、第2項に規定する者について、居住地における円滑な社会復帰を促進するために必要と認める場合には、通じて3月を超えない範囲で、この期間を延長することができる。
- 10 厚生労働大臣は、いずれかの指定入院医療機関の病床に余裕が生じた場合には、速やかに、第1項に規定する者を当該指定入院医療機関に移送しなければならない。

第3条 法第16条第1項の規定に基づき現に指定入院医療機関の指定を受けている病院の開設者が特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。）以外の独立行政法人又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。）に変更された場合には、その変更後においても、当該病院の開設者はその変更前の開設者であるものとみなす。

附 則 （平成18年3月14日厚生労働省令第32号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年3月31日厚生労働省令第77号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年 8 月 1 日厚生労働省令第133号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成21年 3 月10日厚生労働省令第29号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成21年 3 月31日厚生労働省令第98号）
この省令は、公布の日から施行する。

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による医療に要する費用の額の算定方法

〔平成17年8月2日〕
〔厚生労働省告示第365号〕

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第83条第2項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による医療に要する費用の額の算定方法を次のように定める。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による医療に要する費用の額の算定方法

- 1 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する指定医療機関に係る医療に要する費用の額は、別表医療観察診療報酬点数表により算定するものとする。
- 2 指定医療機関に係る医療に要する費用の額は、1点の単価を10円とし、別表医療観察診療報酬点数表に定める点数を乗じて算定するものとする。
- 3 前二号の規定により指定医療機関が国に請求すべき医療に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

改正文（平成18年3月31日厚生労働省告示第255号）抄
平成18年4月1日から適用する。

改正文（平成18年9月29日厚生労働省告示第573号）抄
平成18年10月1日から適用する。

改正文（平成20年3月31日厚生労働省告示第186号）抄
平成20年4月1日から適用する。

改正文（平成21年3月31日厚生労働省告示第246号）抄
平成21年4月1日から適用する。

改正文（平成22年3月31日厚生労働省告示第138号）抄
平成22年4月1日から適用する。

別表（平17厚労告487・平18厚労告255・平18厚労告573・平20厚労告186・平20厚労告421・平21厚労告246・平22厚労告138・一部改正）

医療観察診療報酬点数表

第1章 基本診療料

通則

- 1 法第81条第2項第五号による入院及び看護の費用は、第1節の各区分の所定点数により算定する。この場合において、特に規定する場合を除き、通常必要とされる療養環境の提供、看護及び医学的管理に要する費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。
- 2 第1節に規定する期間の計算は、特に規定する場合を除き、法第42条第1項第一号又は第61条第1項第一号による決定の日（以下「入院決定日」という。）から起算して計算する。

第1節 入院料

入院対象者入院医学管理料（1日につき）

イ 急性期入院対象者入院医学管理料	6, 680点
ロ 回復期入院対象者入院医学管理料	4, 920点
ハ 社会復帰期入院対象者入院医学管理料	5, 820点

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、地方厚生局長に届け出た指定入院医療機関において、各区分の入院中の対象者（別に厚生労働大臣が定める基準に適合している対象者に限る。）に対して入院対象者入院医学管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

注2 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たすことができない病棟については、当分の間、その旨を地方厚生局長に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している対象者について、当該基準に係る区分に従い入院対象者入院医学管理料を算定できる。ただし、1日につきそれぞれの所定点数から88点を減算する。

注3 急性期入院対象者入院医学管理料について、入院決定日から起算して91日以上1年以内の期間にあっては、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定点数から1, 170点を減算し、入院決定日から起算して1年を超える期間にあっては、1日につき所定点数から1, 760点を減算する。

注4 社会復帰期入院対象者入院医学管理料について、社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して181日以上1年以内の期間にあっては、1日につき所定点数から310点（法第49条第1項に基づく退院の許可の申立てを行ってから180日を経過していない場合を除く。）を減算し、社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して1年を超え1年180日以内の期間にあっては、1日につき所定点数から900点（法第49条第1項に基づく退院の許可の申立てを行ってから180日を経過していない場合は、310点）を減算し、社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して1年180日を超える期間にあっては、1日につき所定点数から1, 400点（法第49条第1項に基づく退院の許可の申立てを行ってから180日を経過していない場合又は当該申立てについて

法第51条第1項第1号の決定がなされた場合は、900点)減算する。

注5 診療に係る費用(第2章の医療観察精神科電気療^{電気療養}法に係る費用及び医療観察退院前訪問指導料並びに第4章特定治療科のうち、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)第2章第4部画像診断、第9部処置及び第10部手術のうち、1,000点以上のものに係る費用を除く。)は、所定点数に含まれるものとする。

注6 入院対象者入院医学管理を行うための病床数が30床に満たない場合にあっては、当該病床数に応じ、次に掲げる点数を1日につきそれぞれ所定点数に加算する。

イ 15床の場合	565点
ロ 16床の場合	469点
ハ 17床の場合	532点
ニ 18床の場合	672点
ホ 19床の場合	493点
ヘ 20床の場合	333点
ト 21床の場合	374点
チ 22床の場合	237点
リ 23床の場合	112点
ヌ 24床の場合	313点
ル 25床の場合	381点
ヲ 26床の場合	326点
ワ 27床の場合	296点
カ 28床の場合	189点
ヨ 29床の場合	91点

注7 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令(平成17年厚生労働省令第117号。以下「省令」という。)附則第2条第1項に規定する特定医療施設又は特定病床において、次の各号の掲げる者に対して入院対象者入院医学管理が行われた場合に、それぞれ当該各号に定める管理料に従い、所定点数を算定する。

イ 省令附則第2条第1項に規定する者

急性期入院対象者入院医学管理料

ロ 省令附則第2条第2項に規定する者

社会復帰入院対象者入院医学管理料

第2節 通院料

通院対象者通院医学管理料(1月につき)

イ 前期通院対象者通院医学管理料(法第42条第1項第二号又は第51条第1項第二号による決定の日(以下「通院決定日」という。)から起算して6月を経過する日の属する月までの期間)

8,250点

ロ 中期通院対象者通院医学管理料（イで定める月の翌月から、通院決定日から起算して2年を経過する日の属する月までの期間） 7, 250点

ハ 後期通院対象者通院医学管理料（通院決定日から起算して2年を経過する日の属する月の翌月以降の期間） 6, 250点

ニ 急性増悪包括管理料 39, 000点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、法第42条第1項第二号又は第51条第1項第二号による決定を受けた対象者（以下「通院対象者」という。）に対して通院対象者通院医学管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、1月に1回を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

注2 中期通院対象者通院医学管理料又は後期通院対象者通院医学管理料を算定している通院対象者であって、精神保健指定医の診察に基づき、急性増悪等により集中的な精神医学管理を行う必要があると認めた場合にあっては、急性増悪包括管理料により1月を限度として算定する。ただし、急性増悪等の期間が1月に満たない場合には、1日につき1, 300点で算定する。

注3 前期通院対象者通院医学管理料、中期通院対象者通院医学管理料及び後期通院対象者通院医学管理料の診療に係る費用（第2章医療観察精神科専門療法に係る費用並びに第4章特定治療料のうち、医科診療報酬点数表第2章第1部医学管理等（区分番号B001の2に掲げる特定薬剤治療管理料及び区分番号B001の6に掲げるてんかん指導料の費用に限る。）、第3部検査、第4部画像診断、第5部投薬（区分番号F400に掲げる処方せん料を除く。）、第6部注射、第7部リハビリテーション、第9部処置（各区分に掲げる処置のうち、100点以上のものに限る。）、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第13部病理診断に係る費用を除く。）は、通院対象者通院医学管理料に含まれるものとする。

注4 急性増悪包括管理料の診療に係る全ての費用は、当該急性増悪包括管理料に含まれるものとする。

注5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、通院対象者に対して通院医学管理を行った場合にあっては、通院対象者復帰体制強化加算として、通院対象者通院医学管理料に係る区分の応じ、次に掲げる点数を1月につきそれぞれの所定点数に加算する。

イ 前期通院対象者通院医学管理料 2, 000点

ロ 中期通院対象者通院医学管理料 1, 500点

ハ 後期通院対象者通院医学管理料 1, 500点

注6 法第42条第1校第2号又は第51条第1項第2号による決定後に通院対象者に対して円滑に通院対象者通院医学管理を行うため、当該通院対象者に係る法第38条（第53条において準用する場合を含む。）による生活環境の調査又は法第101条による

生活環境の調整を担当する保護観察所と調整の上、あらかじめ当該決定前に、当該対象者が入院している法第34条第1項の入院に係る医療機関（以下「鑑定入院医療機関」という。）又は指定入院医療機関から情報を収集し、通院対象者通院医学管理の開始に必要な調整を実施した場合、前期通院対象者通院医学管理料の初回算定時に限り、所定点数に通院医学管理事前調整加算として600点を加算する。ただし、当該通院対象者が入院していた鑑定入院医療機関又は指定入院医療機関が引き続き、指定通院医療機関として通院対象者通院医学管理を行う場合は加算することができない。

- 注7 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成16年政令第310号。以下「令」という。）第12条の会議（以下「ケア会議」という。）に通院対象者通院医学管理を行う指定通院医療機関の職員が出席し、法第91条の規定に基づき通院対象者の適切な処遇の実施に資するゆお、精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整のため、保護観察所を含む関係機関に対して通院対象者の医療等の情報提供を行った場合、ケア会議の開催の都度、所定点数に通院医学管理情報提供加算として450点を加算する。

第2章 医療観察精神科専門療法

通則

医療観察精神科専門療法に当たって対象者に対して薬剤を使用した場合は、各区分により算定した点数及び薬剤料の所定点数を合算した点数により算定する。

- 1 医療観察精神科電気痙攣療法 3,000点

注1 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合に限り、1日に1回を限度として算定する。

注2 医科診療報酬点数表第2章第11部に規定する麻酔に要する費用（薬剤料及び特定保険医療材料を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。

- 2 医療観察退院前訪問指導料 380点

注1 対象者の退院に先立って患家等を訪問し、当該対象者の家族等に対して、退院後の療養に係る調整又は療養上の指導を行った場合に、当該入院中3回（入院期間が6月を超えると見込まれる患者にあっては、当該入院中6回）に限り算定する。

注2 看護師、精神保健福祉士等が共同して訪問指導を行った場合は、所定点数に320点を加算する。

注3 注1に掲げる指導に要した交通費は、患家の負担とする。

注4 対象者の外泊又は外出中に退院先を訪問し指導を行った場合には、入院対象者入院医学管理料に含まれるものとする。

- 3 医療観察通院精神療法（1回につき）

イ 法第42条第1項第二号又は第51条第1項第二号による決定を受けた後初めて指定

通院医療機関において診療を行った日において精神保健指定医等が医療観察通院精神療法を行った場合 500点

ロ イ以外の場合

(1) 30分以上の場合 330点

(2) 30分未満の場合 360点

注1 通院対象者について、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月にあっては週2回を、その他の場合にあっては週1回をそれぞれ限度として算定する。

注2 通院対象者の家族について、対象者本人とは別に専門的見地からカウンセリング等を行った場合は、注1の規定にかかわらず週1回を限度として別に算定することができる。

なお、同一日の別の時間帯に対象者に対しても医療観察通院精神療法を行った場合には、併せて算定することができる。

注3 20歳未満の対象者に対して医療観察通院精神療法を行った場合（前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行った場合に限る。）は、所定点数に200点を加算する。

4 医療観察認知療法・認知行動療法（1日につき） 420点

注1 通院対象者について、認知両方・認知行動法に習熟した指定通院医療機関の医師が、一連の治療に関する計画を作成し、通院対象者に説明を行った上で、医療観察認知療法・認知行動療法を行った場合に、一連の治療について16回に限り算定する。

注2 診療に要した時間が30分を越えたときに限り算定する。

注3 指定通院医療機関において、医療観察認知療法・認知行動療法と同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、ただし、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる医療観察精神科訪問看護・指導料についてはこの限りでない。

5 医療観察精神科作業療法（1日につき） 270点

注1 通院対象者について、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる場合にあっては週2回を、その他の場合にあっては週1回をそれぞれ限度として算定する。

注2 医療観察通院集団精神療法と同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。ただし、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる医療観察精神科訪問看護・指導料にあってはこの限りでない。

6 医療観察精神科作業療法（1日につき） 220点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において行われる場合に算定する。

7 医療観察精神科ナイト・ケア（1日につき）

イ 小規模なもの 275点

ロ 大規模なもの 330点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において行われる場合に算定する。

注2 指定通院医療機関において、医療観察精神科ナイト・ケアと同日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。ただし、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる医療観察精神科訪問看護・指導料にあつてはこの限りでない。

注3 前期通院対象者医学管理料又は中期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる当該療法については、医療観察通院前期・中期加算として、所定点数に20点を加算する。

注4 医療観察精神科ショート・ケアを算定した場合は、医療観察精神科デイ・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科デイ・ナイト・ケアしない。

8 医療観察精神科デイ・ナイト・ケア（1日につき）

イ 小規模なもの 590点

ロ 大規模なもの 700点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において行われる場合に算定する。

注2 指定通院医療機関において、医療観察精神科ショート・ケアと同日に行う他の医療観察精神科専門医療機は所定点数に含まれるものとする。ただし、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる医療観察精神科訪問看護・指導料にあつてはこの限りでない。

注3 前期通院対象者ツイン医学管理料又は中期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる当該療法については、医療観察通院前期・中期加算として、所定点数に50点を加算する。

注4 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアを算定した場合は、医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科デイ・ナイト・ケアは算定しない。

9 医療観察精神科デイ・ナイト・ケア（1日につき） 540点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において行われる場合に算定する。

注2 指定通院医療機関において、医療観察精神科ナイト・ケアと同日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。

注3 前期通院対象者通院医学管理料又は中期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる当該療法については、医療観察通院前期・中期加算として、所定点数50点を加算する。

注4 医療観察精神科ナイト・ケアを算定した場合は医療観察精神科ショート・ケア、医療観察科デイ・ケア及び医療観察精神科デイ・ナイト・ケアは算定しない。

10 医療観察精神科デイ・ナイト・ケア（1日につき） 1,040点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において行われる場合に算定する。

注2 指定通院医療機関において、医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。

注3 前期通院対象者通院医学管理料又は中期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる当該療法については、医療観察通院前期・中期加算として、所定点数に50点を加算する。

注4 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアを算定した場合は、医療観察精神科デイ・ケア及び医療観察精神科ナイト・ケアは算定しない。

11 医療観察精神科訪問看護・指導料

イ 医療観察精神科訪問看護・指導料(Ⅰ) 575点

ロ 医療観察精神科訪問看護・指導料(Ⅱ) 160点

注1 医療観察精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)については、通院対象者又は家族等に対して、指定通院医療機関(令第1条各号に掲げるものを除く。)の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士(以下「保健師等」という。)を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。

注2 医療観察精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)については、通院対象者であって、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービスを行う施設及び福祉ホーム並びに同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた精神障害者社会復帰施設に入所している複数のものに対して、指定通院医療機関(令第1条各号に掲げるものを除く。)の保健師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。

注3 注1に規定する場合であって、複数の保健師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、所定点数に450点を加算する。

注4 注2に規定する場合であって、看護・指導時間が3時間を超えた場合は、3時間を超えた時間について、5時間を限度として1時間又はその端数を増すごとに所定点数に40点を加算する。

注5 医療観察精神科訪問看護・指導料については、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月にあつては週5回、それ以外の場合にあつては週3回を限度として算定する。

注6 医療観察精神科訪問看護・指導に要した交通費は、患家の負担とする。

注7 指定通院医療機関(令第1条各号に掲げるものを除く。)において、医療観察精神科訪問看護・指導と同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。ただし、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科デイ・ケア、医療観察通院集団精神療法又は医療観察認知療法・認知行動療法にあつてはこの限りではない。

注8 指定通院医療機関(令第1条各号に掲げるものを除く。)による医療観察精神科訪

問看護・指導と令第1条各号に掲げる指定通院医療機関(以下「訪問看護事業型指定通院医療機関」という。)による医療観察訪問看護が同一月に混在して行われる場合は、同一日に双方が実施することのないよう十分に調整すること。また、医療観察精神科訪問看護・指導料と医療観察訪問看護基本料の算定回数の合計は、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月にあっては週5回を、それ以外の場合にあっては週3回をそれぞれ限度とすること。

12 医療観察持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料 250点

注 持続性抗精神病注射薬剤を投与している統合失調症の通院対象者に対して、計画的に医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り、当該薬剤を投与したときに算定する。

13 薬剤料

薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。

注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。

注2 使用薬剤の薬価は、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号)によるものとする。

第3章 医療観察訪問看護

通則

訪問看護事業型指定通院医療機関が、医療観察訪問看護を行った場合、その費用は、1により算定される点数に2又は3により算定される点数を加えた点数とする。

1 医療観察訪問看護基本料

イ 医療観察訪問看護基本料(I) 555点

ロ 医療観察訪問看護基本料(II) 160点

注1 医療観察訪問看護基本料(I)については、通院対象者又は家族等に対して、法第104条の処遇に関する実施計画や当該通院対象者にかかる通院対象者通院医学管理を行っている指定通院医療機関の主治医の指示に基づき訪問看護事業型指定通院医療機関の保健師、看護師又は作業療法士(以下「看護師等」という。)が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注2 医療観察訪問看護基本料(II)については、通院対象者であって、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う施設及び福祉ホーム並びに同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた精神障害者社会復帰施設に入所している複数のものに対して、法第104条の処遇に関する実施計画や当該通院対象者に係る通院対象者通院医学管理を行っている指定通院医療機関の主治医の指示に基づき訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注3 注1に規定する場合であって、看護師等が当該訪問看護事業型指定通院医療機関の他の看護師等又は准看護師と同時に訪問して、看護又は療養上必要な指導を

行った場合は、複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に応じ、それぞれに次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 看護師等が他の看護師等と同時に医療観察訪問看護を行った場合 430点

ロ 看護師等が他の准看護師と同時に医療観察訪問看護を行った場合 380点

注4 注2に規定する場合であって、医療観察訪問看護の時間が3時間を超えた場合は、3時間を超えた時間について、5時間を限度として、1時間又はその端数を増すごとに所定点数に40点を加算する。

注5 医療観察訪問看護基本料については、前期通院対象者通院医学管理料を算定している当該月にあっては週5回を、それ以外の場合にあっては週3回をそれぞれ限度として算定する。

注6 医療観察訪問看護に要した交通費は、患家の負担とする。

注7 訪問看護事業型指定通院医療機関による医療観察訪問看護と指定通院医療機関(令第1条各号に掲げるものを除く。)による医療観察精神科訪問看護・指導が同一月に混在して行われる場合は、同一日に双方が実施することのないよう十分に調整すること。また、医療観察訪問看護基本料と医療観察精神科訪問看護・指導料の算定回数の合計が、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月にあっては週5回を、それ以外の場合にあっては週3回をそれぞれ限度とすること。

2 医療観察訪問看護管理料

イ 月の初日の訪問の場合 730点

ロ 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき) 295点

注1 医療観察訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護事業型指定通院医療機関が、通院対象者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書を法第106条による精神保健観察を担当している保護観察所及び通院対象者通院医学管理を実施している指定通院医療機関に対して提出するとともに、当該通院対象者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度、所定点数を算定する。

注2 医療観察訪問看護管理料は、1月に12日までを限度とし、算定する。

3 医療観察訪問看護情報提供料 200点

注 ケア会議に訪問看護事業型指定通院医療機関の職員が出席し、法第91条の規定に基づき通院対象者の適切な処遇のため精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整を行うため、保護観察所を含む関係機関に対して通院対象者に係る看護又は療養上必要な指導についての情報提供等を行った場合、ケア会議の開催の都度、算定する。

第4章 特定治療料

医科診療報酬点数表第1章及び第2章、診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表(以下「歯科診療報酬点数表」という。)並びに別表第三調剤報酬点数表(以下「調剤報酬点数表」という。)において、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項に規定

する保険医療機関又は保険薬局が行った場合に点数が算定される行為(第1章基本診療料及び第2章医療観察精神科専門療法に掲げる診療を除く。)を行った場合に、当該行為に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章、歯科診療報酬点数表並びに調剤報酬点数表に定める点数

○自殺対策基本法

(平成18年6月21日法律第85号)

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 基本的施策（第11条—第19条）
- 第3章 自殺総合対策会議（第20条・第21条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

35号) 第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第5条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第6条 国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第7条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(施策の大綱)

第8条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(調査研究の推進等)

第11条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 国は、前項の施策の効果的かつ効率的な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第12条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第13条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第16条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者に対する支援)

第17条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等に対する支援)

第18条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第19条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第3章 自殺総合対策会議

(設置及び所掌事務)

第20条 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第8条の大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(組織等)

第21条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。